



第2次北杜市環境基本計画

(改訂版)

令和5年3月 北杜市



市長あいさつ

北杜市はハヶ岳、甲斐駒ヶ岳、金峰山・瑞牆山、茅ヶ岳など、世界に誇る山々に抱かれています。山の麓から湧き出る名水と日照時間日本一の太陽の恵み、この豊かな自然環境のもと多種多様な動植物が生息し、「南アルプス」「甲武信」の、2つのユネスコエコパークを有しています。この豊かな環境を次世代に引き継ぐことは、私達に課せられた使命です。



近年、世界では地球温暖化などの進行により、人類存亡の危機的状況を迎えており、本市においても、異常気象によるインフラや農作物への影響が少なからず出ています。環境問題は喫緊の課題であり、今を生きる全世界の人々が一丸となって、温室効果ガス削減や自然環境の保全に取り組む必要があります。

本市では、これまで、「第2次北杜市環境基本計画」に基づき、様々な環境施策を推進してきましたが、このような状況を踏まえ、本計画を改訂することとしました。

「自然と共にサステナブルなまちへ 北杜新時代」を新たな環境像とし、持続可能な社会の実現に向け、ゼロカーボンシティを目指し、再生可能エネルギーの推進や環境教育、環境保全活動など、官民一体となって強力に取り組んでいきたいと考えています。

結びに、本計画の改訂にあたり貴重な御意見をいただきました北杜市環境審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査への御協力やパブリックコメントで貴重な御意見をいただきました市民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和5年3月
上村 英司

目 次

第1章 基本的事項.....	1
第1節 計画の趣旨と見直しの背景.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
第3節 計画の対象範囲.....	3
第4節 計画の役割.....	4
第2章 環境の現状と課題.....	5
第1節 環境問題を取り巻く社会動向.....	5
1. SDGs.....	5
2. 地球温暖化への対応.....	6
3. 循環型社会の形成推進.....	8
4. 生物多様性保全の推進.....	9
5. 人口減少・少子高齢化の進行.....	10
第2節 市内の環境の概況.....	12
1. 本市の状況.....	12
2. 自然環境・歴史文化.....	14
3. 生活環境.....	17
4. 人口・世帯.....	33
5. 産業他.....	34
第3節 市民・事業者の環境意識調査（抜粋）.....	37
1. アンケート調査結果の概要.....	37
2. 市民の環境に対する意識.....	38
3. 事業者の環境に対する意識.....	43
第3章 計画のめざすところ.....	45
第1節 環境像.....	45
第2節 環境像実現に向けた基本方針.....	46
1. 施策区分の考え方.....	46
2. 基本方針の設定.....	46
3. 施策体系図.....	48
第4章 環境像の実現に向けた基本方針別の取組.....	49
基本方針1 快適で暮らしやすい、潤いの杜.....	50
基本方針2 ごみを減らし、資源を大切に作る杜.....	56
基本方針3 地域の資源を守り、次世代へつなぐ杜.....	62
基本方針4 地球環境保全に貢献する杜.....	68
基本方針5 将来につなげる杜づくり.....	74
第5章 環境像実現に向けた各地域の取組.....	77
1 茅ヶ岳・みずがき山麓エリア.....	78

2	ハケ岳南麓東エリア	80
3	ハケ岳南麓西エリア	82
4	甲斐駒ヶ岳山麓エリア	84
第6章	重点テーマ	86
	重点テーマ1：「北杜ぐるぐるプロジェクト」	86
	重点テーマ2：「未来に向けた温暖化対策推進プロジェクト」	87
	重点テーマ3：「杜の恵み活用プロジェクト」	88
	重点テーマ4：「生きもののいきいきプロジェクト」	89
第7章	計画の推進	91
第1節	計画の推進	91
	1. 計画の推進体制	91
	2. 計画の進行管理	92
第2節	その他	94
	1. 北杜市環境基本条例	94
	2. 計画策定の体制	98
	3. 計画策定の経過	98
	4. 用語集	99

第1章 基本的事項

第1節 計画の趣旨と見直しの背景

本市では、多様な環境問題への対応のため、2005年12月「北杜市環境基本条例」を制定し、条例の基本理念に基づき、2008年3月の「第1次北杜市環境基本計画」を皮切りに2018年3月に「第2次北杜市環境基本計画」を策定し、計画に定められた目標及び指標の進捗状況を毎年管理してきましたが、その間には、社会情勢も変化し環境保全に関する意識や生活スタイルの変化が進み、再生可能エネルギーへの転換や節電、省エネルギーなど、より環境に配慮した持続可能な社会への転換が、今まで以上に求められるようになってきました。

最先端のテクノロジーを活用したエネルギーについても、今後、北杜市としても取り組まなければならない国際的な社会情勢にあります。

一方、国においては持続可能な社会の実現のため分野横断的な6つの「重点戦略」（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定し、統合的向上を具体化し達成することを目標とし、2018年4月に「第5次環境基本計画」が策定されました。

また、2007年3月には、北杜市誕生後、初めての総合計画が策定されました。さらに、2017年3月に「第2次北杜市総合計画」、2022年3月には「第3次北杜市総合計画」を策定し、本市の目指すべき「2030年、地域のありたい姿」を明らかにするとともに、総合的かつ戦略的な市政運営を推進するため、市民にまちづくりの長期的な展望を示しています。

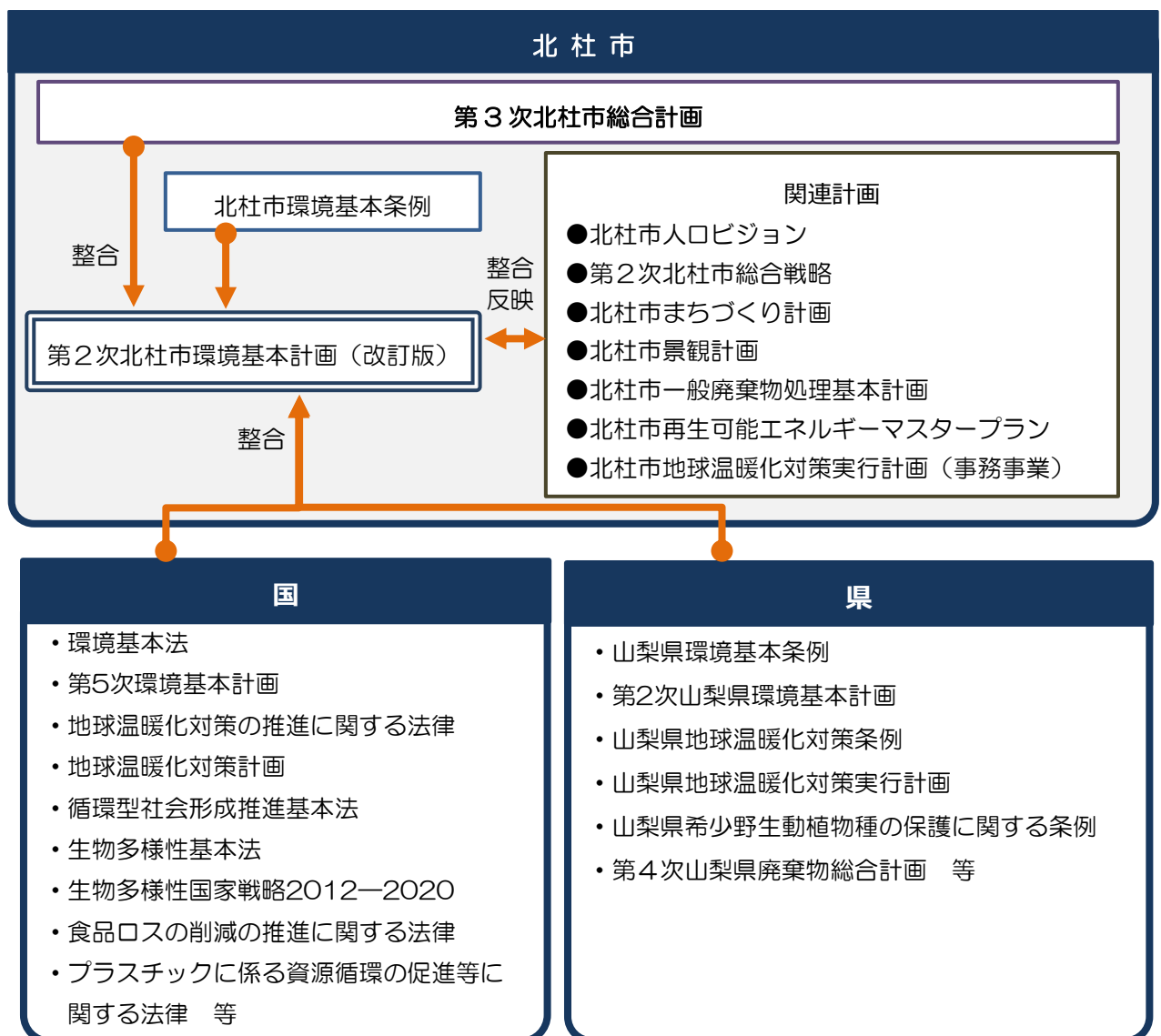
このような状況のなかで「第2次北杜市環境基本計画」の検証を踏まえ、内容を継承しつつ本計画の上位計画である「第3次北杜市総合計画」及び他の環境関連計画などとの整合性を図ることを目的とし、今回「第2次北杜市環境基本計画（改訂版）」を策定することとしました。

第2節 計画の位置づけ

「第2次北杜市環境基本計画」は、北杜市環境基本条例による環境の保全と創造について、基本理念を定め、市、事業者、市民及び市を訪れる全ての者の責務を明確にするとともに環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的としています。

今回見直しを行った「第2次北杜市環境基本計画（改訂版）」は、国や県の環境基本計画を見据えるとともに、市政の基本方針を示す「第3次北杜市総合計画」における環境関連施策を実行するための計画として図1－1に示すように位置づけられ、市政全般において環境に配慮した事業などを展開していきます。

図1－1 環境基本計画（改訂版）の位置づけ



第3節 計画の対象範囲

1 対象とする地域の範囲

本計画の対象とする地域は、原則として本市全域とします。

ただし、河川や大気の問題など、流域あるいは広域に対応することが望ましい事項については、国、県及び周辺自治体とも連携しながら施策を展開していきます。

2 対象とする環境の範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、本市の特性を考慮し、表1－1及び図1－2に示す項目を対象とします。

表1－1 対象とする環境の範囲

生活環境	○ 廃棄物、物質循環 大気、水質、騒音・振動、悪臭、土壌汚染、化学物質 景観、身近な緑や水辺、歴史的・文化的遺産 など
自然環境	○ 森林、山岳、湖沼、河川、生物多様性 など
地球環境	○ 地球温暖化、オゾン層、エネルギー など

図1－2 対象とする環境の範囲

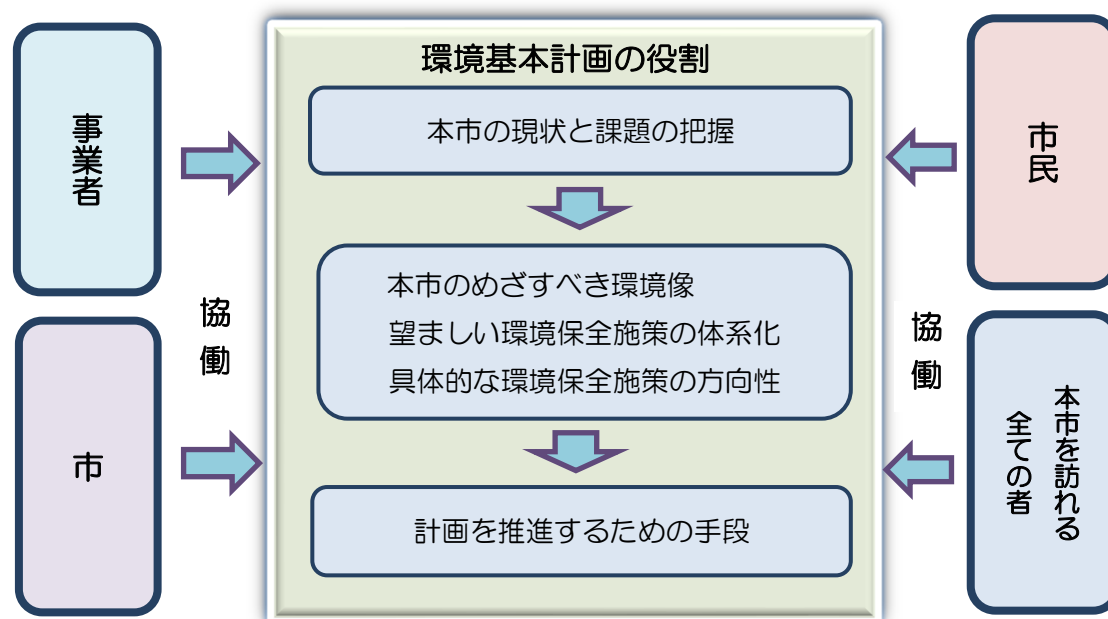


※物質循環とは、有限である資源を効率的に利用するとともに、循環的な利用（リサイクルなど）を行って、持続可能な形で循環させながら利用すること。

第4節 計画の役割

本計画は、本市の「めざすべき環境像」を明らかにするとともに、環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示し、本市の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものであり、市、事業者、市民及び本市を訪れる全ての者が、対等な立場でそれぞれの特性を認め合い、活かし合いながら課題解決など共通の目的に向けて協働するために図1-3に示す役割を担います。

図1-3 本計画の役割



第5節 計画の期間

「第2次北杜市環境基本計画」は2018年3月の策定から5年目を迎え、この間新たな施策や事業の展開、本市を取り巻く状況の変化や、2022年3月には「第3次北杜市総合計画」が策定されたことなどを踏まえ、2023年度を開始年度として現在までの取り組みの成果や新たな要素を反映させた内容に見直します。

なお、本計画では、2018年度～2022年度までを「前期計画」、2023年度～2027年度までを「後期計画」と表すこととします。

表1-3 計画の期間

項目	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
北杜市 総合計画	第2次北杜市総合計画				第3次北杜市総合計画									
第2次北杜市 環境基本計画		前期計画（5年間）					後期計画（5年間）							
						見直し								

第2章 環境の現状と課題

第1節 環境問題を取り巻く社会動向

1. SDGs

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された国際目標が「持続可能な開発目標（SDGs）」です。

この目標は2030年までに、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成されています。

世界のあらゆる国々が協働し、地球上の全ての人々を「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境の広範な課題に対して総合的に取り組むものです。

本計画の各施策の方向性については、SDGsを考慮し持続可能な社会の実現を目指していきます。

持続可能な開発目標（SDGs）



2. 地球温暖化への対応

(1) 地球温暖化の現状

◆ 国連緊急特別報告書



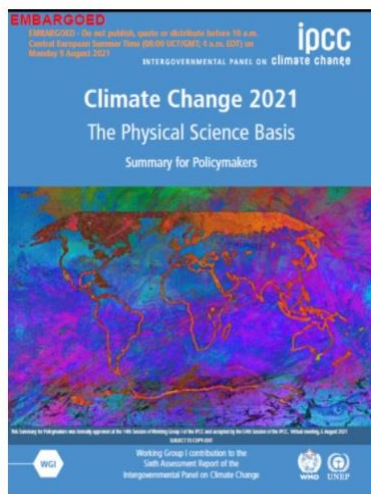
出典：環境省1.5℃特別報告書より

2018年10月、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）は「早ければ2030年には産業革命前より世界平均気温が1.5℃上昇する」という報告を公表しました。

この国連の緊急報告書では、地球温暖化の原因が、私たち人類の経済活動や日常生活活動に起因していることを初めて断定しました。

産業革命以来、人間は石油や石炭などの化石燃料を燃やしてエネルギーを取り出し、経済を成長させてきました。その結果、大気中のCO₂濃度は、産業革命前に比べて40%も増加しています。

◆ IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書（2021）



IPCC第6次評価報告書「自然科学的根拠」政策決定者向け要約（2021年8月9日発表）

出典：IPCCホームページ より

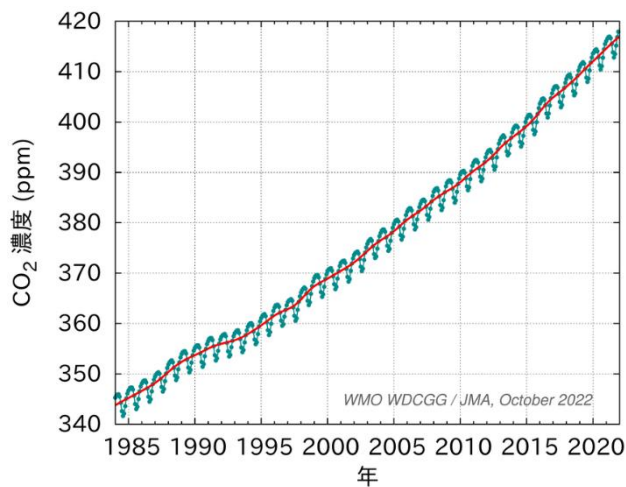
2021年に公表されたIPCC第6次評価報告書では、地球温暖化が人間の影響で起きていることを断定するとともに、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。」としています。

最近40年の各10年間は、1850年以降のどの10年間よりも高温を記録しており、有効な温暖化対策をとらなかった場合、21世紀末の世界の平均気温は、最大で5.7℃上昇すると推定しています。（SSP5-8.5予測）

また、厳しい温暖化対策をとった場合でも0.3～1.7℃上昇する可能性が高いと予測しています。

※SSP1～5 とは、IPCC第6次報告書（AR6）において、将来の社会経済の発展の傾向を仮定した共有社会経済経路（SSP）シナリオと放射強制力を組み合わせた新たな温暖化予測の5つのシナリオのこと。

(2) 地球温暖化への対応



出典：気象庁ホームページより

地球温暖化による気候変動問題は、私たち一人ひとりこの星に生きるすべての生き物にとって避けることができない喫緊の課題であり、既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

わが国においても、地球温暖化の進行に伴い、今後、豪雨や猛暑のリスクが更に高まることが予測されています。温室効果ガスの継続的な排出により、人々や生態系にとって深刻で広範囲な影響を生じる可能性があるとされています。

この気象災害の激甚化に対する危機感の高まりなどを背景に「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティを表明した地方公共団体は、2022年11月30日時点において804団体となっています。

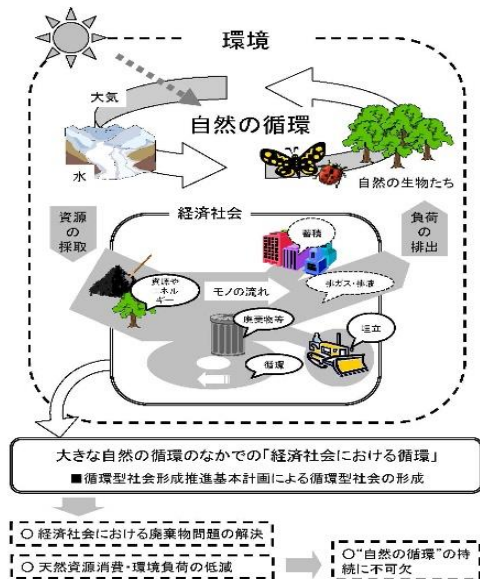
また、企業や金融機関においても、パリ協定を契機にESG金融の動きが加速し、脱炭素化を企業経営に取り込む動き（脱炭素経営）が世界的に進展してきています。

更に近年は、持続可能な開発目標（SDGs）の達成を目指す目的から、様々な社会変革が求められ、特に温室効果ガス排出量を実質ゼロ目標とする「カーボンニュートラル」を目指す動きが顕在化してきています。

温暖化対策、気候変動対策は、緩和策と適応策が車の両輪であり、政府は、地球温暖化対策推進法、気候変動適応法（2018）を基盤として、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、あらゆる施策を集中し着実に推進していくこととしています。

3. 循環型社会の形成推進

(1) 循環型社会



出典：環境省循環型社会イメージより

「循環型社会」とは、廃棄物等の発生を抑制し（ごみをなるべく出さず）、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し（ごみをできるだけ資源として使い）、適正な廃棄物の処理（使えないごみはきちんと処分）を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のことです。

(2) 地域循環型共生圏



出典：環境省 地域循環型共生圏より

「地域循環共生圏」とは、各地域が美しい自然景観などの地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し、支え合うことにより地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

2018年4月に閣議決定した第5次環境基本計画では、「持続可能な開発目標（SDGs）」や「パリ協定」といった世界を巻き込む国際的な潮流や複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決というSDGsの考え方を活用した「地域循環共生圏」を提唱しています。

4. 生物多様性保全の推進

(1) 生物多様性

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。

地球上の生きものは、生命が誕生して以来、様々な環境に適応し進化してきました。

現在地球上には3,000万種といわれる多様な生きものがいます。これら生きものは長い年月をかけてお互いに繋がりあい、支えあって生きてきていますが、人類の活動による地球温暖化や農薬等の化学物質汚染、マイクロプラスチックによる海洋汚染などにより、生きものたちの絶滅のスピードは自然の速度の約1,000倍になっているといわれています。

(2) 生物多様性の保全「生物多様性基本法」

生物の多様性に関する条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしています。

また、生物多様性基本法の第五条では、「地方公共団体は、基本原則にのっとり生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」としています。

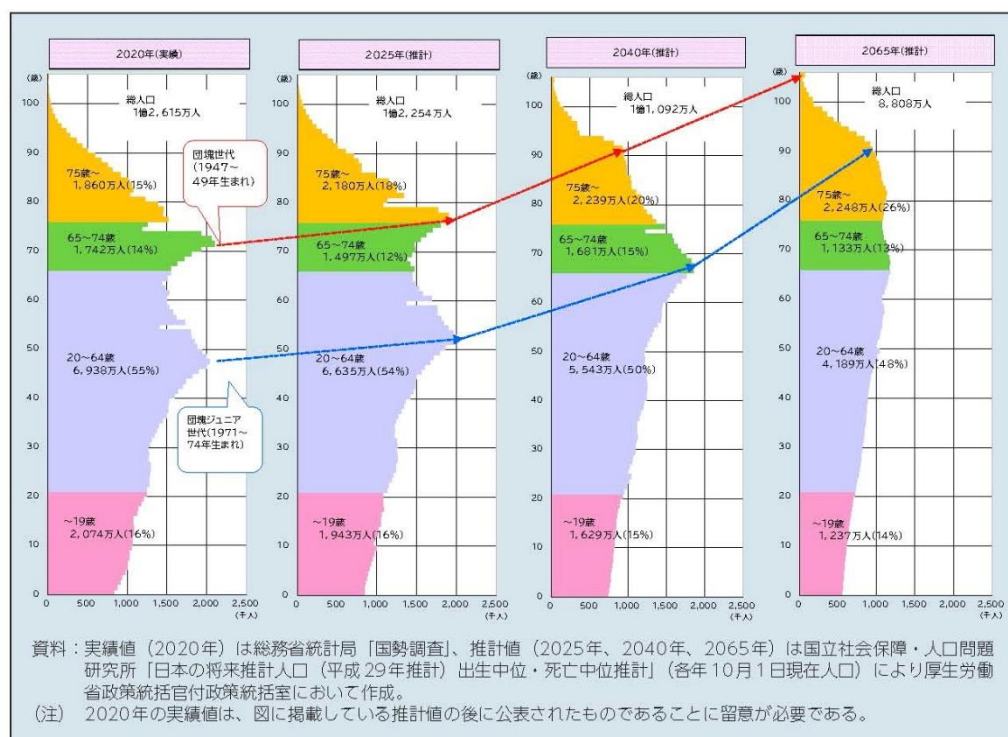
更に、生物多様性国家戦略2012-2020（2012年）においても、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を浸透させ、地域における行政、事業者、民間団体、地域住民などによるさまざまな取り組みを進めるためには、都道府県をはじめ地方自治体が、それぞれの地域の特性に応じて「地域戦略を策定すること」が不可欠であり、国は地方自治体による地域戦略の策定を援助、促進するための取り組みを行うこととしています。

5. 人口減少・少子高齢化の進行

(1) わが国の人口と少子高齢化予測

下図は、日本の2020年を基準とした2065年までの世代別人口ピラミッドの変化(20～65歳区分を含む)を示しています。日本の人口は、今後も長期にわたり減少が続くと見込まれています。

また、日本においては少子高齢化が顕著で、全人口に占める19歳未満人口の割合は、16%(2020年)から14%(2065年)に減少する一方で、65歳以上人口の割合は29%(2020年)から39%(2065年)に増加する見込みとなっています。



出典：令和4年度版厚生労働白書より

(2) 北杜市の人口と少子高齢化

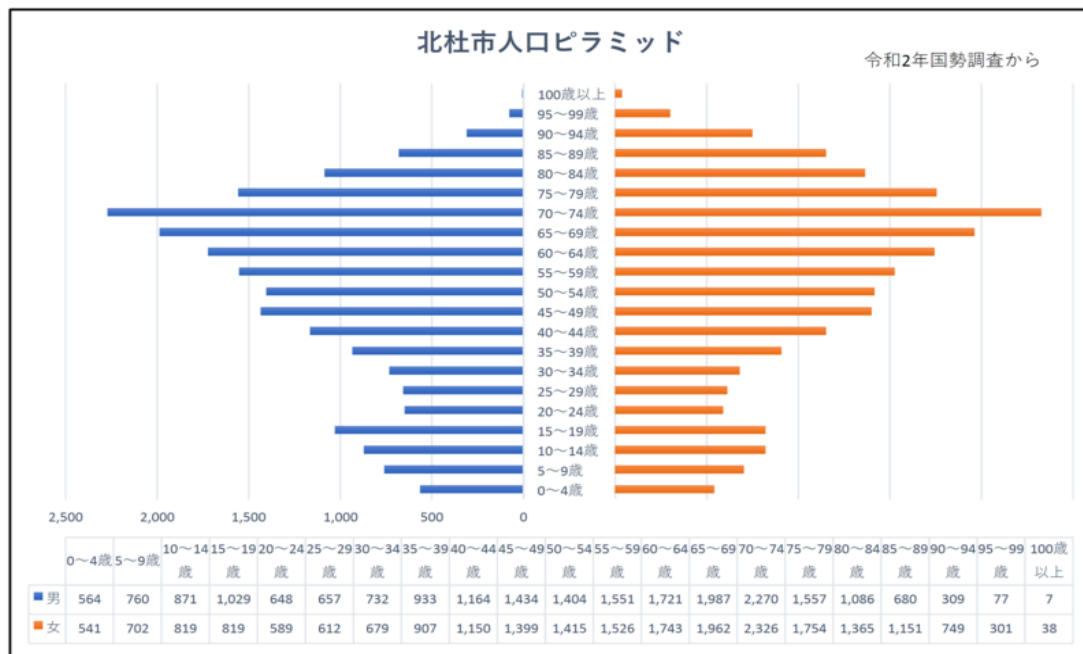
本市の人口は、1980年（S55年）の国勢調査において44,320人でしたが、その後の2005年（H17年）には48,144人と一貫して増加し続けていましたが、2010年（H22年）から減少傾向が続き、2020年（R2年）において人口は44,053人となり、この15年間で4,091人の減少となっています。

年齢三区分別人口の構成比は、2015年（H27年）では年少人口（0～14歳）が10.2%、生産年齢人口（15歳～64歳）が53.3%、老年人口（65歳以上）が36.5%ですが、令和2年はそれぞれ、年少人口4,257人（9.7%）、生産年齢人口22,112人（50.3%）、老年人口17,619人（40.0%）と、年少人口と生産年齢人口が減少し、老年人口が急速に増加しています。

また、山梨県全域の年齢別構成比数字と比較してみても、北杜市では65歳以上の人口が占める割合が高く、高齢化が進んでいる地域となっています。

世帯数は、増加の一途をたどり、2015年（H27年）の国勢調査では18,408世帯、令和2年では18,893世帯と2.6%の増加を示しています。

一方、1世帯当たりの人員は減少を続けており、2020年（R2年）では2.33人となっています。これは核家族化が進んでいることが大きな要因ですが、高齢化に伴う高齢者世帯の増加や少子化も要因として挙げられます。



※令和2年国勢調査において、年齢不明があったため、男女それぞれ合計に相違があります。

出典：北杜市ホームページより

第2節 市内の環境の概況

1. 本市の状況

(1) 位置・地勢・交通

本市は、山梨県の北西部に位置し、明野町、須玉町、高根町、長坂町、大泉町、小淵沢町、白州町、武川町の8地区から形成され、北はハケ岳連峰、北東は瑞牆山・金峰山を代表とする秩父山地、東は茅ヶ岳、南西は甲斐駒ヶ岳から連なる南アルプスがそびえたっており美しい自然に囲まれた地域です。総面積 602.48km²、山梨県の面積の約 13.5%を占め、山梨県内で最も面積が大きい市町村です。

冬は寒さが厳しく、夏は気温が高いという年間の寒暖差が大きい内陸性気候です。

本市は、中央自動車道が市内の北西から南にかけて縦断しており、小淵沢IC、長坂IC、須玉ICの3インター・チェンジがあります。主要道路としては、釜無川に沿う国道20号線（甲州街道）、塩川に沿う国道141号線（佐久甲州街道）が市内を貫いています。

また、市内にはJR中央本線及びJR小海線の2路線が走っており、JR中央本線は小淵沢駅、長坂駅、日野春駅の3駅、JR小海線は甲斐小泉駅、甲斐大泉駅、清里駅の3駅があります。小淵沢駅からはハケ岳南麓を周回して、長野県方面へと接続しています。

図2-1 北杜市の位置



市内の主要交通網

出典：北杜市ホームページより

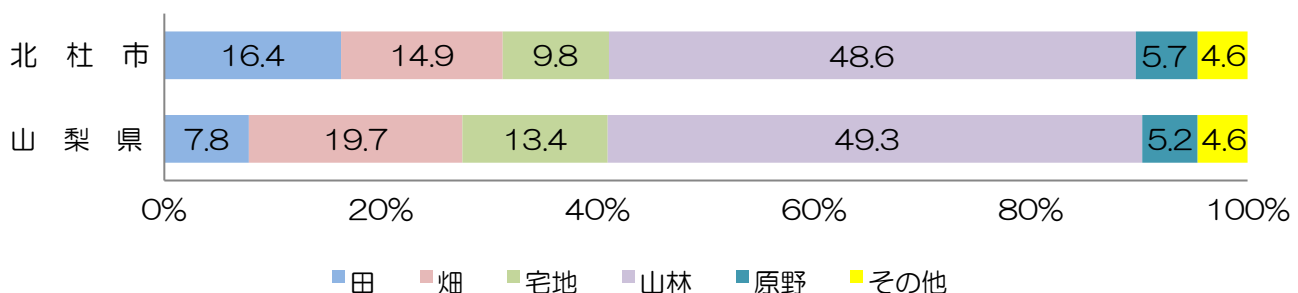
(2) 土地利用

本市の土地利用状況を図2-2に示します。

本市は山林が最も多くの割合を占め、次いで田が16.4%、畑が14.9%の順で、農地が多くなっています。

また、宅地や工業地として利用されている面積は、9.8%となっており、地形上、山地の間を縫う形となっている盆地部分が主な生活区域として利用されています。

図2-2 本市の土地利用状況



出典：山梨県統計年鑑 令和3年度刊行より

(3) 森林

本市の地形は、山梨県の北西部に位置し、北はハヶ岳連峰、北東は瑞牆山・金峰山を代表とする秩父山地、東は茅ヶ岳、南西は甲斐駒ヶ岳から連なる南アルプスがそびえたっており、森林面積は45,850haで、総面積60,248haの76.1%を占めています。

表2-1に山梨県内の市町村別森林面積を、表2-2に山梨県及び北杜市の林種別森林面積を示します。

表2-1 森林の面積（森林割合の多い順）

No	市町村名	総面積（ha）	森林面積（ha）	割合（%）
1	丹波山村	10,130	9,868	97.4
2	早川町	36,996	35,264	95.3
3	道志村	7,968	7,473	93.8
4	小菅村	5,278	4,953	93.8
5	南部町	20,087	17,630	87.8
6	大月市	28,025	24,273	86.6
7	鳴沢村	8,958	7,746	86.5
8	西桂町	1,522	1,295	85.1
9	都留市	16,163	13,636	84.4
10	富士川町	11,200	9,196	82.1
11	上野原市	17,057	13,980	82.0
12	山梨市	28,980	23,710	81.8
13	身延町	30,198	24,319	80.5
14	甲州市	26,411	21,105	79.9
15	北杜市	60,248	45,850	76.1
16	南アルプス市	26,414	19,330	73.2
17	富士河口湖町	15,840	11,489	72.5
18	富士吉田市	12,174	8,516	70.0
19	韮崎市	14,369	9,264	64.5
20	甲府市	21,247	13,633	64.2
21	市川三郷町	7,518	4,776	63.5
22	忍野村	2,505	1,516	60.5
23	山中湖村	5,305	3,148	59.3
24	笛吹市	20,192	11,816	58.5
25	甲斐市	7,195	3,152	43.8
26	中央市	3,169	552	17.4
27	昭和町	908	0	0.0

出典：令和3年度版山梨県林業統計書より

表2-2 林種別森林面積 (ha)

市町村	総面積	森林面積合計	国有林	県有林	民有林
山梨県	446,527	347,490	3,595	154,141	188,738
北杜市	60,248	45,850	0	30,368	15,482

出典：令和3年度版山梨県林業統計書より

2. 自然環境・歴史文化

(1) 自然環境

本市は、北はハケ岳連峰、南西は甲斐駒ヶ岳から連なる南アルプスなど日本を代表する美しい山岳景観に囲まれ、清らかで豊富な水資源、高原性の気候、日本で一番長い日照時間、歴史的な街並みや滞在型温泉地など豊かな資源に恵まれたまちであり、市内には、尾白川、須玉川、塩川をはじめ、数多くの清流河川が流れています。また、湧水群、湖、清流、溪谷、ため池などの名水や水辺も本市の重要な自然環境資源となっています。

(2) 動植物

本市には、自然公園等に指定された原生的な天然林やカラマツ人工林を中心とした県有林が比較的標高の高い地域に広がり、市民生活に密着した二次林、アカマツ人工林・天然林、カラマツ人工林から構成される所有規模の小さな私有林が、市街地や集落周辺を中心に広がっています。森林帯は、標高 2,500m以下の山地から山麓まで、集落地や農地を囲むように広く分布し、特に、アカマツ林は、広く市域に分布し本市の景観を特色づけています。

動物は植物同様、豊かな自然環境を背景に、特別天然記念物に指定されているニホンカモシカ、天然記念物に指定されているヤマネや国蝶オオムラサキをはじめ、多種多様な動物が息しています。

(3) 南アルプスユネスコエコパーク

図2-3 南アルプスユネスコエコパーク地域



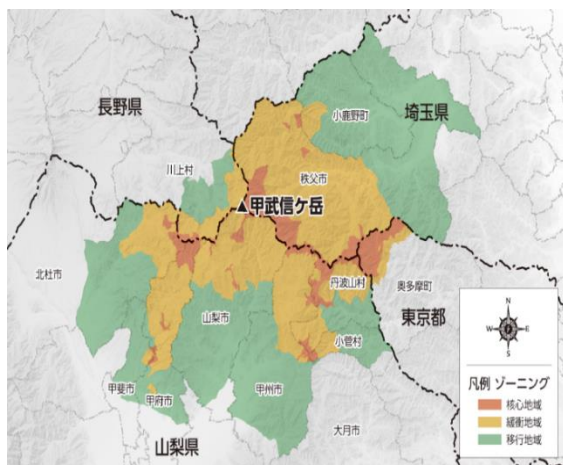
出典：南アルプスユネスコエコパークホームページより

南アルプスの山々によって交流が阻まれてきた図2-3に示す3県 10 市町村にわたる地域が、「高い山、深い谷が育む生物と文化の多様性」という理念のもと、2014 年 6 月に南アルプスユネスコエコパークとして登録承認されました。

南アルプスの自然環境と文化を共有の財産と位置づけるとともに、優れた自然環境の永続的な保全と持続可能な利活用に共同で取り組むことを通じて、地域間交流を拡大し、自然の恩恵を活かした魅力ある地域づくりを図ることを目指しています。

(4) 甲武信ユネスコエコパーク

図2-4 甲武信ユネスコエコパーク地域



出典：甲武信ユネスコエコパークホームページより

「甲武信」地域は、埼玉県(秩父市、小鹿野町)、東京都(奥多摩町)、山梨県(甲府市、山梨市、大月市、北杜市、甲斐市、甲州市、小菅村、丹波山村)、長野県(川上村)の4都県12市町村からなり、2019年6月、フランス・パリで開催された「第31回人間と生物圏計画国際調整理事会」において審議が行われ、山梨県及び関係自治体が申請、国が推薦していた「甲武信」地域のユネスコエコパークへの登録が決定しました。

同地域は地質や岩石の種類が豊富なことが、
植物だけでなく生息する動物の多様性を高め

ており、特にチョウ類は希少種の宝庫となっています。同地域は所属する各自治体や様々な民間団体と協力し、豊かな自然環境や地域の伝統文化、自然保護活動など次世代へ繋がる取り組みを進めています。

(5) 史跡など

本市の歴史は古く、縄文時代から人が住みハヶ岳、茅ヶ岳の山麓から釜無川の右岸台地にかけて金生遺跡（大泉町）をはじめ古代の遺跡が数多く発見されています。

戦国時代には、ハヶ岳山麓は武田信玄の信州攻略の軍事拠点となり、その軍事道路であった「棒道」や「谷戸城」など多くの史跡が残っています。

また、甲州街道沿いの「台ヶ原」や「教来石」（白州町）、佐久往還沿いの「若神子」（須玉町）などは宿場町として栄えました。

高根町を南北に流れる村山六ヶ村堰疏水は、西暦900年から1000年頃にかけて開削され、農地約550haと集落を潤す全長約16kmの水利施設で、2017年に世界かんがい施設遺産に登録されています。

(6) 北杜市の文化財

北杜市の主な文化財（国指定、県指定、市指定）を表2-3～表2-5に示します。

表2-3 国定指定文化財（一部掲載）

名称	種別	所在地	指定年
ニホンカモシカ	特別天然記念物	—	1955年
ヤマネ（ヤマネ保護の取組）	天然記念物	—	1934年
金生遺跡	史跡	大泉町谷戸	1983年
谷戸城跡	史跡	大泉町谷戸	1993年
山高神代桜	天然記念物	武川町山高	1922年
八代家住宅	重要文化財（建造物）	明野町上手	1976年
梅之木遺跡	史跡	明野町浅尾	2014年

表2-4 県指定文化財（一部掲載）

名称	種別	所在地	指定年
深草館跡	史跡	長坂町大八田	1999年
神田の大糸サクラ	天然記念物	小淵沢町小淵沢	1959年
旧津金校舎	建造物	須玉町下津金	1992年
長坂三ヶ区の札番・水番制度	無形民俗	長坂町地内	2018年

表2-5 市指定文化財（一部掲載）

名称	種別	所在地	指定年
長閑屋敷跡	史跡	長坂町長坂上条	1970年
相生のマツ	天然記念物	小淵沢町小淵沢	1966年
清泰寺の六地藏幢	建造物	白州町花水	1973年
和田の五輪塔	建造物	須玉町小尾	1975年
日吉神社のスギ群	天然記念物	高根町清里	1981年
馬検所跡	史跡	明野町小笠原	1976年
中山砦跡	史跡	武川町三吹	1987年

出典：北杜市ホームページより

3. 生活環境

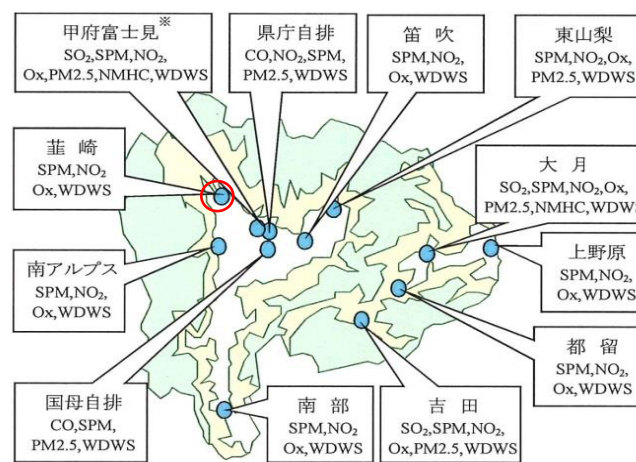
(1) 大気環境の状況

山梨県では大気汚染の状況を把握するため、一般環境大気測定局10局及び自動車排ガス測定局2局の合計12局において常時監視しています。(調査地点と調査項目は図2-5に示します)

本市内には、測定局が存在しないことから、本市に隣接する「韮崎測定局」の結果を掲載しています。2020年度の韮崎測定局における環境基準の達成状況は、表2-6のとおりです。

なお、汚染物質毎の経年変化を図2-6～図2-8に示します。

図2-5 山梨県内常時監視測定局の設置場所及び測定項目



測定局の設置場所及び測定項目

備考) SO₂: 二酸化硫黄、CO: 一酸化炭素、SPM: 浮遊粒子状物質、
NO₂: 二酸化窒素、O₃: 光化学オキシダント、PM_{2.5}: 微小粒子状物質、
NMHC: 非メタン炭化水素、WDWS: 風向風速
※衛公研局から名称変更 (H22.4.1～)

出典：令和3年度版やまなしの環境より

表2-6 2020年度 韮崎測定局の環境基準達成状況

項目	環境基準	測定値が基準を超えた日数・時間数	評価
SPM (注1)	1時間値の日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること	0日 0時間	○
NO ₂ (注1)	1時間値の日平均値が0.04～0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること	0日	○
O ₃ (注1)	1時間値が0.06ppm以下であること	31日 153時間	×

注1) SPM: 浮遊粒子状物質、NO₂: 二酸化窒素、O₃: 光化学オキシダント

出典：山梨県ホームページ（大気水質保全課）より

図2-6 浮遊粒子状物質（SPM）濃度の年平均値の経年変化



図2-7 二酸化窒素（NO₂）濃度の年平均値の経年変化

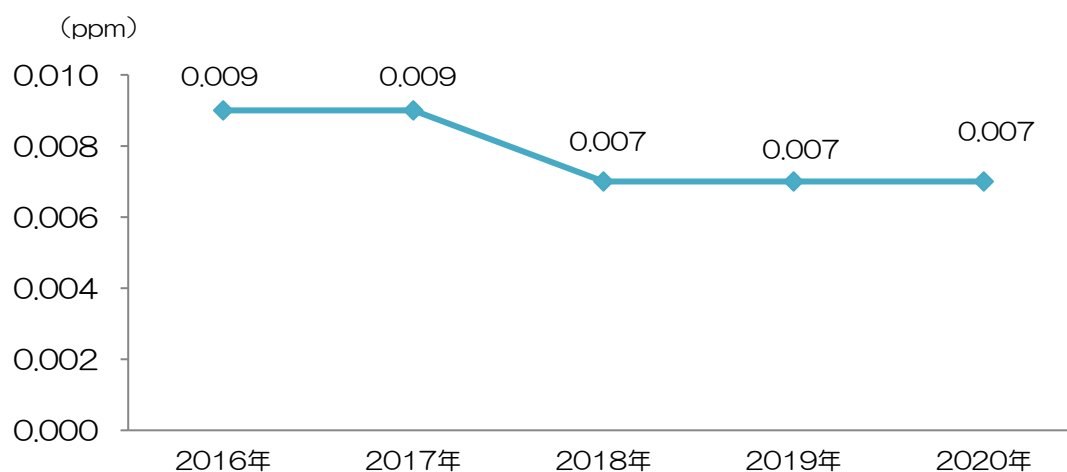
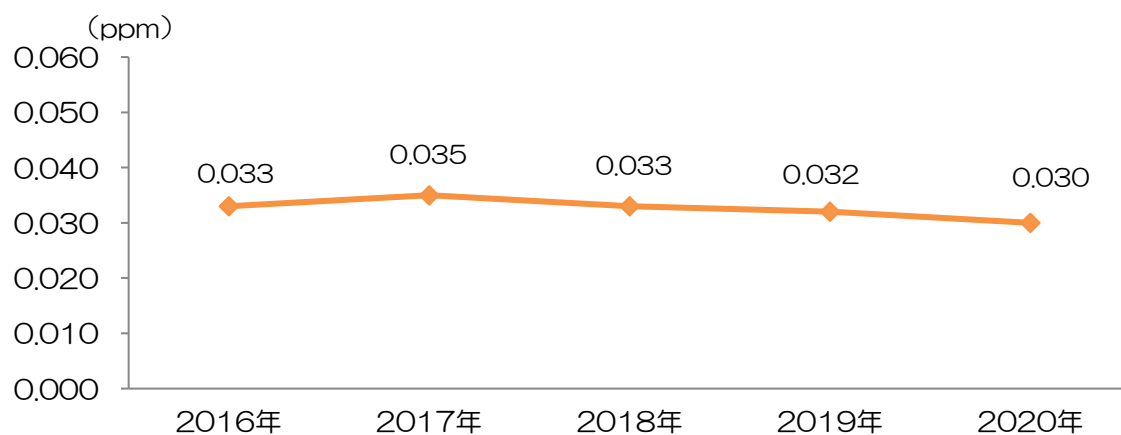


図2-8 光化学オキシダント（O_x）濃度の年平均値の経年変化（昼間の1時間値）



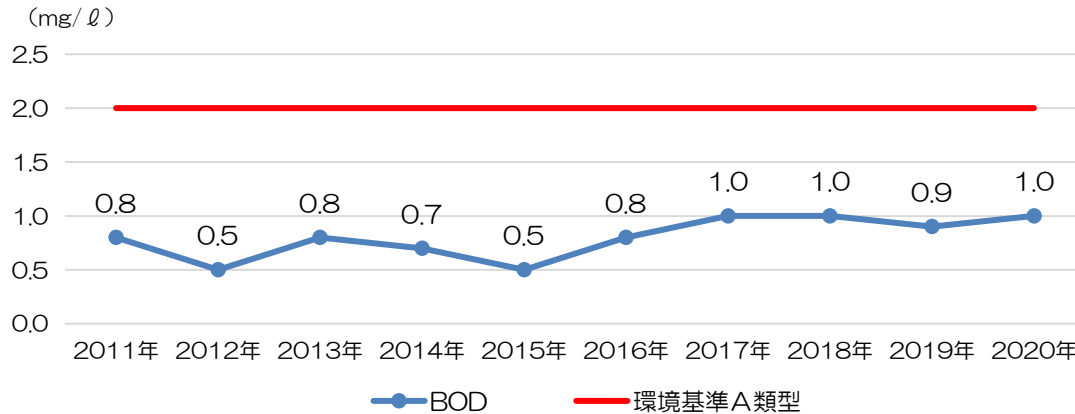
出典：令和3年度版やまなしの環境、山梨県ホームページ（大気水質保全課）より

(2) 河川の水質汚濁の状況

① 山梨県河川水質調査

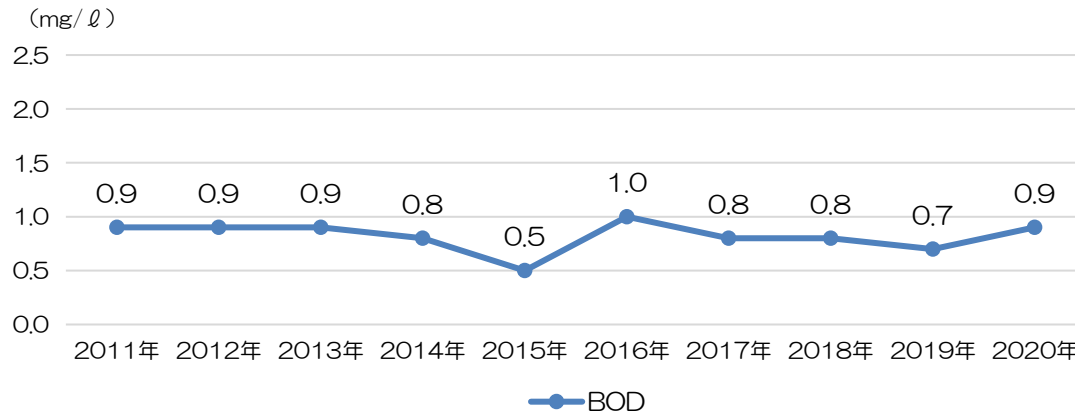
北杜市内を流れる河川は釜無川および塩川です。両河川のBOD（75%値）値の経年変化を図2-9及び図2-10に示していますが、両河川とも各年度の平均値は0.8mg/ℓ前後の範囲で推移しており、環境基準値を下回っています。

図2-9 富士川（船山橋）のBODの経年変化



※船山橋は韮崎市の調査地点ですが、同地点は北杜市を流れる釜無川の流末地点であることから、図2-9に掲載しました。有機物汚濁の指標となるBOD値は0.8 mg/ℓ前後であり、同地点が指定される環境基準値2 mg/ℓを満たしています。

図2-10 塩川（塩川橋）のBODの経年変化



出典：山梨県ホームページ（大気水質保全課）より

※参考

塩川橋は韮崎市の調査地点ですが、同地点は北杜市を流れる塩川の流末地点であることから、図2-10に掲載しました。同地点のBOD値も1mg/ℓ以下であり、良好な水質を維持しています。

※BOD75%値とは、環境基準の達成率を求める時の手法で、例えば1年間にBODを毎月12回測定した時の数値の良い方から9番目（75%）の数値について、環境基準値と比較し達成状況を評価する数値。

② 北杜市河川等水質調査

本市では、市内45地点において河川等の水質調査を実施しています。

生活排水や事業所排水の有機物汚濁の指標となるBOD値の直近4ヶ年の平均値を表2-7に示します。

北杜市内の河川等の水質は、全体的に非常に良好で河川環境基準類型AA類型※（BOD1.0mg/ℓ以下）～A類型※（2mg/ℓ以下）の範囲内に44地点が入っていますが、大泉地区の泉川上流地点のみ有機物汚染が観察されるD類型※に該当しています。

表2-7 北杜市2018年度～2021年度の河川等水質調査結果（BOD・4ヶ年平均値）

地区名	No	調査地点名	BOD4ヶ年平均値 (mg/ℓ)	該当する 環境基準類型
明野	1	栃沢川 塩川合流手前	0.67	AA
	2	塩川 北杜市最下流	0.84	AA
	3	塩川 須玉川合流手前	0.74	AA
須玉	1	釜瀬川 御門橋	0.45	AA
	2	本谷川 塩川ダム流入手前	0.53	AA
	3	須玉川 万年橋	0.61	AA
	4	甲川下流 健康ランド横	0.81	AA
	5	須玉川 塩川合流手前 須玉南橋	0.69	AA
	6	塩川 下河原大橋上流	0.56	AA
	7	出田川 日向橋	0.36	AA
	8	鳩川 鯨橋	0.60	AA
	9	塩川 大渡橋	0.49	AA
高根	1	大門川 下流	0.51	AA
	2	油川 甲川合流手前	0.48	AA
	3	境川 新大門川橋	0.63	AA
	4	大門川 川久保橋	0.41	AA
長坂	1	三分一湧水	0.25	AA
	2	古杣川 古杣大橋	0.65	AA
	3	衣川流末 鳩川合流手前	0.69	AA
	4	鳩川 泉川合流手前 鳩川橋上流	0.83	AA
	5	大深沢川 深沢橋	0.51	AA
	6	高川上流 下河原橋下流	0.40	AA
	7	女取川上流 女取1号橋	0.43	AA
	8	大深沢川 ふるさと公苑北側	0.53	AA

地区名	No	調査地点名	BOD4ヶ年平均値 (mg/ℓ)	該当する 環境基準類型
大泉	1	泉郷下の沢 ペンションくるみの木上	0.34	AA
	2	甲川上流 白幡橋	0.41	AA
	3	泉川上流	3.53	D
	4	宮川上流 宮川橋	0.45	AA
	5	鳩川上流 甲斐小泉駅付近	0.50	AA
	6	宮川下流 鳩川合流手前	0.59	AA
小淵沢	1	深沢川上流	0.48	AA
	2	深沢川下流 すずらん深沢橋	0.41	AA
	3	鯛沢川 下流	0.82	AA
	4	高野沢川 下流	0.53	AA
白州	1	釜無川 上流	0.35	AA
	2	釜無川 竹花橋	0.81	AA
	3	尾白川 尾白橋	0.56	AA
	4	小深沢川 小深沢橋上流	0.76	AA
	5	神宮川上流 神宮大橋下流	0.54	AA
	6	松山沢川 下流	1.18	A
	7	流川 流川橋	0.44	AA
	8	大武川 大平橋	0.41	AA
武川	1	大武川 釜無川合流手前	0.49	AA
	2	釜無川 北杜市最下流	0.72	AA
	3	小武川 釜無川合流手前	0.32	AA

出典：北杜市環境課資料より

※参考：生活環境の保全に関する環境基準（河川）の類型について

生活環境の保全に係る環境基準は、昭和48年環境庁告示第21号等により富士川、相模川、多摩川水系が水域類型指定され、その他の水域は昭和49年山梨県告示第153号（改正：平成7年山梨県告示第131号の4）により水域類型指定が行われました。河川の類型は河川水の利用目的の適切性に基づき、河川の清浄度の順にAA、A、B、C、D、Eの6種類の類型が指定されます。各類型の利用目的を以下に示します。

類型	利用目的	類型	利用目的
AA	水道1級、自然探勝地等の環境保全	C	水産3級、工業用水1級
A	水道2級、水産1級、水浴	D	工業用水2級、農業用水
B	水道3級、水産2級	E	工業用水3級、生活上不快感を生じない

(3) 自動車騒音

表2-8に、2021年度自動車騒音常時監視において、ローテーション期間中に評価した全ての路線の結果を示します。

対象区域内2,960戸の住居等のうち、昼間（6時～22時）及び夜間（22時～6時）とも環境基準以下であったのは2,809戸（94.9%）、昼間のみ基準以下であったのは82戸（2.8%）、夜間のみ基準以下であったのは36戸（1.2%）、昼夜とも基準値を超過したのは33戸（1.1%）でした。

表2-8 2021年度北杜市自動車騒音常時監視結果

番 号	評価対象道路		評価区間	車 線 数	評価 区間 延長	住居 等 戸数	達成戸数・割合							
	評価区間番号(センサ番号)	市名	(上段) 始点				昼夜間とも 基準値以下		昼間のみ 基準値以下		夜間のみ 基準値以下		昼夜間とも 基準値超過	
	路線名		(下段) 終点				(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
1	200 210 220 230	北杜市	北杜市明野町 三之蔵	4	22.9	256	255	99.6	1	0.4	0	0.0	0	0.0
	中央自動車道西宮線		北杜市小淵沢町 大東豊											
2	61410	北杜市	北杜市長坂町 日野	2	2.0	76	76	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	日野春停車場線		北杜市須玉町 若神子											
3	41250 41260	北杜市	北杜市大泉町 西井出	2	9.4	345	345	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	北杜ハヶ岳公園線		北杜市高根町 清里											
4	61360 61370	北杜市	北杜市高根町 長澤	2	10.8	353	353	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	長沢小淵沢線		北杜市小淵沢町 上笹尾											
5	40800 40810	北杜市	北杜市長坂町 長坂上条	2	7.8	249	249	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	茅野北杜荘崎線		北杜市須玉町 境之澤											
6	61590	北杜市	北杜市須玉町 若神子	2	3.1	348	314	90.2	0	0.0	34	9.8	0	0.0
	須玉中田線		北杜市須玉町 大豆生田											
7	41400	北杜市	北杜市長坂町 長坂上条	2	7.0	547	547	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	長坂高根線		北杜市高根町 箕輪											
8	16030 16040 16050 16060	北杜市	北杜市須玉町 大豆生田	2	20.5	253	218	86.2	1	0.4	2	0.8	32	12.6
	一般国道141号		北杜市高根町 清里											
9	10170 10180	北杜市	北杜市武川町 宮脇	2	14.7	533	452	84.8	80	15.0	0	0.0	1	0.2
	一般国道20号		北杜市白州町 上教来石											
	計			-	98.2	2960	2809	94.9	82	2.8	36	1.2	33	1.1

注1：報告の対象は、ローテーション期間中に評価した全ての路線です（前年度に評価した路線ではありません）

出典：北杜市環境課資料より

※参考（2018年全国調査:環境省報告）

全国の評価対象とされた8,916.0千戸のうち、昼間（6時～22時）・夜間（22時～6時）のいずれか又は両方で環境基準を超過していたのは511.2千戸（5.7%）であり、そのうち昼夜間とも環境基準を超過していたのは238.7千戸（2.7%）であった。

(4) 地下水の状況

① 地下水の水質状況

山梨県では、地下水の水質保全を図るため、年度ごとに測定計画を定め地下水の監視を行っています。2020年度は、地下水水質測定計画により表2-9、表2-10のとおり市内10箇所の概況調査（ローリング方式 5箇所、継続監視調査5箇所）について測定が行われており、表2-10に示す継続監視調査において、環境基準超過地点が4箇所存在しています。

表2-9 2020年度地下水水質測定結果（ローリング方式）

物質名		環境基準値 mg/l	井戸の所在地				
			北杜市 大泉町谷戸	北杜市 長坂町中丸	北杜市 明野町浅尾	北杜市 高根町村山西割	北杜市 須玉町穴平
深度（m）		-	100	80	450	35	不明
環境基準項目	鉛	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	砒素	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	硝酸性窒素・亜硝酸性窒素	10	0.11	1.5	0.09	1.5	0.94
	ふっ素	0.8	0.08	0.06	0.06	0.06	0.06
	ほう素	1	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
環境基準達成状況			○	○	○	○	○

表2-10 2020年度地下水水質測定結果（継続監視調査）

物質名		環境基準値 mg/l	井戸の所在地				
			北杜市長坂町大八田	北杜市長坂町長坂上条	北杜市長坂町長坂上条	北杜市高根町箕輪	北杜市須玉町下津金
深度（m）		-	110	13	湧水	120	86
環境基準項目	砒素	0.01	-	-	-	-	0.010
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.019	<0.002	<0.002	-	-
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	<0.004	<0.004	-	-
	1,1,1-トリクロロエタン	1	0.0010	<0.0005	<0.0005	-	-
	トリクロロエチレン	0.01	0.014	<0.001	<0.001	-	-
	テトラクロロエチレン	0.01	0.0037	0.018	0.072	-	-
	硝酸性窒素・亜硝酸性窒素	10	-	-	-	11	-
	ふっ素	0.8	-	-	-	-	-
	ほう素	1	-	-	-	-	-
環境基準達成状況			超過	超過	超過	超過	○

※調査結果は年間平均値を記載しています。 ※「<」表示は未満を示します。 ※「-」は測定していないことを示します。

出典：令和3年度版やまなしの環境より

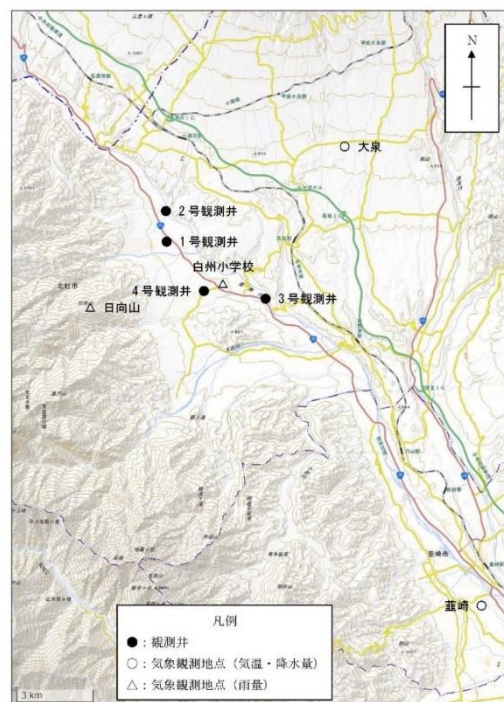
② 地下水の水位状況

北杜市では、北杜市白州町地下水保全・利用対策協議会が地下水位調査を白州町で実施しています。

1999年8月に、地下水環境をモニターする目的で旧白州町全域を対象とし、1号観測井、2001年1月に2号、3号観測井、2002年2月に4号観測井を設置し、水位観測を継続して実施しています。調査地点は、図2-11に示す地点です。

2022年8月の調査結果によると、水位観測結果の評価については、過去5年間の移動平均水位のトレンドをまとめると、1号や3号観測井の水位はやや上昇傾向（0.6～2m）、2号、4号観測井の水位は、変動していないといえます。2021年度をみると、水位は例年とほぼ同様のレベルにあり顕著な変動が認められないことから、現状では地下水環境は安定しており地下水の利用は適正であると評価されています。

図2-11 地下水観測井調査地点



出典：北杜市白州町地下水保全・利用対策協議会資料より

(5) 公害苦情

市が受理した2017年度～2021年度の公害苦情件数は、表2-11のとおりです。

主要な公害とされている7公害のうち、騒音については増加傾向にありますが、水質汚濁や7公害以外については、年々減少傾向にあります。

表2-11 公害苦情件数の推移

種別	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	計
大気汚染	2	—	—	2	3	7
水質汚濁	3	11	8	7	2	31
土壌汚染	—	—	—	—	—	—
騒音	2	3	2	3	5	15
振動	—	—	—	—	—	—
地盤沈下	—	—	—	—	—	—
悪臭	2	3	17	3	6	31
7公害以外	11	16	12	7	1	47
計	20	33	39	22	17	131

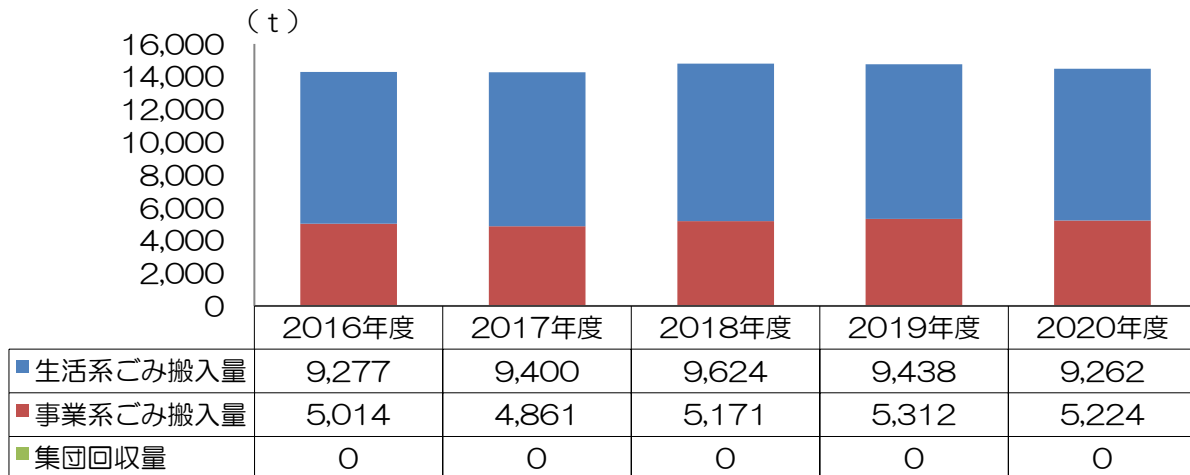
出典：やまなしの環境より

(6) 廃棄物

① ごみ処理の状況

市内における生活系ごみ搬入量・事業系ごみ搬入量・集団回収量の推移を図2-12に示します。

図2-12 生活系ごみ搬入量・事業系ごみ搬入量・集団回収量の推移

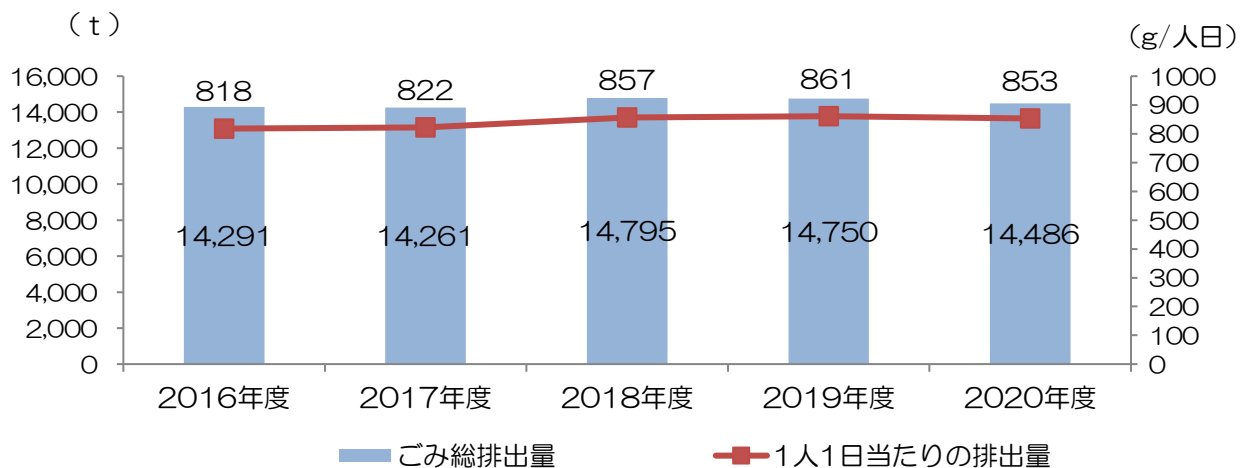


出典：環境省一般廃棄物処理事業実態調査より

図2-13に本市のごみ総排出量と1人当たりの排出するごみの量の推移を示します。

総排出量及び1人1日当たりの排出するごみの量は、2018年度以降は年々増加していましたが、2020年度は、ごみ総排出量及び1人1日当たりの排出するごみの量は減少しています。

図2-13 年間ごみ総排出量と、1人1日当たりのごみ排出量の推移



出典：環境省一般廃棄物処理事業実態調査より

表2-12にリサイクル率の推移を示します。

2016年度から2018年度までのリサイクル率は20%を超えていましたが、施設資源化量の減少により、2019年度以降は2018年度以前と比べてリサイクル率は減少しています。

表2-12 リサイクル率の推移

年度	ごみ処理量 (t)	資源化量合計 (t)		集団回収量 (t)	リサイクル率 (%)
		直接資源化量	施設資源化量		
2016年度	13,976	0	2,825	0	20.21
2017年度	13,974	0	2,855	0	20.43
2018年度	14,483	0	2,943	0	20.32
2019年度	14,750	0	2,796	0	18.96
2020年度	14,486	0	2,762	0	19.07

$$\text{リサイクル率 (\%)} = (\text{資源化量合計} + \text{集団回収量}) / (\text{ごみ処理量} + \text{集団回収量}) \times 100$$

出典：環境省一般廃棄物処理事業実態調査より

また、リサイクル品の収集量の品目別リサイクル状況の推移を表2-13に示します。

資源物の収集量は年々減少傾向にありますが、新聞、雑誌などの紙類については、電子化によるペーパーレス化が影響していると考えられます。

表2-13 品目別リサイクル状況の推移

(単位:t)

品目/年度			2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
資源物	缶類	アルミ缶	29	29	30	33	34
		スチール缶	22	19	20	16	17
	ビン類	無色ビン	44	58	45	41	49
		茶色ビン	55	78	57	51	56
		その他ビン	81	46	74	70	79
	紙類	新聞紙・チラシ	613	573	568	502	427
		雑誌	326	298	315	280	313
		牛乳パック	4	4	4	4	4
		ダンボール	298	303	324	308	354
		ミックス紙	155	150	150	144	175
	プラ類	ペットボトル	45	46	52	51	54
		プラ製容器包装	71	71	74	76	85
		発泡スチロール	8	8	9	9	10
		発泡トレイ					
	布類		2	2	2	2	2
	計		1753	1685	1724	1587	1659

出典：北杜市環境課資料より

② 生活排水処理の状況

河川や湖沼などの公共用水域における水質汚濁の主な原因は、炊事、洗濯、入浴など日々の生活の中で生ずる生活排水であると言われており、水環境を保全するためには、生活排水を適切に処理することが重要です。このため山梨県では、「山梨県生活排水処理施設整備構想2017」が策定されており、北杜市においても生活排水処理施設として、下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の設置が進められています。

表2-14 に生活排水クリーン処理率の推移を示します。なお、北杜市の生活排水クリーン処理率は県内でも高い水準に位置しています。

表2-14 生活排水クリーン処理率（注1）の推移

項目/年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
下水道	30,387	30,180	29,631	29,380	29,440
農業集落排水処理施設	11,029	11,014	10,982	10,954	10,948
合併処理浄化槽	5,071	5,135	5,225	5,093	5,042
コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
衛生処理人口（注2）	46,487	46,329	45,838	45,427	45,430
総人口（住民基本台帳）（注3）	47,628	47,452	46,912	46,484	46,515
生活排水クリーン処理率（%）【北杜市】	97.6	97.6	97.7	97.7	97.7
生活排水クリーン処理率（%）【山梨県】	81.3	82.2	83.2	83.8	84.4

注1）生活排水クリーン処理率：総人口に対して、生活排水処理施設が整備されている人口の割合

注2）衛生処理人口（下水道＋農業集落排水処理施設＋合併処理浄化槽＋コミュニティ・プラントが整備されている区域内の人口）÷総人口

注3）総人口は、住民基本台帳より引用

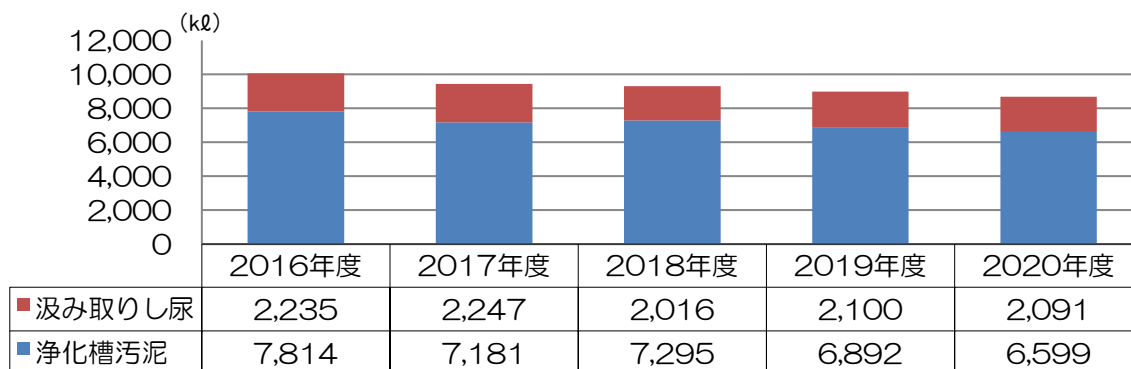
出典：やまなしの環境、山梨県ホームページ（大気水質保全課）より

③ 計画処理量

本市において発生する、し尿処理施設における計画処理量（浄化槽汚泥と汲み取りし尿の処理量）の推移を図2-14に示します。

計画処理量は、計画処理区域内人口の減少に伴い年々減少しています。

図2-14 し尿処理施設における計画処理量（浄化槽汚泥と汲み取り尿）の推移



出典：一般廃棄物処理事業実態調査より

④ 不法投棄の状況

市内における不法投棄の状況を表2-15に示します。

各地区における不法投棄の推移は一定していませんが、北杜市全体では、2018年度以降減少傾向にあります。

表2-15 市内における不法投棄量

(単位：t)

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
不法投棄	明野町	4.2	4.3	3.7	0.9	1.4
	須玉町	1.0	2.5	1.2	2.8	0.4
	高根町	1.9	2.9	2.0	2.5	2.0
	長坂町	2.5	0.0	1.1	2.5	1.5
	大泉町	0.0	0.8	0.0	1.1	0.6
	小淵沢町	0.4	0.5	0.4	0.6	0.4
	白州町	0.7	8.2	4.8	1.2	0.7
	武川町	0.6	0.0	0.8	0.5	0.7
計		11.3	19.2	14.0	12.1	7.7

出典：北杜市環境課資料より

(7) 二酸化炭素の排出

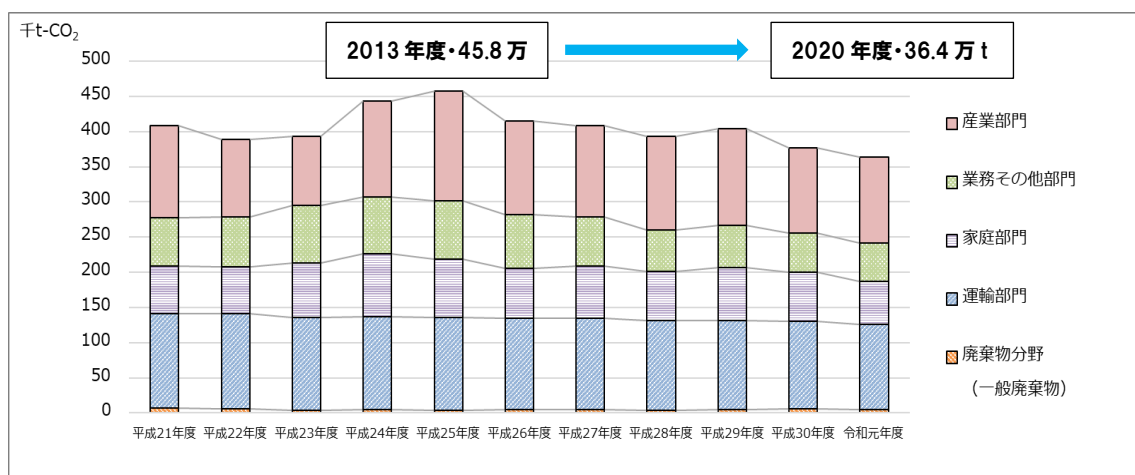
① 北杜市全域から排出されるCO₂量の推移

図2-15は、北杜市全域から排出されるCO₂排出量の推移を示しています。

2018年度(R元年度)の排出量は36.4万tで、国の基準年度2013年度の排出量45.8万tと比較し、約20%(9.4万t)の削減となっています。

なお、国の地球温暖化対策推進法や地球温暖化対策計画では、2030年までに温室効果ガスの排出量を2013年比で46%削減し、2050年には実質的な排出量をゼロにすることを目標としています。

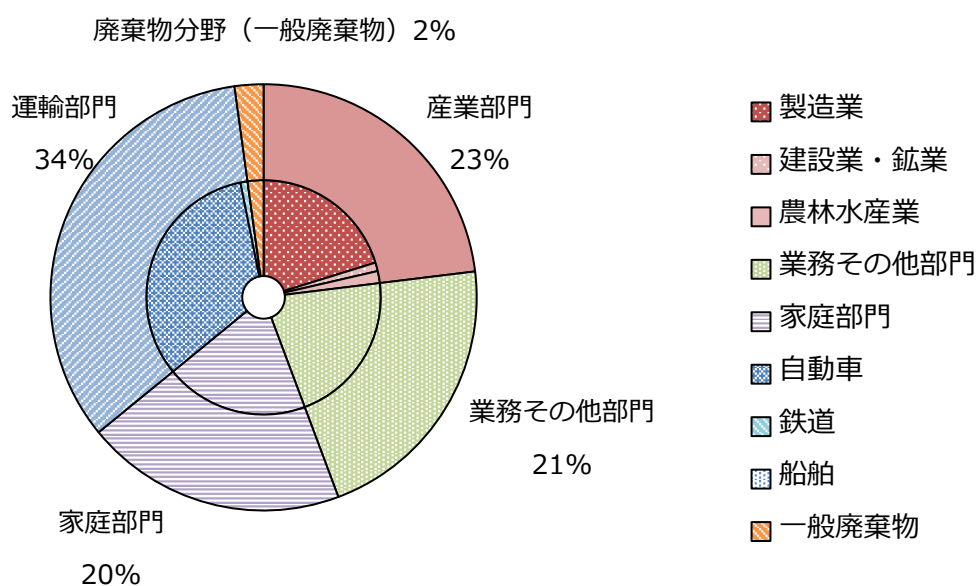
また、本市においては、2021年12月に2050年までに「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言しています。

図2-15 北杜市のCO₂排出量の推移と部門別排出量

出典：環境省自治体排出量カルテより

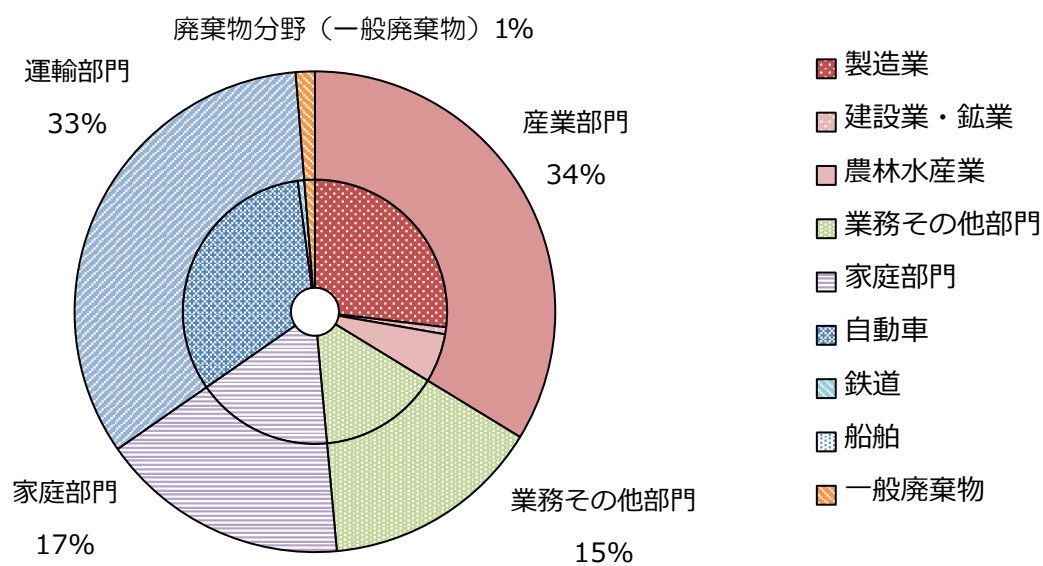
② 部門別のCO₂排出量

山梨県の部門別のCO₂排出量は図2-16のとおりです。本県の産業部門の比率は23%ですが、本市の産業部門の排出比率は図2-17に示す34%で、県の平均値より高くなっています。このことは、本市は他の県内の自治体と比較し、省エネ法の特定事業者の比率が高いことを示しています。

図2-16 山梨県の部門別CO₂排出量

出典：環境省自治体排出量カルテより

部門	2019年度 排出量 (千t-CO ₂)	構成比
合計	5,232	100%
産業部門	1,206	23%
製造業	1,057	20%
建設業・鉱業	62	1%
農林水産業	87	2%
業務その他の部門	1,111	21%
家庭部門	1,036	20%
運輸部門	1,765	34%
自動車	1,713	33%
旅客	916	18%
貨物	797	15%
鉄道	51	1%
船舶	0	0%
廃棄物分野 (一般廃棄物)	114	2%

図2-17 北杜市の部門別CO₂排出量


出典：環境省自治体排出量カルテより

部門	2019年度 排出量 (千t-CO ₂)	構成比
合計	364	100%
産業部門	123	34%
製造業	98	27%
建設業・鉱業	3	1%
農林水産業	22	6%
業務その他の部門	54	15%
家庭部門	61	17%
運輸部門	122	33%
自動車	119	33%
旅客	52	14%
貨物	66	18%
鉄道	3	1%
船舶	0	0%
廃棄物分野（一般廃棄物）	5	1%

③ 北杜市の再生可能エネルギー発電量、発電自給率の推移

◆ 再生可能エネルギー発電量

表2-16は、市内における再生可能エネルギー発電量の推移を示しています。

2020年度（R2年度）の総発電量は、20.9万MWhで、2014年度（H26年度）の8万MWhから7年間で約2.6倍（13万MWh増）に大幅な増加となっています。

◆ 再生可能エネルギー自給率

北杜市全域で消費している電気量は34万MWhで、2014年度（H26年度）に比べ4.5%減少（16万MWh減少）しています。本市においては、再生可能エネルギー発電量が増加し消費量が減少していることから、再生可能エネルギー自給率は、2014年度（H26年度）の22.6%から、2020年度（R2年度）は、61.7%と39%増加しています。

表2-16 北杜市再生可能エネルギー発電量の年度推移

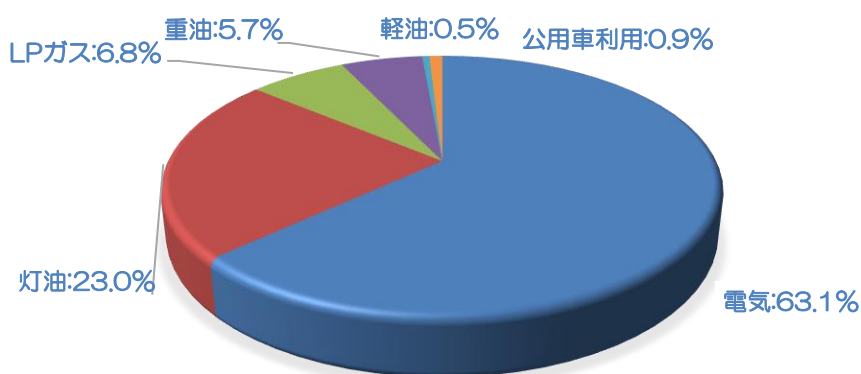
北杜市の再生可能エネルギー発電量（MWh）・再エネ自給率（%）							
年度 再エネ区分	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
太陽光 （10kw未満）	8,833	9,645	10,342	10,844	11,367	11,840	12,419
太陽光 （10kw以上）	67,988	122,161	145,286	156,681	164,705	176,602	189,219
風力発電	0	0	0	0	28	28	28
水力発電	3,874	3,910	3,910	3,910	3,910	3,910	8,062
地熱発電	0	0	0	0	0	0	0
バイオマス発電	0	0	0	0	0	0	0
再エネ合計	80,669	135,716	159,539	171,436	180,011	192,380	209,728
北杜市内の 電気使用量	356,288	367,938	355,794	386,496	348,238	340,171	340,171
再エネ自給率 （%）	22.6	36.9	44.8	44.4	51.7	56.6	61.7

出典：環境省自治体排出量カルテより

④ 北杜市の公共施設等によるエネルギー起源の温室効果ガス排出量について

本市の公共施設における2017年度のエネルギー起源の温室効果ガス排出量は、「北杜市温暖化対策実行計画」によると合計で19,996t-CO₂となっています。図2-18によると、内訳で最も高いのは、電気（63.1%）、次いで、灯油（23.0%）、LPガス（6.8%）となっており、この3項目で全体の約92%を占めています。

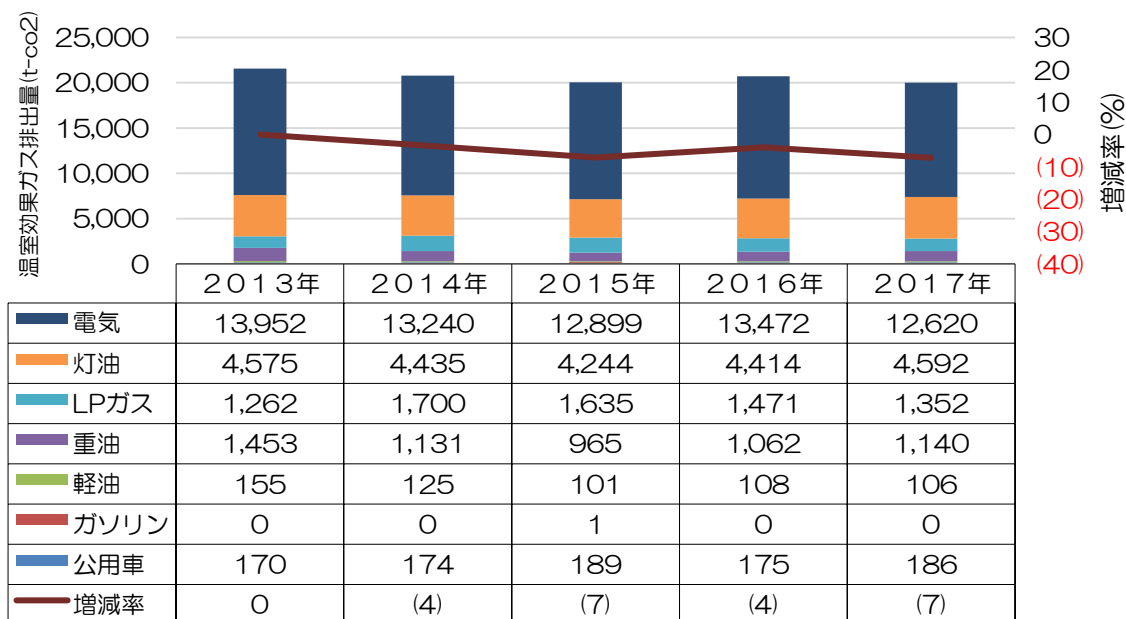
図2-20 エネルギー起源の温室効果ガス排出量（%）



出典：北杜市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）より

また、北杜市の公共施設220施設における過去5年間の温室効果ガスの推移は、図2-19のとおりとなっています。2013年度を基準とした場合、2017年度は、7.3%の削減となっています。

図2-19 エネルギー起源の温室効果ガス排出量推移



出典：北杜市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）より

4. 人口・世帯

(1) 人口の推移

図2-20、表2-17に北杜市内8町の人口の推移を示します。

本市の2022年度の人口を2016年度の人口と比較すると年平均、300人ほど減少しており、総人口は減少傾向にあります。市内8町の人口推移を見ると、大泉町では209人増加していますが、他の7町は減少傾向となっています。

図2-20 北杜市8町の各年度の人口推移（グラフ）

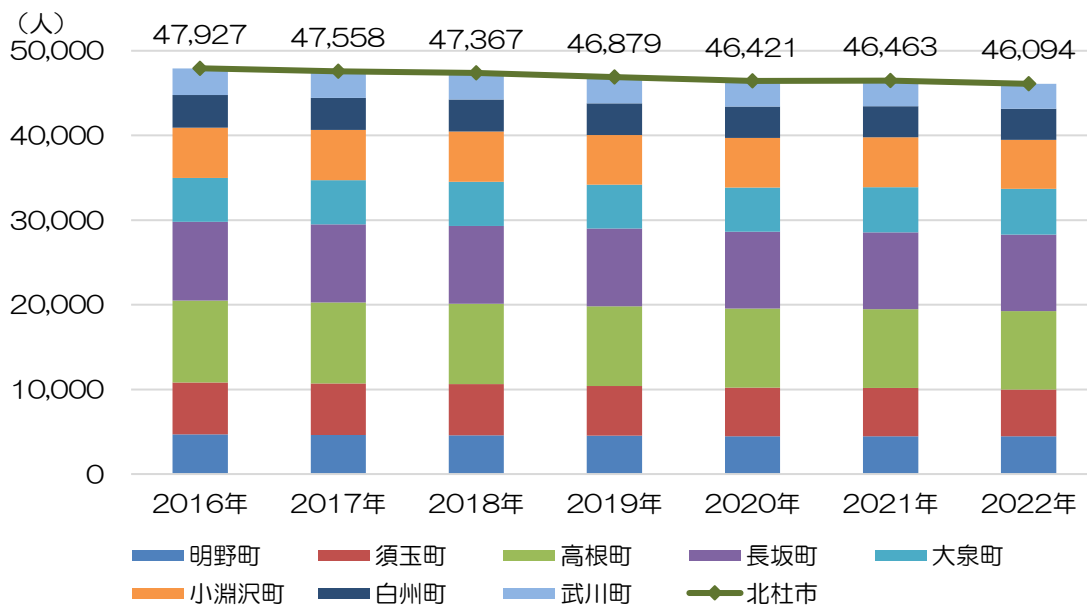


表2-17 北杜市8町の年度別人口推移（表）

（人）

	明野町	須玉町	高根町	長坂町	大泉町	小淵沢町	白州町	武川町	北杜市
2016年	4,670	6,162	9,675	9,291	5,185	5,949	3,856	3,139	47,927
2017年	4,611	6,105	9,564	9,229	5,203	5,922	3,795	3,129	47,558
2018年	4,590	6,046	9,479	9,196	5,222	5,926	3,780	3,128	47,367
2019年	4,539	5,866	9,396	9,195	5,200	5,849	3,752	3,082	46,879
2020年	4,480	5,748	9,304	9,088	5,227	5,846	3,702	3,026	46,421
2021年	4,471	5,703	9,307	9,061	5,347	5,885	3,672	3,017	46,463
2022年	4,447	5,532	9,263	9,044	5,394	5,811	3,643	2,960	46,094

出典：北杜市ホームページより（北杜市ホームページにより調査、毎年4月の人口を示す）

5. 産業他

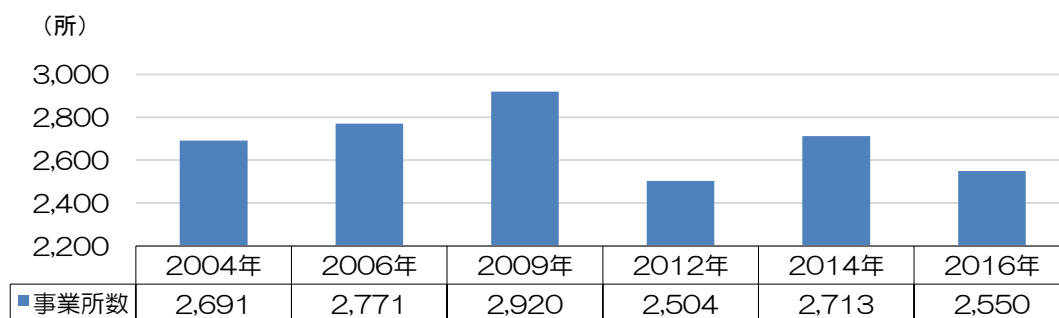
(1) 産業一般

図2-21に本市の事業所数の推移を示します。

事業所数は、2004年～2009年の間では増加していましたが、2009年（2,920件）をピークにそれ以降は減少しています。（事業所数については、事業内容等不詳を含む）

なお、最大時からの減少件数は370件、減少率は2009年からの7年間で約30%となっています。

図2-21 事業所数の推移



出典：事業所・企業統計調査（2006年まで）、経済センサス（2009年以降）より

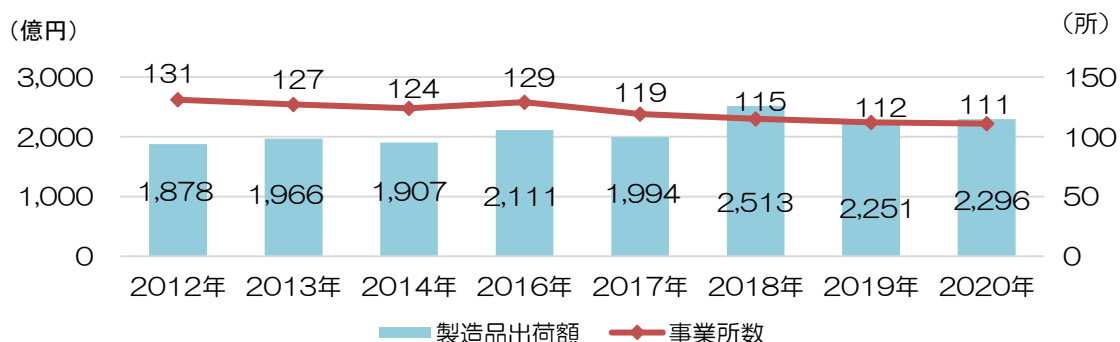
(2) 商工業

図2-22に製造業による製造品出荷額等の推移を示します。

北杜市域における製造業の製品出荷額は増加していますが、事業所数は減少傾向になっています。

製造品出荷額等は、2012年から増減を繰り返していましたが、2018年に大幅に増加しています。なお、2012年からの8年間で製品出荷額は418億円の増加、増加率約19%（年率2.4%）となっています。一方、事業所数については2012年の最大時に131事業所でしたが、2020年には111事業所に減少しています。（20事業所の減、減少率約15%、年減少率1.9%）

図2-22 製造品出荷額等の推移



出典：山梨県工業統計調査、経済センサス活動調査より

(3) 農業

図2-23、表2-18に本市における農家数と経営耕地面積の推移を示します。

2000年では、農家総数6,033戸、経営耕地面積3,726haでしたが、2015年には、農家数4,612戸、経営耕地面積2,462haまで減少しています。

また、農家総数の減少率は15年間で12%、年率0.8%、経営耕地面積の減少率は15年間で34%、年率2%となっています。

図2-23 本市の農家数と経営耕地面積の推移

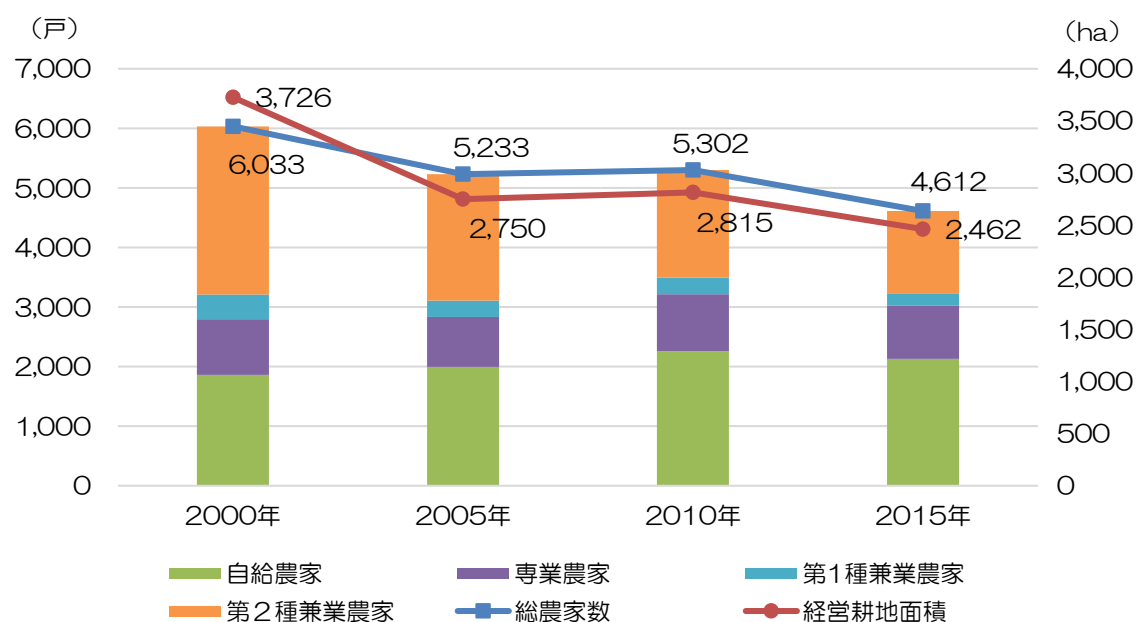


表2-18 本市の農家数と経営耕地面積の推移

区分	農家戸数							経営耕地面積 (ha)
	総数 (戸)	自給の 農家	販売農家					
			専業 農家	兼業農家				
				第1種	第2種			
2000年	6,033	1,861	4,172	936	3,236	415	2,821	3,726
2005年	5233	1993	3,240	843	2,397	271	2,126	2,750
2010年	5,302	2,261	3,041	957	2,084	276	1,808	2,815
2015年	4,612	2,131	2,481	889	1,592	199	1,393	2,462

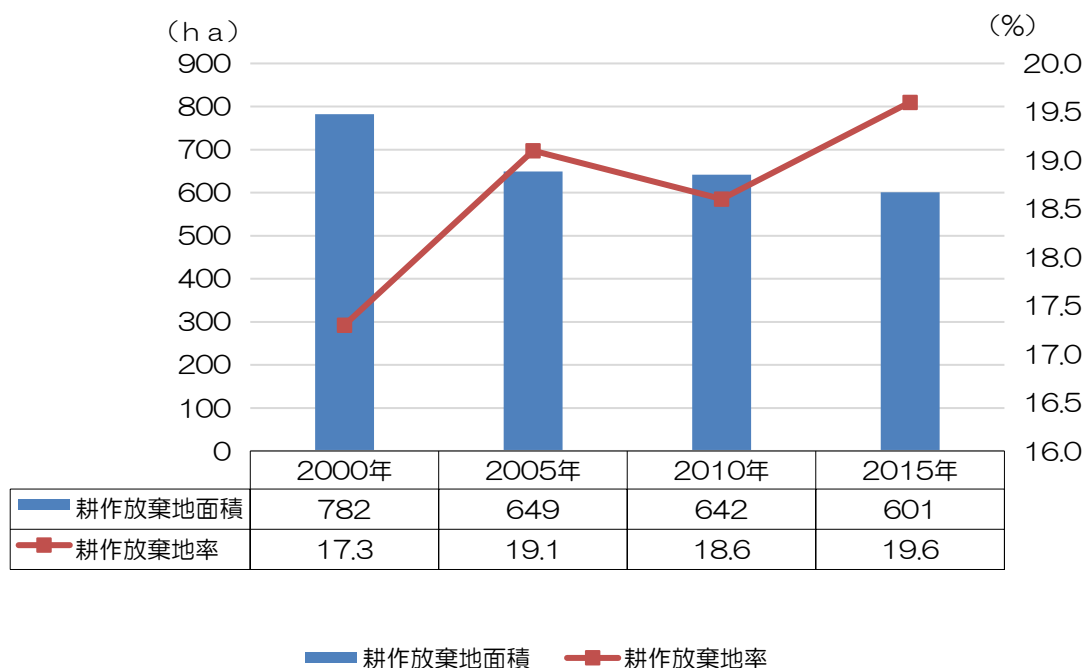
出典：山梨県統計データバンク（農林業センサス結果報告）より

図2-24に耕作放棄地面積の推移を示します。

耕作放棄地面積は、年々減少傾向が観察されます。一方、耕作放棄地率は、逆に増加傾向となっています。

なお、2015年の耕作放棄地面積は601ha、耕作放棄地率19.6%となっています。

図2-24 耕作放棄地面積等の推移



出典：農林業センサスより

※参考

[耕作放棄地率(%) = 耕作放棄地面積 ÷ (経営耕地面積 + 耕作放棄地面積) × 100]

※注意

非農家が所有する土地は含んでいません。経営耕地面積については、2005年以降販売農家のデータ集計です。
(2000年以前は総農家のデータ集計です。)

第3節 市民・事業者の環境意識調査（抜粋）

1. アンケート調査結果の概要

（1）目的

今回実施した、本市の環境に関する意識調査は、第2次北杜市環境基本計画の見直しにあたり、市民・事業者の環境に対する考え方などを明らかにし、本計画に市民・事業者の意向や視点を反映させるための基礎資料とすることを目的としています。

（2）概要

市民アンケート

項 目	対 象
地 域	北杜市全域
対 象 者	市内在住者20歳以上の男女
対 象 数	1,000人
抽出方法	住民基本台帳に基づき、地区別の人口比率、男女比率、世代人口比率を考慮し配布者を抽出
方 法	郵送による無記名式アンケート
回 収 数	554件（回収率55.4%）

事業者アンケート

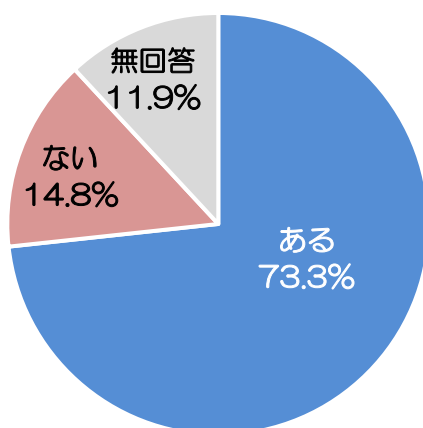
項 目	対 象
地 域	北杜市全域
対 象	市内事業所
対 象 数	200事業所
抽出方法	市内に住所のある事業所から無作為に抽出
方 法	郵送による無記名式アンケート
回 収 数	112件（回収率56.0%）

2. 市民の環境に対する意識

(1) 市内の景観

① 「好きな景観」

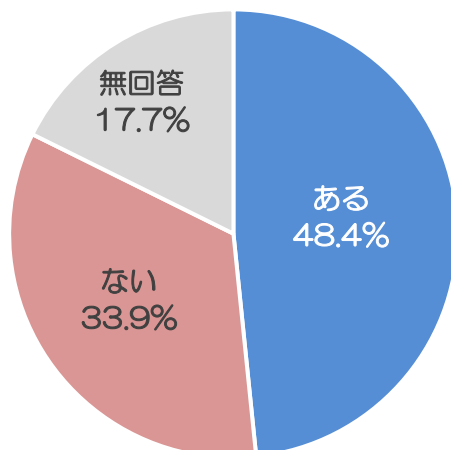
- ・市内に好きな景観があると答えた市民が7割を超えていた。
- ・好きな景観の上位3位が高根町清里周辺地区となっていた。



上位	好きな景観
1	清泉寮
2	天女山、美し森
3	高根町から見える全方角山
4	大泉町から見える富士山、ハヶ岳
5	ハイジの村、ひまわり畑
6	尾白川、台ヶ原
7	レインボーライン
8	小淵沢町から見える甲斐駒ヶ岳
9	瑞牆山、瑞牆湖
10	神代桜、桜並木

② 「望ましくない景観」

- ・望ましくない景観があると答えた市民は約半数で、内容は下表の上位3項目に集中していた。



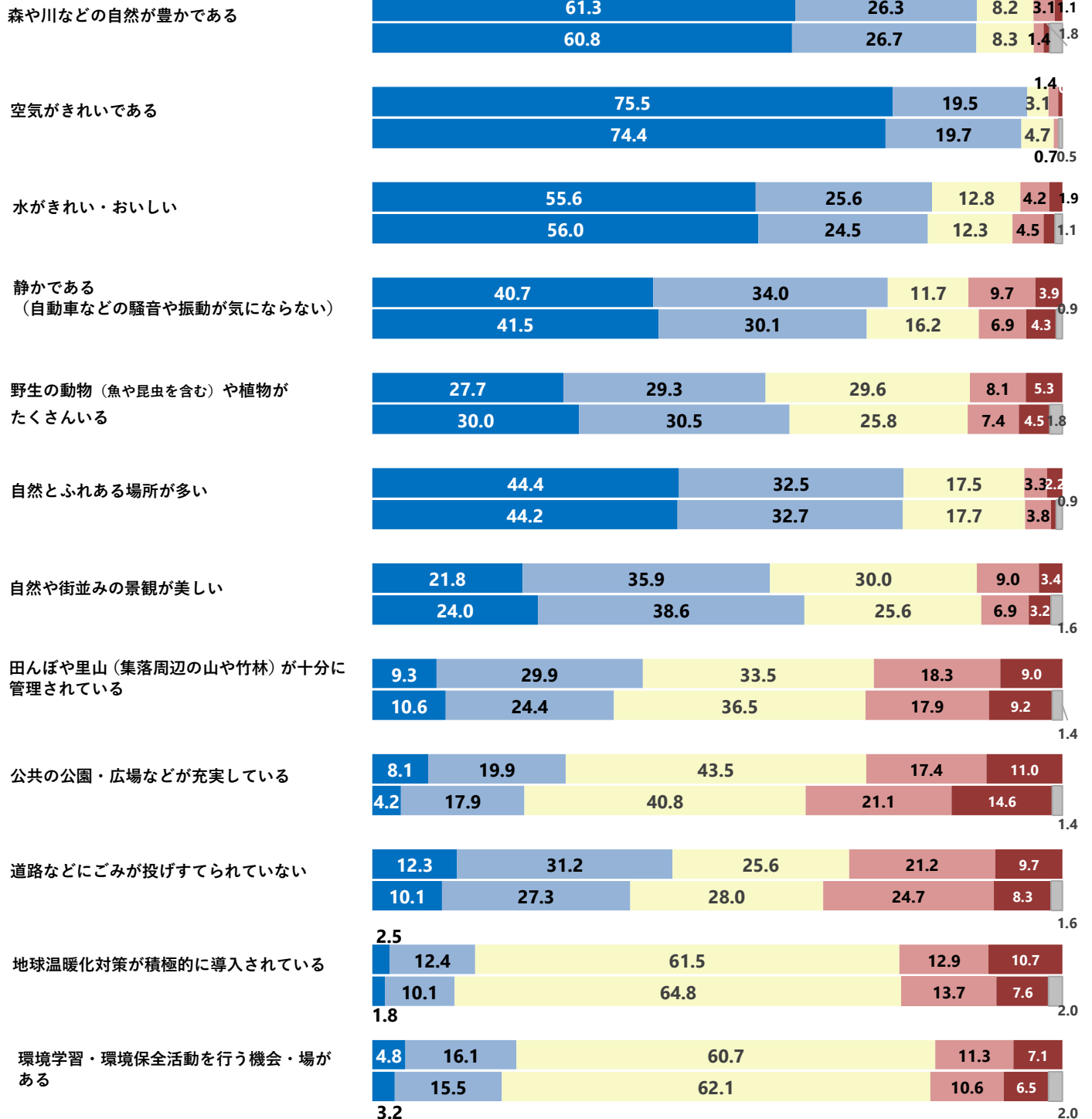
上位	望ましくない光景
1	国道141号線沿い廃墟、放棄の荒地、不法投棄の光景
2	清里駅前 廃墟
3	太陽光パネル

(2) 生活環境の満足度と重要度

- 前回と今回の2回の調査において、「生活環境の満足度」に変化があるかどうかを調査した。
- 各項目とも2回の調査において大きな差異はなかった。
 - 「空気がきれい」、「森や川の自然が豊かである」の2項目は前回同様満足度が非常に高かった。

上段：2018年 下段：2022年

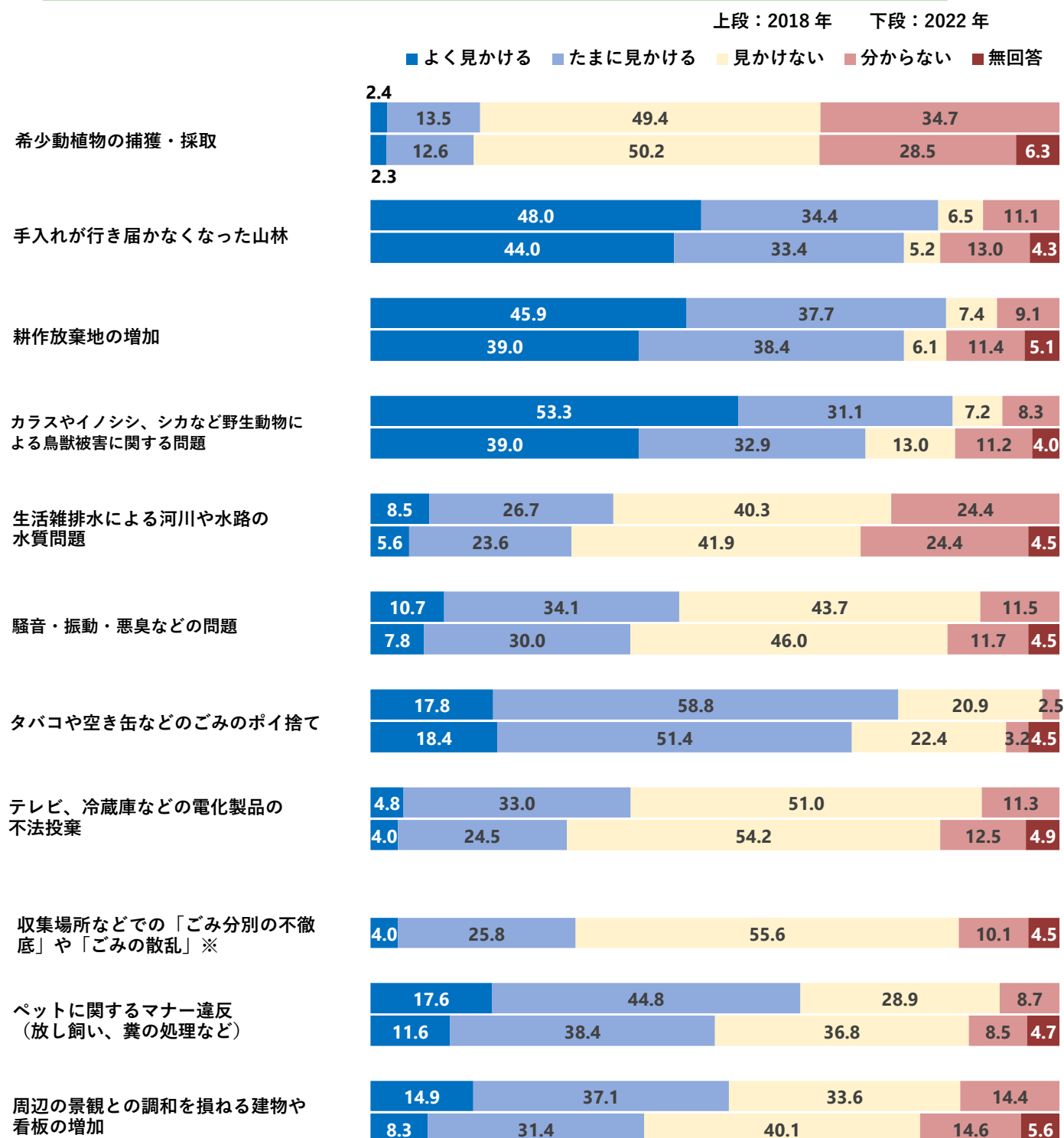
■ 満足である ■ やや満足である ■ どちらともいえない ■ やや不満である ■ 不満である ■ 無回答



(3) 地域環境の問題点・課題について

●多くの市民が、地域の環境の問題点・課題として、以下の5項目をあげていた。

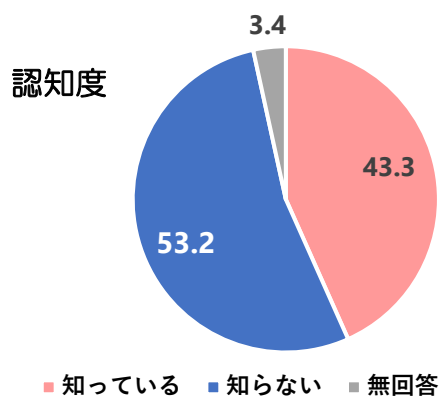
- ①「荒廃した山林」 ②「耕作放棄地」 ③「野生動物による鳥獣被害」
④「ごみのポイ捨て」 ⑤「ペットに関するマナー違反」



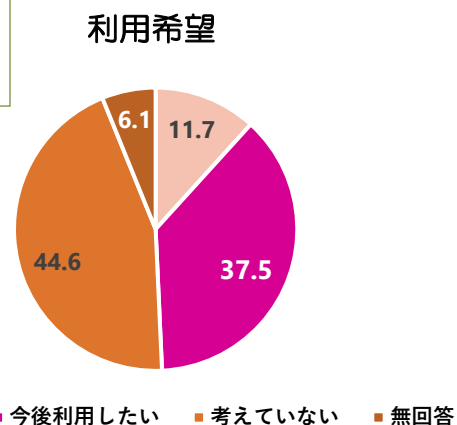
※2022年環境意識調査追加項目となります

(4) 環境保全事業の認知度について

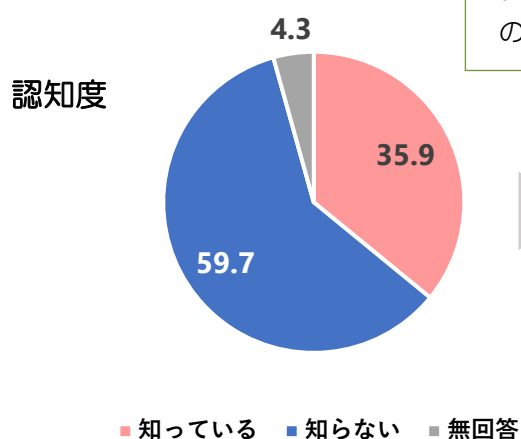
生ごみ処理機（容器）補助金制度



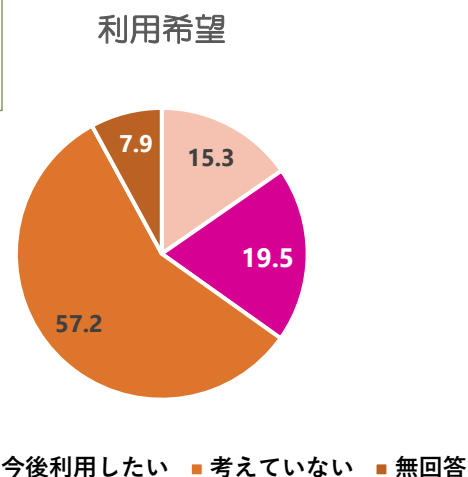
。認知度が高く、今後制度を利用したい市民が多かった。



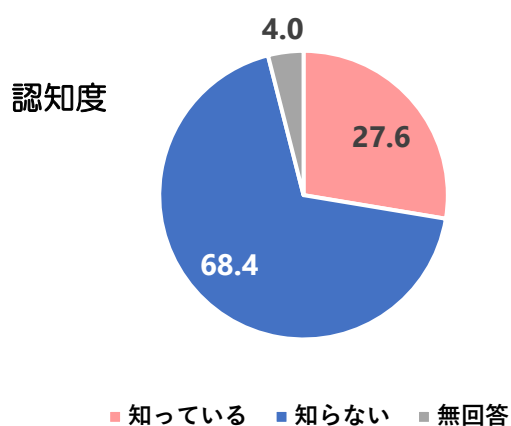
浄化槽設置費補助金交付金制度



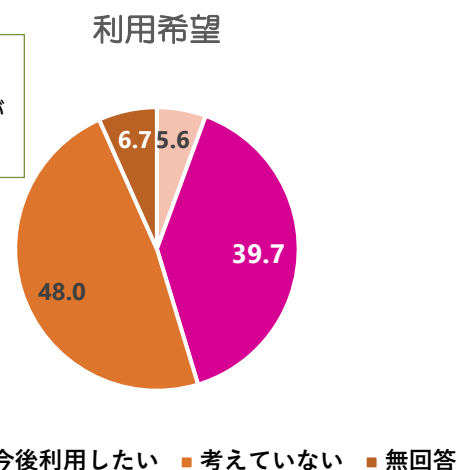
。認知度は高いが、今後制度を利用したい市民は他の制度より低かった。



再生可能エネルギー設備設置費補助金制度



。認知度はやや低いですが、今後利用したい市民が多かった。

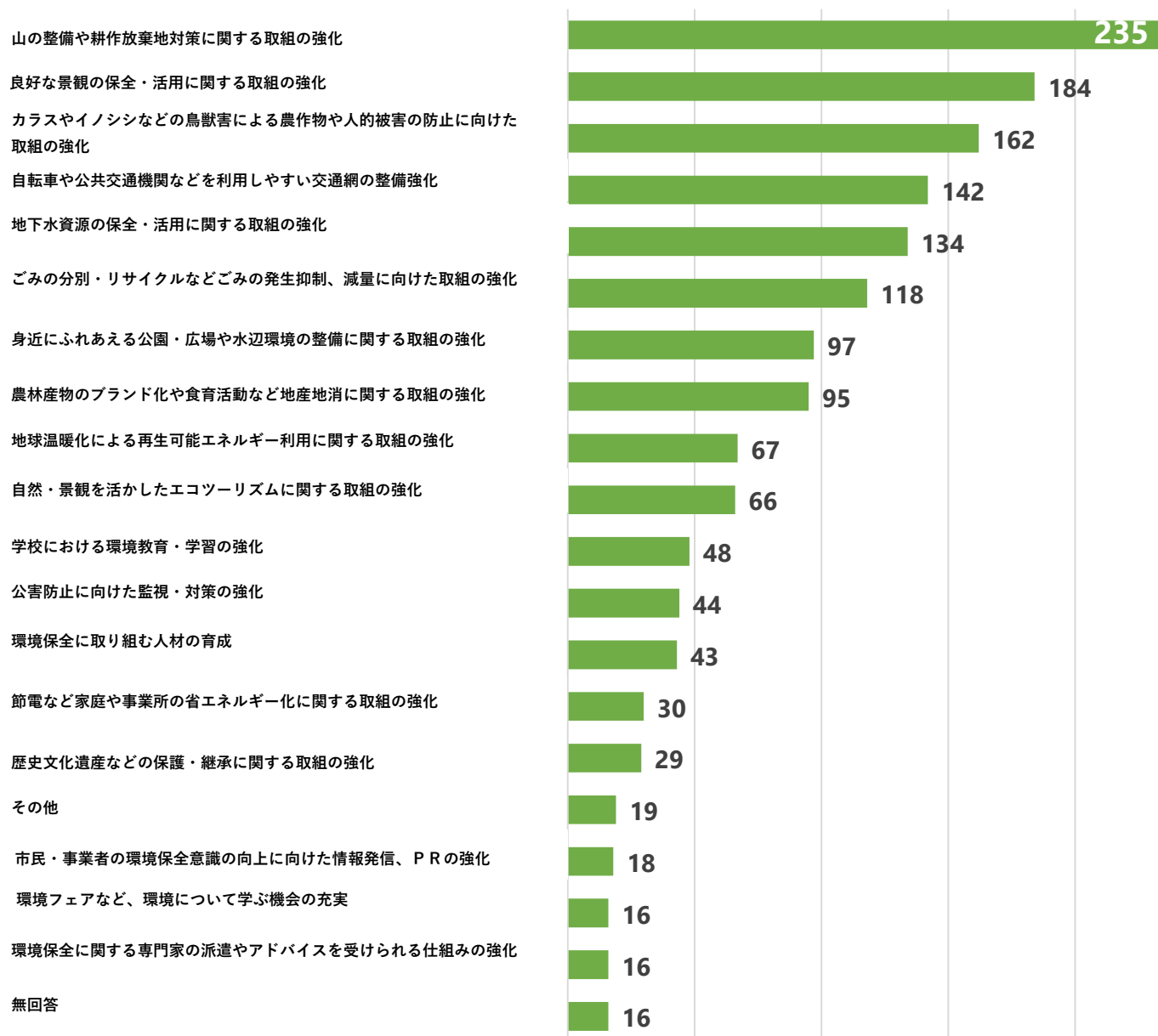


(5) 環境保全のために市に望むこと

●環境保全のために市に望むことは

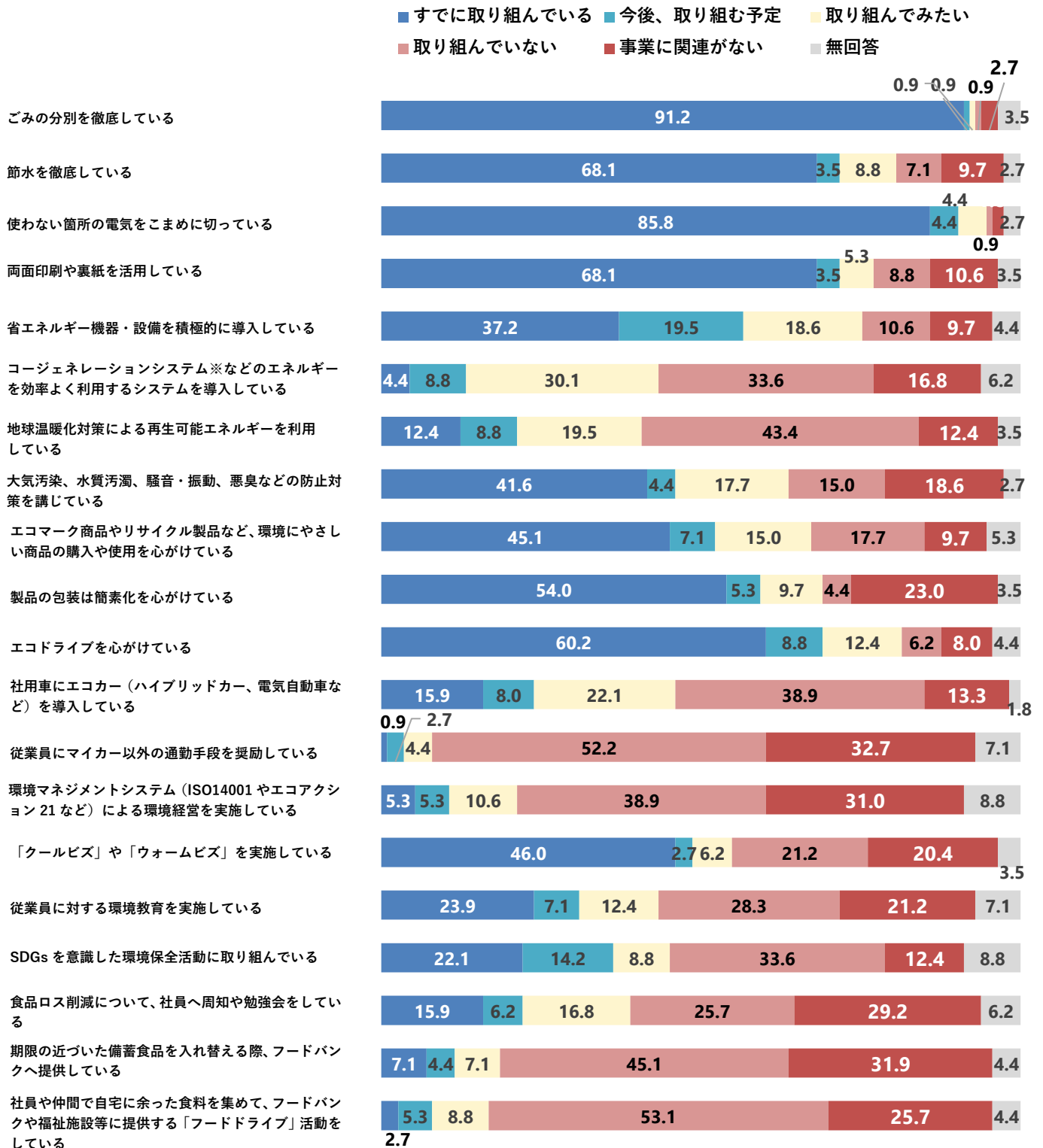
- 市民は市に対して、耕作放棄対策、景観保全対策（空き家、空き店舗等）、鳥獣被害対策、利用しやすい交通網の整備、地下水資源の保全・活用に関する取組強化、ごみの分別・リサイクルなどごみの発生抑制、減量への取組強化等を望んでいた。

環境保全のために市に望むこと



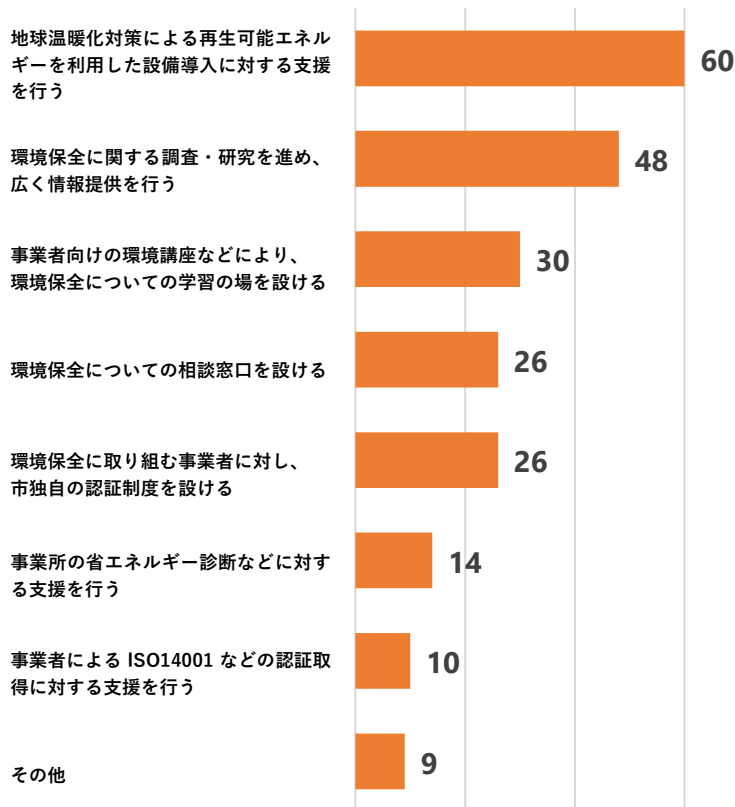
3. 事業者の環境に対する意識

(1) 環境に配慮した取組について



※コージェネレーションシステムとは、発電と同時に発生した排熱を利用して、給湯・暖房などを行うエネルギーシステムのこと。エネルギー効率が高く、クリーンな発電方法として期待されている。

(2) 市に期待する施策について



●市に期待すること

- 以下の事項が、特に期待されていた。
- 地球温暖化対策としての再生可能エネルギー設備導入に係る支援を希望していた。
 - 環境保全に対する情報提供
 - 事業者向けの環境講座 等

●その他の意見（市に期待する施策）

- 市民、別荘の誰でもが分別してごみを出せる施設が1つでもあると嬉しい
- 太陽光発電事業者の紳士的な説明を求める。暴力的な態度で市民を抑圧しているので市役所に強力に指導をしてもらいたい。
- 太陽光パネルによる自然破壊を止めてほしい。
- 古民家の再利用促進
- 先進地の見学に市の補助をする

第3章 計画のめざすところ

第1節 環境像

第2次北杜市環境基本計画では、めざすべき環境像を「明日へつなげる みどり香る杜 健幸ほくと」とし、この実現に向けて様々な取り組みを行ってきました。

本計画では、定められた計画期間の前期が経過したことから、本市の環境基本条例に示される「基本理念」に基づいた再検討を行うにあたり、時代変化に対応し市民の要望に沿った計画とするとともに、本計画の上位計画である「第3次北杜市総合計画（2022年3月）」において、将来都市像として「人と自然と文化が躍動する環境創造都市 一北杜新時代 幸せ実感 チャレンジ北杜一」を標榜したことを受け、市の「めざすべき環境像」を新たに設定します。



私たちの生活は、清らかな水資源をはじめとして、雄大な森林や生物多様性など、本市の有する豊かな自然環境とそこから受ける様々な恩恵に支えられてきました。私たちには、豊かな暮らしを実現するとともに、地域の貴重な財産である自然環境を自らの手で守り、次世代へと受け継いでいくことが求められています。そのために、人と自然が共に躍動できるサステナブルなまちを実現し、新たな時代へと繋げていきます。

第2節 環境像実現に向けた基本方針

1. 施策区分の考え方

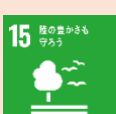
本計画における施策区分は、環境に働きかけを行う私たちからの距離感で整理しています。

具体的には、騒音や悪臭といった身近な範囲での活動に関連する環境（**生活環境**）、一般廃棄物といった市内全域に関連する環境（**環境衛生**）、景観など市内だけでなく近隣自治体も関連する環境（**地域資源環境**）、県や国、地球規模など広域的に関連する環境（**広域環境**）と捉えています。また、環境保全の取組を進める上で重要であり、全ての環境保全活動とかかわりを持つ**環境教育**についても施策区分の対象とします。

2. 基本方針の設定

本計画では、法律や上位計画の改訂状況及び県の「第2次山梨県環境基本計画（中間見直し）」（2019年）との整合を図るとともに、市の現状と課題の変化などを考慮し、前述の環境区分に対応する**5つの「基本方針」**を設定し施策を展開します。

また、市民、事業者及び本市を訪れる全ての者、行政が取り組む行動に関連したSDGsにおける該当項目を各基本方針に示します。

施策の基本方針		
基本方針 1	快適で暮らしやすい、潤いの杜     	生活環境
基本方針 2	ごみを減らし、資源を大切にする杜     	環境衛生
基本方針 3	地域の資源を守り、次世代へつなぐ杜   	地域資源環境
基本方針 4	地球環境保全に貢献する杜      	広域環境
基本方針 5	将来につなげる杜づくり 基本方針5の環境教育については、基本方針1から4までの内容に関連するため、上記のSDGs項目を包括します。	環境教育

◆基本方針 1 快適で暮らしやすい、潤いの杜（生活環境）

本市は豊かな自然の中で、清涼な河川や多くの良質な湧水と地下水を有し、地域の先人から貴重な水資源を引き継いでいます。また、みどり豊かな地域であることから、清浄な空気、静穏な生活環境の中で、自然の恩恵を享受しています。今後も先祖から受け継いだ、自然豊かで快適な生活環境を、市民、事業者、地域、行政等が連携し維持していくことを目指します。

◆基本方針 2 ごみを減らし、資源を大切にする杜（環境衛生）

地球温暖化による気候変動リスクを抑止するために温室効果ガスの排出を抜本的に削減することが求められています。また、近年ではマイクロプラスチックによる土壌や海洋の汚染、食品ロスへの関心も高まっています。

本市の市民の一人1日当たりのごみ排出量は、県内の自治体で最も少ない状況にあります。市民・事業者・行政などの主体がそれぞれの活動のなかでリサイクルやごみ減量化（リフューズ、リデュース、リユース）への取り組みを更に強化し、環境に配慮したライフスタイルの定着や循環型社会の構築を通じ、持続的発展に貢献することを目指します。

◆基本方針 3 地域の資源を守り、次世代につなぐ杜（地域資源環境）

本市の豊かな自然環境と景観は世界中の多くの人々を惹きつける魅力を持っており、次世代に受け継ぐべき貴重な財産です。また、これらの自然に根ざした世界かんがい遺産である村山六ヶ村堰疏水、武田信玄により開かれた棒道、二ホンカモシカ、ヤマネ、金生遺跡、谷戸城跡など多くの貴重な指定文化財を有しています。

これらの山岳を中心とする豊かな自然とその景観、水資源と生物多様性、歴史と文化などが、市民、事業者、行政との連携協力関係のもとで適切に守られ、活用されるなかで、価値あるものとして次の世代に引き継ぐことができる環境づくりを目指します。

◆基本方針 4 地球環境保全に貢献する杜（広域環境）

本市は 2050 年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）を目指すことを表明しています。この目標の達成に向けて、市民、事業者、地域、行政などが連携し、温室効果ガス排出削減に関する具体的な取り組みを進捗させて行くことが求められています。

また、こうした取り組みをより効果的に実施することにより、本市の強みである自然環境とそれを守る文化を両輪とする地域づくりを目指します。さらに、本市が脱炭素における先進地域となることで地球環境の保全に貢献します。

◆基本方針 5 将来につなげる杜づくり（環境教育）

環境保全の取組を進めるには、様々な立場のより多くの人々が参画することが求められます。本市においては、環境問題や地域の実情について正しい理解と意識を深め、環境の保全や問題に自ら考え進んで取り組む人材の育成を目的として、市内の教育および保育施設、家庭や地域コミュニティなどを対象とした環境教育に取り組んでいます。

これらの取組を基礎として、環境教育のさらなる発展に努め、本市の環境を未来につなげることができる人材を育てるための充実した環境教育を行うまちを目指します。

3. 施策体系図

本計画の環境像実現に向けた施策の体系は、以下の体系図に示すとおりです。基本方針別に整理した「主な取組」（第4章）及び、主な取組みに基づいて地域での取組みをまとめた「環境像実現に向けた各地域の取組」（第5章）、重点的に進める取組をまとめた「重点テーマ」（第6章）から構成されています。

基本方針	主な取組（4章）	各地域の取組 重点テーマ
自然と共にサステナブルなまちへ 北杜新時代	1. 快適で暮らしやすい、潤いの杜 （生活環境）	1-1 生活・事業所排水対策の推進 1-2 地下水の保全と監視測定 1-3 地盤沈下の監視 1-4 騒音・振動対策の推進 1-5 悪臭対策の推進 1-6 土壌汚染の現状と把握 1-7 化学物質の監視測定 1-8 空き家対策の推進
	2. ごみを減らし、資源を大切にする杜 （環境衛生）	2-1 ごみの発生抑制 2-2 リサイクルの推進 2-3 不法投棄対策の推進
	3. 地域の資源を守り、次世代へつなぐ杜 （地域資源環境）	3-1 歴史文化資源の保全 3-2 自然公園の保全・維持管理 3-3 景観の維持活動の推進 3-4 生物多様性の保全と活用 3-5 自然環境の保全と共生
	4. 地球環境保全に貢献する杜 （広域環境）	4-1 大気環境の保全 4-2 オゾン層問題 4-3 地球温暖化緩和策の推進 4-4 地球温暖化適応策の推進
	5. 将来につなげる杜づくり （環境教育）	5-1 環境教育・学習の推進 5-2 環境保全活動の実践
		環境像実現に向けた各地域の取組（5章） ／ 重点テーマ・（6章）

第4章 環境像の実現に向けた基本方針別の取組

第2次北杜市環境基本計画では、2018年から2027年までの10年間のうち、2023年度以降の後期計画期間において、本市のめざすべき環境像を「自然と共にサステナブルなまちへ 北杜新時代」と定め、実現にむけて5つの基本方針を定めています。また、各基本方針の進捗状況を管理するため19項目の目標値を設定しています。

本計画の中間見直しにあたり、前期計画期間のうち2018年度から2021年度までの4ヶ年の取組状況を評価するとともに、市民および事業者を実施した環境意識調査との比較を行うことで、現状の課題を抽出し、各基本方針の後期計画に反映させました。

なお、各基本方針の「目指すべき方向性」、「各主体の取組」などの項目については、以下に示す流れで記述しています。

基本方針 第3章で示した基本方針およびSDGsアイコンを示します。



1. 目指すべき方向性

基本方針の達成のために目指すべき方向性を示しています。

2. 現状と課題

基本方針の達成に向けて、現在の状況および課題を示しています。

市民意識調査の結果、環境に係る「市民意識調査」の結果から、基本方針の達成に向けて、関連する項目の重要度についてグラフ化し示しています。

3. 市民、事業者、本市を訪れる全ての者、市の役割

基本方針の達成に向けて、市民、事業者、本市を訪れる全ての者、市のそれぞれが担う役割を示しています。

4. 市が実施する施策、基本方針の進捗を管理するための目標及び指標

市が実施する施策（基本目標、基本施策）を示しています。

施策を効果的に進めるための目標および指標を設定し示しています。

5. 施策の前期評価と後期の方向性

前期計画期間の評価と後期計画期間における施策の方向性を示しています。

基本方針1 快適で暮らしやすい、潤いの杜



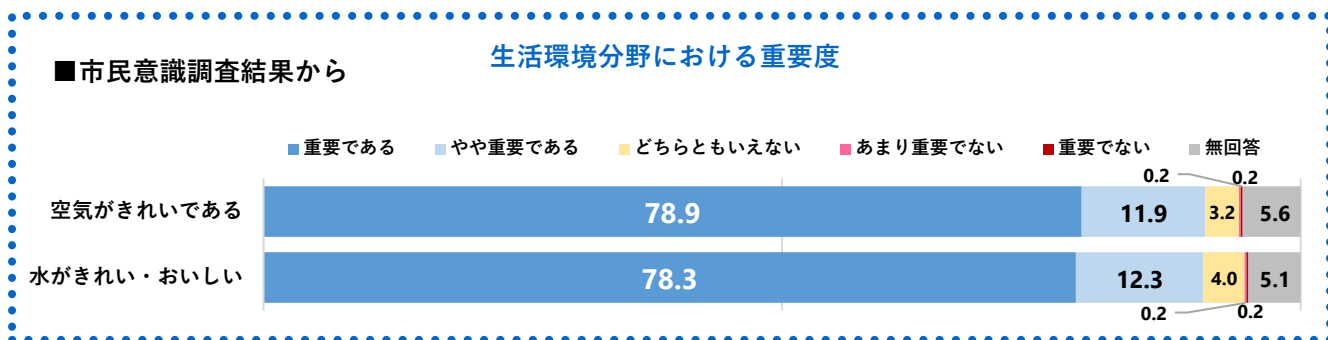
1. 目指すべき方向

本市の快適な生活環境を維持するとともに、新たな課題に対応していくことで、快適で暮らしやすい、潤いのあるまちを目指します。

2. 現状と課題

本市は、南アルプス、ハケ岳連峰、奥秩父山地に育まれた良質な水に恵まれ、地域に点在する湧水は市民の手により大切に守られています。また、騒音、振動、悪臭などの市民の生活環境に係る環境的な側面についても、生活環境基準が維持され良好な状態です。

その一方で、空き家や耕作放棄地などの増加による景観悪化、害虫の発生や害獣の定着などが地域課題となっており、これらに対応することが求められています。



3. 市民、事業者、本市を訪れる全ての者、市の役割

市民の役割

●生活排水対策の推進

- 過度な洗剤の使用など生活雑排水による水質負荷を低減します。
- 下水道への加入、合併浄化槽の設置や適正管理に努めます。
- 河川や道路側溝清掃などの美化活動に参加および協力します。

●地下水の保全と監視・地盤沈下の監視

- 農薬などの過度な使用による地下浸透汚染に注意します。

●騒音・振動対策の推進

- 自動車騒音や日常生活から出る音（テレビ・ラジオなど）に注意し、近隣住民に配慮します。

●悪臭対策の推進

- 農薬や肥料の適正利用、鶏舎、牛舎等の適正管理に心がけるとともに、近隣住民が不快と感じる悪臭が発生しないよう注意します。野焼きによるごみの焼却処分を行いません。

●土壌汚染の現状と把握

- 肥料や農薬を使用する際は、周辺への影響に配慮し適正に使用します。
- 余った農薬や廃油、溶剤などは適正に処分します。

●化学物質の監視測定

- 化学物質に関する情報に関心を持ち、農薬や化学肥料、殺虫剤、塗料の適正使用を心がけます。

●空き家対策

- やむを得ず、持ち家が空き家となる場合には、適切な管理を行います。

事業者の役割

●事業所排水対策の推進

- 事業所排水などに関する法令および水質汚濁防止法を遵守し、美化活動に参加、協力します。

●地下水の保全と監視・地盤沈下の監視

- 農薬による地下浸透汚染や、薬品や家畜の糞尿による河川水の汚染を防ぎます。

●騒音・振動対策の推進

- 事業活動から発生する騒音及び振動については、関連法令を遵守します。
- 必要に応じて騒音・振動の低減対策を行い、近隣に配慮します。

●悪臭対策の推進

- 事業所などから排出される臭気は規制基準を遵守します。
- 農薬、肥料は適正利用を心がけます。
- 野焼きによるごみの焼却を行わないなど、近隣住民が不快と感じる悪臭の発生に注意します。

●土壌汚染の現状と把握

- 肥料や農薬は周辺への影響に配慮し、適正に使用します。
- 事業所排水や廃棄物の適正な処分を行います。

●化学物質の監視測定

- 化学物質を保有および使用する場合は、PRTR 法に基づき化学物質を適正に管理します。
- 化学物質情報などを発信し、周辺住民とのリスクコミュニケーションに努めます。

本市を訪れる全ての者の役割

●河川水、地下水の保全

- 河川や湧水源の水質保全に努めます。
- アウトドアレジャーなどの際に、環境に配慮した行動をします。

●騒音・振動の発生防止

- 自動車騒音や活動から出る音に注意し、近隣住民に配慮します。

市の役割

市では生活環境の悪化を防止するため、生活・事業所排水、地下水、地盤沈下、騒音・振動、悪臭、土壌汚染、化学物質などの各分野において、適切な調査及び監視、指導等に努めます。さらに、市民や事業者への普及・啓発に取り組みます。また、空き家の有効活用への支援に取り組みます。

4. 市が実施する施策、基本方針の進捗を管理するための目標及び指標

基本目標	基本施策	主管課
1－1 生活・事業所排水 対策の推進	1-1-1 河川などの水質の保全推進	環境課 農業振興課 上下水道 施設課
	1-1-2 市内河川の水質調査の継続と公表	
	1-1-3 清らかな水資源の保全・活用	
	1-1-4 浄化槽の使用方法的啓発や保守点検・清掃・検査などの維持管理の推進	
	1-1-5 適切な施肥管理推進に向けた普及・啓発	
	1-1-6 生活排水処理基本計画の推進	
	1-1-7 関連機関と連携しながら生活排水を適正に処理する体制の強化	
1－2 地下水の保全と監視測定	1-2-1 地下水保全に向けた対策会議の開催	環境課 まちづくり 推進課
1－3 地盤沈下の監視	1-3-1 地盤沈下未然防止に向け、必要に応じ、地下水の調査などの検討	環境課
1－4 騒音・振動対策の推進	1-4-1 道路交通騒音・振動の低減	環境課
	1-4-2 市内の騒音・振動の現状把握	
	1-4-3 静穏で良好な環境の維持	
	1-4-4 建設工事における騒音・振動に配慮した機械・工法の普及・啓発	
	1-4-5 工事・事業場における騒音・振動対策の普及・啓発	
1－5 悪臭対策の推進	1-5-1 肥料や農薬、畜産における臭いの発生・拡散防止に向けた指導	環境課 農業振興課
	1-5-2 野焼き防止に向けた普及啓発活動や監視活動の強化	
	1-5-3 悪臭防止に向けた事業者などへの指導	
1－6 土壌汚染の現状と把握	1-6-1 市内の土壌汚染の現状の把握	環境課 農業振興課
	1-6-2 土壌汚染につながる廃棄物の不法投棄の未然防止	
	1-6-3 農薬、化学物質などによる土壌汚染の未然防止	
1－7 化学物質の監視測定	1-7-1 市内のダイオキシン類調査の継続	環境課
	1-7-2 有害化学物質による汚染の現状と把握	
	1-7-3 化学物質の適正使用の周知徹底	
1－8 空き家対策の推進	1-8-1 空き家対策の推進	まちづくり 推進課 ふるさと 納税課

基本方針 1 の進捗を管理するための目標及び指標

No	目標項目	2018 年度 計画開始時	2021 年度 現状値	2027 年度 最終目標値	主管課
		第2次北杜市環境基本計画			
1	市内河川等調査箇所における BOD 値が 2mg/ℓ 以下(河川 環境基準 A 類型)の割合 (%)	COD 63.0 % BOD 98.0 %	COD 53.0 % BOD 98.0 %	98.0 % 以上	環境課
●2027 年度目標値：目標管理項目を COD から BOD に変更します。 ◦ 現状の市内 45 箇所の BOD 値は、44 地点で BOD 値が 2.0mg/ℓ で清浄状態を維持しています。 ◦ 天候や地質の影響も受けると思われますが、2018 年度以降の数値から引き続き 98.0%以上の数値を維持することを目標とします。					

No	目標項目	2018 年度 計画開始時	2021 年度 現状値	2027 年度 最終目標値	主管課
		第2次北杜市環境基本計画			
2	水洗化率 (%)	84.6 %	84.5%	84.3%	環境課 上下水道 施設課

●2027 年度目標値：一般廃棄物処理基本計画（2021 年度）の目標値を採用します。

◦ 本市の一般廃棄物処理基本計画（2021 年度）では、水洗化率を 84.3%と推定していることから、本計画においても「一般廃棄物処理基本計画」に整合させ、人口の変化で比率が変わることもありますが、最終年度の目標を 84.3%に設定します。

No	目標項目	2018 年度 計画開始時	2021 年度 現状値	2025 年度 目標値	主管課
		第2次北杜市環境基本計画			
3	空き家バンクの成約件数 (件)	32 件	15 件	150 件 (2021-2025 累計)	ふるさと 納税課
4	空き家バンク新規登録件数 (件)	35 件	24 件	175 件 (2021-2025 累計)	

●2025年度目標値：後期計画より新たな目標値として設定します。

◦ 2018 年度から 2020 年度の平均値をもとに目標を設定しています。また、第3次北杜市総合計画（前期基本計画）の最終年である 2025 年度を目標年次としています。

指標項目	2018 年度 計画開始時	2021 年度 現状値	2022～2027 年度 指標値
公害苦情処理件数（件）	2 件	17 件	2 件

5. 施策の前期評価と後期の方向性

基本目標	前期評価および後期取組	主管課
1-1 生活・事業所排水 対策の推進	- 当該分野の評価項目は、河川水質の保全、生活排水処理基本計画の見直しなど 7 項目で、その目標達成率（4 ヶ年実績）は、全ての項目でほぼ目標達成となっています。 - 後期計画においては、前期計画と同様な取組項目としますが、前期に河川水質で課題となった地点への改善指導、生活排水を適正に処理するため関連機関との連携強化、下水道区域内においても接続への積極的な働きかけを継続して行い、水洗化率の向上を図ります。	環境課 農業振興課 上下水道 施設課
1-2 地下水の保全と 監視測定	- 県が実施している定点井戸の調査結果を監視していますが、新たな汚染はなく、県との対策会議は開催していません。 - 後期も継続的な地下水の監視及び保全を図るとともに、市民の地下水への関心をより高めてもらうため啓発に努めます。	環境課 まちづくり 推進課
1-3 地盤沈下の監視	市民からの地盤沈下に関する報告はありませんでしたが、後期計画期間も引き続き継続して監視していきます。なお、事案発生時には職員による現地確認や山梨県などの関連機関と連携して対応します。	環境課
1-4 騒音・振動対策 の推進	- 毎年主要幹線道路で道路交通騒音調査を実施しています。環境基準は 95%の地点で達成しており、市民からの苦情などは発生していません。 - 今後も騒音規制法に基づく自動車騒音調査を継続して実施し、基準超過の地点については近隣住民の相談に応じて現地確認などを行います。	環境課
1-5 悪臭対策の推進	- 野焼きや不法投棄を原因とする苦情に対して、職員による現地調査を行い指導してきました。また、山梨県、山梨県警と連携し見回りなど防止対策をとりました。 - 今後も野焼きや不法投棄物、排水設備を原因とする悪臭に対して、苦情が発生した場合は、現地確認を行うとともに、改善指導などを含め適切に対応します。また、耕畜連携推進を行い、地域の畜産排泄物の循環を強化します。	環境課 農業振興課
1-6 土壌汚染の現状 と把握	- 土壌汚染につながる不法投棄物が発見された場合は、職員が現地調査を行い指導してきました。また、関連機関と連携し見回り防止対策を実施しました。 - 今後も不法投棄物による土壌汚染が発生しないよう、継続して監視していきます。	環境課 農業振興課

1-7 化学物質の 監視測定	市内民間産廃処分場において水質調査を毎年実施しています。現在、排水基準を超える異常値の検出はありません。その他本市の公共施設においてダイオキシン類などの調査を実施していますが、異常値の発生はありません。引き続き有害物質に関する環境調査を実施していきます。	環境課
1-8 空き家対策の推進	- 北杜市空き家等対策計画に基づき、空き家等所有者に対して、危険木の伐採や空き家などの除却の対応の指導を行います。 - 今後も空き家などの増加が見込まれますが、相続登記が完了していない場合や所有者などが不存在の場合、所在の特定に時間を要することがあります。 - 危険な空き家・廃墟などの撤去を促進し、景観の維持を図ります。 - 公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会及び公益財団法人全日本不動産協会山梨県本部との協定をもとに、市内不動産業者と協力して、空き家バンクを運営していきます。 - 空き家の利活用を促進するため、市ホームページ及び広報誌において空き家バンクについて周知します。また、固定資産税納税通知書に空き家バンクの周知文書を同封します。 - 空き家の掘り起こしのため、空き家所有者向け相談会を開催します。 - 空き家の利活用と市内への移住定住者の増加を図る必要があることから、空き家バンクへの登録を促進するため、物件のリフォーム又は物件に残置する家財道具の処分及び当該処分に伴う物件内の清掃を行った所有者、借受者又は購入者に対して、リフォーム費用などの支援を行います。 - 連携中核都市圏のなかで、空き家などの課題を共有し、協力して空き家対策に取り組めます。	まちづくり 推進課 ふるさと 納税課

基本方針2 ごみを減らし、資源を大切にする杜



1. 目指すべき方向性

今までの大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済・ライフスタイルを見直し、資源を大切にする循環型社会を形成することが求められています。また、近年では食品ロスやマイクロプラスチックによる汚染が社会問題となっています。本市ではこれらごみ問題に対応し、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を推進することで、ごみを減らし、資源を大切にする循環型のまちづくりを目指します。

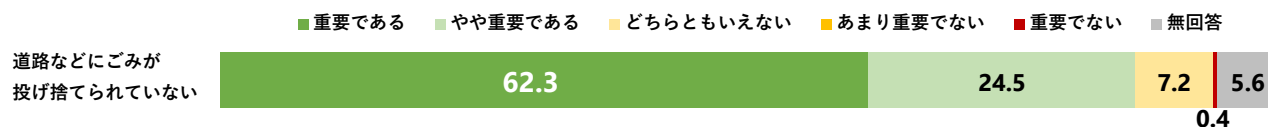
2. 現状と課題

本市の市民一人当たりのごみ排出量は県内自治体で最も少なく、また、リサイクル率も県内自治体の平均値より高い数値をとっており、市民のごみの減量化に対する意識は高いことが伺えます。しかしながら、近年はごみ発生量が微増傾向にあります。

また、本市では不法投棄を監視するパトロール要員を募集し、監視体制を強化していますが、依然として各地域で不法投棄が散見されています。

■市民意識調査結果から

生活環境分野における重要度



3. 市民、事業者、本市を訪れる全ての者、市の役割

市民の役割

●ごみの発生抑制

- 食品ロスの削減に努めます。食料品は必要な量を購入するようにします。
- 生ごみの水切りを徹底し、家庭用生ごみ処理機の導入を検討します。
- ごみと資源の分別を徹底します。
- 今あるものを大切に長く使うようにします。
- マイバックを持参し、不要なレジ袋を受け取らないようにします。

●リサイクルの推進

- ごみ・資源物分別マニュアルに基づき適正に分別します。
- 地域でのリサイクル活動に積極的に参加し、資源回収に協力します。
- 再資源化や再生利用しやすい製品、エコマークなど環境ラベルが付いた環境配慮商品の購入に努めます。

●不法投棄対策の推進

- 家庭ごみは、市のルールに従い正しく分別し、不要な家電やパソコンなどは法に定められた手続きに則り処分します。
- 不法投棄の監視に協力し、不法投棄を発見した時には、直ちに市の関係部署に連絡します。

事業者の役割

●ごみの発生抑制

- 過剰包装やレジ袋の使用削減に努めます。
- オフィスにおけるペーパーレス化に努めます。
- 特に飲食業者は、食べきりの呼びかけ、水切りなどを徹底し、食品ロスの削減に努めます。
- 食品の製造・販売をする事業者は、フードバンクの活用も含め、食品ロスの削減に努めます。
- ごみ減量計画などを作成し、自社で製造する商品などから発生する廃棄物量を極力減らし、生産活動に伴うごみの減量に積極的に取り組みます。

●リサイクルの推進

- 再資源化や再生利用しやすい製品を製造・販売・利用するようにします。
- 事業所内で排出された廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物を適正に分けて処理するとともに、一般廃棄物はルールに従い分別して処理します。

●不法投棄対策の推進

- 事業所活動に伴って発生する廃棄物などは、法令に則り適正に処理・処分します。
- 不法投棄の監視に協力するとともに、不法投棄を発見した時には、直ちに市の関係部署に連絡します。

本市を訪れる全ての者の役割

●ごみの発生抑制

- レストランや宿泊施設などで飲食する場合は、食べ残しが発生しないよう配慮し、食品ロスの削減に努めます。
- マイバックを持参し、不要なレジ袋を受け取らないようにします。
- 発生したごみは、なるべく持ち帰るようにします。

●リサイクルの推進

- 再資源化や再生利用しやすい製品、エコマークなど環境ラベルが付いた環境配慮商品を積極的に購入します。

市の役割

市では循環型社会の構築のため、ごみの削減、4Rを推進していきます。そのために本市の「一般廃棄物処理基本計画」に定める、家庭ごみ、事業系ごみの排出量や、ごみのリサイクル率、水洗化率などの目標値を管理するとともに、ごみの不法投棄についても監視、指導などに努めます。さらに、市民や事業者へのごみの適正処理について普及・啓発に取り組みます。

4. 市が実施する施策、基本方針の進捗を管理するための目標及び指標

基本目標	基本施策	主管課
2-1 ごみの発生抑制	2-1-1 ごみ減量化促進計画の推進	環境課
	2-1-2 市内ごみ排出方法の検討	
	2-1-3 一般廃棄物処理基本計画に基づく廃棄物の適正管理	
	2-1-4 資源回収活動の支援	
	2-1-5 市民・事業者に対するごみ発生抑制に向けた情報提供・意識啓発	
	2-1-6 マイバック運動の促進	
2-2 リサイクルの推進	2-2-1 ごみ減量化促進計画の推進	環境課
	2-2-2 ごみ排出抑制・資源化計画の策定や啓発活動の推進	
	2-2-3 リサイクル拠点施設（リサイクルプラザ）の活用	
	2-2-4 資源化率向上に向けた施策の検討	
	2-2-5 再生品の率先利用	
	2-2-6 公共工事における再生材の利用促進	
	2-2-7 リサイクル技術及び資源物に関する情報の収集・提供	
	2-2-8 市民・事業者に対する情報提供及び意識啓発	
	2-2-9 不用品交換のための情報交換システムの構築	
2-3 不法投棄対策の推進	2-3-1 不法投棄監視体制の見直し	環境課
	2-3-2 不法投棄が確認された場合の早急な対応	
	2-3-3 適正処理困難物の適正な処理	
	2-3-4 不法投棄された廃棄物の処理検討	
	2-3-5 空き缶や吸い殻などのポイ捨て禁止の指導	

基本方針2の進捗を管理するための目標及び指標

No	目標項目	2018 年度 計画開始時	2021 年度 現状値	2027 年度 最終目標値	主管課
		第2次北杜市環境基本計画			
5	一般廃棄物総排出量 (t)	14,653 t	14,351 t	14,233 t	環境課

●2027 年度目標値：一般廃棄物処理基本計画（2021 年度）と整合した目標値を設定します。

◦ 2021 年度策定の一般廃棄物処理基本計画では、ごみ排出量を 14,846t（2019 年度）から 14,233t（2027 年度）に減量することを目指しています。この計画では一般廃棄物処理基本計画の目標数値を参照し、現状値（2021 年度）から▲118t 削減した 14,233t に設定します。

No	目標項目	2018 年度 計画開始時	2021 年度 現状値	2027 年度 最終目標値	主管課
		第2次北杜市環境基本計画			
6	事業系一般廃棄物 排出量 (t)	5,278 t	5,224 t	5,103 t	環境課

●2027 年度目標値：一般廃棄物処理基本計画（2021 年度）と整合した目標値を設定します。

・2021 年度に策定した一般廃棄物処理基本計画では、事業系一般廃棄物を年 6t 増に抑えることを目標としています。

このことから、単純比例計算により 2027 年度の最終目標値を 5,103 t に設定します。

No	目標項目	2018 年度 計画開始時	2021 年度 現状値	2027 年度 最終目標値	主管課
第2次北杜市環境基本計画					
7	再生利用率（％）	19.77 %	22.22 %	23.20 %	環境課
	資源物排出量（t）	2,835 t	3,104 t	3,303 t	
●2027 年度目標値：一般廃棄物処理基本計画（2021 年度）と整合した目標値を設定します。 ・2021 年度に策定の一般廃棄物処理基本計画を参照し、本計画の 2027 年度の最終目標値を 23.2%に設定します。					

指標項目	2016 年度 基準設定時	2021 年度 現状値	2022～2027 年度 指標値
不法投棄撤去量 (t)	7.71 t	7.7 t	5.0 t
●過去 5 ヶ年の不法投棄量の推移は 2016 年度 77.1t から、2021 年度 7.7t と監視体制の強化により、減少傾向にあります。毎年不法投棄が確認されています。 前期計画の指標値は年間 7.11t としていましたが、後期の指標値を年間 5.0t に設定します。			

5. 施策の前期評価と後期の方向性

基本目標	前期評価および後期取組	主管課
2-1 ごみの発生抑制	- ごみの発生抑制の目標は未達となっていますが、ごみ排出量は家庭系ごみの比率が高いことから、生ごみ処理機の導入に対して補助制度を導入しています。今後も、家庭ごみの 50%以上が水分であることを市民に啓発し減量化を図っていきます。 - 環境負荷の少ない循環型社会の実現に向けて、ごみとなるものの受け取りを断る（リフューズ）、ごみを減らす（リデュース）、繰り返し使う（リユース）、資源として使う（リサイクル）を引き続き推進し、ごみのさらなる排出抑制・資源化を図っていきます。	環境課
2-2 リサイクルの推進	- スーパーマーケットなどの商業施設において資源物を回収していることもあり、市民活動による資源物回収量は減少傾向にあります。 - 市民のリサイクル意識の向上のための「ごみ・資源物分別マニュアル」及び「北杜市ごみ力・資源物排出日程表」を作成し各世帯に配布しました。引き続き、ごみの分別の徹底を図り、更なる資源循環を推進します。また、IT を活用したごみ資源物分別マニュアルなどを検討し、市民サービスの向上を図ります。	環境課
2-3 不法投棄対策の推進	- 関連機関などと連携し、不法投棄の監視体制を強化した結果、近年不法投棄回収量は減少傾向となっていますが、市民意識調査の結果からは、不法投棄が散見されとの指摘があります。 - 後期計画期間においても引き続き不法投棄連絡員を募集し、不法投棄の早期発見と迅速な対応を行い、更なる不法投棄の抑止を図っていきます。	環境課

topics

令和元年 11 月 1 日に行われた市政施行 15 周年記念式典にて、須玉中学校の生徒が市民を代表して「北杜市食べきり宣言」をしました。

この宣言は、日々の食べ物をもたらしてくれる豊かな自然と生産者の苦勞に感謝し「食べ物に もったいないを もういちど」を意識して行動し、食品ロスを減らしていくためのものです。

～食べ物に もったいないを もういちど～北杜市食べきり宣言

わが国では、まだ食べることができる食品が、
毎年 600 万トン余り廃棄されています。

世界には、貧困や気候変動により食料不足の状態にある
大勢の人々がいる中、わたしたちは、大切な食べ物を無駄なく食べきり、
環境にも家計にもやさしい生活を心がける必要があります。

北杜市は、日々の食べ物をもたらしてくれる豊かな自然と生産者の苦勞に感謝し
「食べ物に もったいないを もういちど」を意識して行動し、
食品ロスを減らしていくため、ここに「北杜市食べきり宣言」をいたします。

令和元年 11 月 1 日

北杜市



写真：北杜市

基本方針3 地域の資源を守り、次世代へつなぐ杜



1. 目指すべき方向性

自然環境や歴史文化をはじめとする優れた地域資源を守り育て、次の世代に受け継ぐまちを目指します。

2. 現状と課題

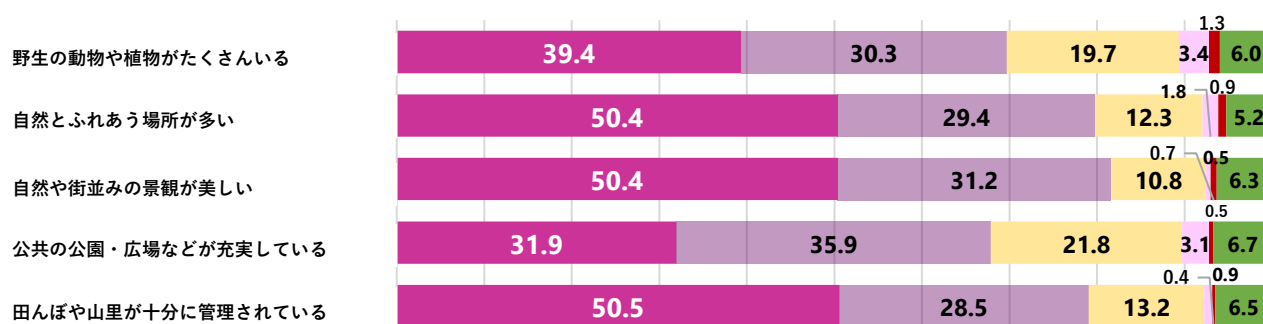
多くの天然記念物や史跡を有する本市の豊かな自然環境と歴史・文化は、世界中の多くの人々をひきつける魅力を持っており、これらの地域資源の保全は、市民意識調査の結果からも多くの市民が重視しています。

市民、企業、行政などが協働し、大切に守り育て、次世代に受け継いでいくことが、現代を生きる私たちの責務であるといえます。また、秩序ある土地利用などにより、保全と活用のバランスを保ち、時代の変化に対応しながら、景観を保全していくことも求められています。

■市民意識調査結果から

生活環境分野における重要度

■重要である ■やや重要である ■どちらともいえない ■あまり重要でない ■重要でない ■無回答



3. 市民、事業者、本市を訪れる全ての者、市の役割

市民の役割

●歴史文化資源の保全

- 地域の歴史や文化的資源について理解を深め、保全や活用に積極的に参画・協力します。

●自然公園の保全・維持管理

- 自然公園の利用を通じて自然環境への関心を高めます。
- 国や県、市が行う自然公園の維持管理活動に参画・協力します。

●景観維持活動の推進

- 地域の景観の維持に関心を持ち、地域景観の保全や活動に積極的に参画・協力します。
- 地域の美化活動に積極的に参画・協力します。

●生物多様性の保全と活用

- 生物多様性への理解を深めるとともに、地域の自然に関心を持ちます。
- 農林産物を購入する際は、生物多様性の保全に配慮した商品を購入します。

●自然環境の保全と共生

- 地域の自然や生き物を保全する活動に参画・協力します。
- 鳥獣被害対策について、駆除と共生の両面から取り組みます。

事業者の役割

●歴史文化資源の保全

- 地域の歴史や文化的資源について理解を深め、歴史文化資源を活用した地域振興を図ります。
- 市や市民などと連携して保全や活用に積極的に参画・協力します。

●自然公園の保全・維持管理

- 自然公園の利用を通じて自然環境への関心を高めます。
- 市や市民などと連携して、自然公園の維持管理活動に参画・協力します。

●景観維持活動の推進

- 地域の景観の維持に関心を持ち、景観を活用した観光振興を図ります。
- 市や市民などと連携して、地域の景観に関する活動に積極的に参画・協力します。

●生物多様性の保全と活用

- 生物多様性への理解を深めるとともに、地域の自然に関心を持ちます。
- 事業活動の際には生物多様性への影響を考慮して取り組みます。

●自然環境の保全と共生

- 事業活動を通じて地域の山林や里山を保全し、開発や造成工事の際には周辺の自然環境に十分に配慮します。

本市を訪れる全ての者の役割

●歴史文化資源の保全

- 地域の歴史や文化的資源について理解を深め、歴史文化資源の保全に協力します。

●自然公園の保全・維持管理

- 自然公園の利用を通じて自然環境への関心を高め、自然公園の維持管理活動に協力します。

●景観維持活動の推進

- 排出するごみは、なるべく家に持ち帰るなど適正に処理します。

市の役割

市では豊かな自然環境、貴重な歴史文化資源、美しい景観資源、生物多様性を保全するため、各分野において、適切な調査及び監視、指導などに努めます。また、関連する各種団体と協働し保全活動を推進するとともに、市民や事業者への普及・啓発に取り組みます。

4. 市が実施する施策、基本方針の進捗を管理するための目標及び指標

基本目標	基本施策	主管課
3-1 歴史文化資源の 保全	3-1-1 市内の歴史文化資源や文化財の保全	学術課
	3-1-2 地域の伝統民族芸能の保全・継承	
	3-1-3 市内の歴史文化資源についての情報発信及び活用の推進	
3-2 自然公園の 保全・維持管理	3-2-1 自然公園の活用	観光課
	3-2-2 自然公園の保護の推進	
3-3 景観維持活動の推進	3-3-1 景観計画、景観条例、サイン計画に基づく景観形成の推進	まちづくり 推進課
	3-3-2 景観資源（自然・歴史・文化など）の保護	
	3-3-3 地域資源を活かした景観づくりの推進	
	3-3-4 市民の景観づくり意識の醸成と景観づくり運動への参加促進	
3-4 生物多様性の 保全と活用	3-4-1 生物多様性についての理解・認識の向上	環境課
	3-4-2 環境保全型農業の推進	農業振興課
	3-4-3 農林産物の地産地消の推進	
	3-4-4 外来生物の侵入・拡散防止に向けた啓発・事業の推進	商工・食農課
	3-4-5 希少動物や自然植生の保全対策の推進	
	3-4-6 野生生物の実態を把握する調査の実施	学校給食課
	3-4-7 開発や造成工事における生物多様性確保の観点からの啓発・指導	
	3-4-8 南アルプスユネスコエコパーク、甲武信ユネスコエコパークについての情報発信	観光課
3-5 自然環境の保全 と共生	3-5-1 自然環境の保全推進活動	環境課
	3-5-2 自然保護意識の醸成	観光課
	3-5-3 自然に配慮した地山・治水事業の推進	生涯学習課
	3-5-4 鳥獣害対策及び野生生物との共生策の推進	林政課

基本方針 3 の進捗を管理するための目標及び指標

No	目標項目	2018 年度 計画開始時	2022 年度 現状値	2025 年度 目標値	主管課
第2次北杜市環境基本計画					
8	市の景観が守られている と感じる市民の割合(%)	—	2022 年度市民意識調査結果 に基づき設定		まちづくり 推進課

●2025年度目標値：後期より新たな目標値として設定します。

- 2022 年度に実施される市民意識調査による結果に基づき目標を設定します。第 3 次北杜市総合計画（前期基本計画）の最終年度である 2025 年度を目標年次としています。

No	目標項目	2018 年度 計画開始時	2021 年度 現状値	2027 年度 最終目標値	主管課
第2次北杜市環境基本計画					
9	多面的機能支払交付金 活用団体数（団体）	94 団体	92 団体	100 団体	農業振興課

●2027 年度目標値：前期計画に引き続き 100 団体を目標に設定します。

No	目標項目	2018 年度 計画開始時	2021 年度 現状値	2025 年度 目標値	主管課
第2次北杜市環境基本計画					
10	学校給食での地場物産 の使用割合(%)	40.3%	50.9%	49.9%	学校給食課

●2025 年度目標値：後期より新たな目標値として設定します。

- 地場産物、地場産物以外の食品の納入業者との納品割合を勘案し目標値を設定し、第 3 次北杜市総合計画（前期基本計画）の最終年度である 2025 年度を目標年次としています。

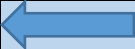
No	目標項目	2018 年度 計画開始時	2021 年度 現状値	2025 年度 目標値	主管課
第2次北杜市環境基本計画					
11	市の自然や環境保全の 満足度(%)	—	2022 年度調査結果 に基づき設定		環境課

●2025 年度目標値：後期より新たな目標値として設定します。

- 2022 年度に実施される市民意識調査による結果に基づき目標を設定します。第 3 次北杜市総合計画（前期基本計画）の最終年度である 2025 年度を目標年次としています。

第4章 環境像の実現に向けた基本方針別の取組

No	目標項目	2018 年度 計画開始時	2021 年度 現状値	2025 年度 目標値	主管課
		第2次北杜市環境基本計画			
12	ユネスコエコパーク保 全活動件数（件）	14 件	16 件	16 件	観光課
●2025 年度目標値：後期より新たな目標値として設定します。					
・第3次北杜市総合計画（前期基本計画）の最終年度である 2025 年度を目標年次としています。					

No	目標項目	2018 年度 計画開始時	2021 年度 現状値	2025 年度 目標値	主管課
		 第2次北杜市環境基本計画 			
13	森林整備面積（ha）	165.79ha	189.03ha	264.00ha	林政課
●2025 年度目標値：前期計画より項目名と目標設定の考え方を変更します。 ・第3 次北杜市総合計画（前期基本計画）にあわせて名称を除間伐補助実施面積から変更しました。また、目標設定を 10ヶ年の累計実績から単年実績に変更し、総合計画（前期基本計画）最終年度である 2025 年度を目標年次としています。					

指標項目	2018 年度 基準設定時	2021 年度 現状値	2022～2027 年度 指標値
鳥獣被害金額（被害面積）	31,941（千円） （21.19ha）	23,438（千円） （16.26ha）	22,581（千円） （16.04ha）
環境保全型農業直接支払交付金活用 団体数及び面積	16 組織（44 件） （83.35ha）	1 組織（54 件） （93.47ha）	1 組織（57 件） （98.47ha）

5. 施策の前期評価と後期の方向性

基本目標	前期評価および後期取組	主管課
3-1 歴史文化資源の 保全	文化財の保存として、遺跡内の開発に対して記録保存のための発掘調査、天然記念物維持のための害虫防除、環境整備、重要文化財（建造物）の修理、史跡の管理などを行いました。後期計画期間は前述の事業を継続しつつ、北杜市文化財保存活用地域計画を策定し文化財所有者や伝統民俗芸能の後継者不足などの課題解決を図ります。	学術課
3-2 自然公園の 保全・維持管理	当該自然公園内の自然環境保全地区については、山梨県から管理委託を受け、巡視及び清掃を行っています。後期についても継続して管理を行います。	観光課
3-3 景観維持活動の 推進	山梨県屋外広告物条例、景観条例に基づき、良好な景観形成への誘導を図りました。また、2020年度には北杜市太陽光発電設備の設置と自然環境の調和に関する条例を制定しましたが、市民意識調査においては、景観を損ねる広告や太陽光発電設備などの構造物が増加しているとの指摘がありました。後期計画期間はそれら条例の適正な運用を管理するための体制を構築し、景観の保全・維持を図っていきます。	まちづくり 推進課
3-4 生物多様性の 保全と活用	- 生物多様性について環境教育の中で理解と認識の向上を図ってきました。また、市民団体と協働し外来植物の分布調査、駆除を行いました。後期は、環境学習メニューの更なる充実及びリーフレットなどを活用した広報に努めます。また、クリーンエナジー清里における動植物相調査を継続して実施していきます。 - 環境保全型農業については、農業・農村の持つ多面的機能の維持、発揮に取り組む地域の組織に多面的機能交付金を交付し92団体の支援を行いました。後期は耕畜連携推進を行い、環境保全型農業の推進を図ります。 - 地産地消については、市民を対象に市産の農産物などを活用した料理教室を開催しています。後期は新型コロナの影響も考慮し地産地消料理教室を開催していきます。 - 市民団体による保全活動の様子を印刷物やHP、SNSを活用し公表しています。後期も引き続き広報活動を実施していきます。	環境課 農業振興課 商工・ 食農課 学校給食課 観光課
3-5 自然環境の 保全と共生	- 環境学習の機会の提供により、環境意識の向上を図っています。後期も環境学習プログラムなど各種事業を通じて自然環境を学ぶ機会を提供していきます。また、市民団体が主体となって登山道整備事業や地域住民参加型の動植物生態系調査、地域の歴史や文化伝承などを通じて普及啓発を図っています。後期も多くの市民の参加が得られるよう啓発活動を行っていきます。 - 農業関連では地域で有害鳥獣対策に取り組む組織に被害防止柵整備助成事業に対し補助金の交付を行いました。今後も未収穫物の処理など、野生動物の餌とならないよう周知を徹底するとともに、獣害対策柵設置を推進し野生生物との共生による農業を推進します。 - 治山および治水に関しては、県補助事業を活用した谷止工の工事を行い、荒廃した沢の整備を行っています。また、工事後の植樹植栽も盛り込んでおり景観や森林環境に配慮した工事を引き続き行います。	環境課 観光課 生涯学習課 林政課

基本方針4 地球環境保全に貢献する杜



1. 目指すべき方向性

私たちの日常生活活動に伴い排出する温室効果ガスの影響により、地球温暖化が進行しています。この温暖化の影響とされる気候変動により、水害など自然災害の増加、農作物への被害、疫病の拡大などが懸念され、このことが世界全体での「最重要課題」となっています。

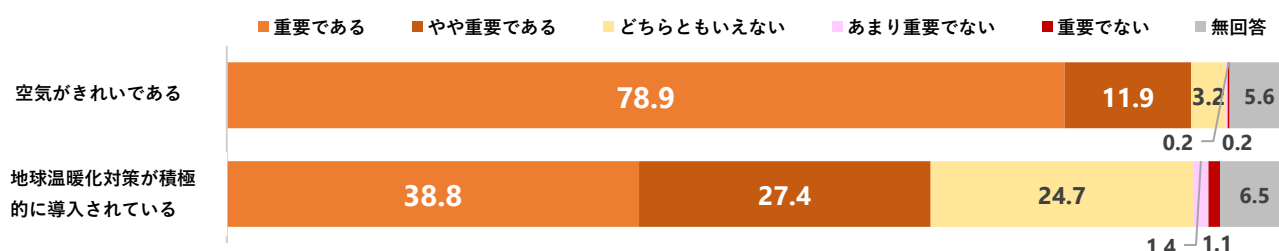
本市では、2050 年温室効果ガスの実質排出量ゼロに挑戦することを表明しており、実現に向けては、市民、事業者、行政の協働が不可欠です。

2. 現状と課題

地球温暖化防止への取り組みは、地球環境保全のため、最も優先的に取り組まなければならない課題となっています。このことから、市民においては持続可能性に配慮したライフスタイルの実践、事業者においては環境に配慮した設備の導入や事業運営などが求められています。行政としても、太陽光発電、小水力発電など再生可能エネルギーの創出を推進するとともに、省エネ設備の設置に対しても補助制度を整備しています。また、PPA 事業を導入し本庁舎の事務事業における電気使用量の削減及び CO₂ の削減を図っています。

■市民意識調査結果から

生活環境分野における重要度



3. 市民、事業者、本市を訪れる全ての者、市の役割

市民の役割

●大気環境の保全

- ・屋外での家庭ごみの焼却処分はやめます。
- ・公共交通機関を積極的に利用します。
- ・車の買い替えの際には、低公害車に切り替え自動車排ガスの低減に努めます。

●オゾン層問題

- ・冷蔵庫やエアコンなど、冷媒にフロン類を使用している機器を廃棄する際には家電リサイクル法などに基いて適切な処理を行います。

●地球温暖化適応策の推進

- ・温暖化が進むことによって今後リスクが高まる熱中症、暑熱ストレス、感染症、河川洪水などの自然災害について、情報を収集して理解度を高め、実施可能な対策の準備に努めます。

事業者の役割

●大気環境の保全

- ばい煙発生施設では、良質の燃料を使用し、適時メンテナンスを行い、燃料の不完全燃焼による排煙の飛散防止に努めます。
- 公共交通機関を積極的に利用します。
- 車の買い替えの際には、低公害車に切り替え自動車排ガスの低減に努めます。

●オゾン層問題

- 冷蔵庫やエアコンなど、冷媒にフロン類を使用している機器を廃棄する際には、家電リサイクル法などに基づいて適切な処理を行います。
- 「フロン排出抑制法」に該当する業務用エアコンなどの機器は3ヶ月ごとの簡易点検を、一定規模以上の機器には1年または3年ごとの有資格者による定期点検を行います。

●地球温暖化緩和策の推進

- 事業活動での節電に努めます。
- 設備更新や事務所や工場の新築・改築時には、エネルギー効率が高い設備や仕様の採用に努めます。
- 再生可能エネルギーの導入や二酸化炭素排出係数が低い電力会社に切り替えるなど、低炭素なエネルギーの使用に努めます。

●地球温暖化適応策の推進

- 温暖化が進むことによって今後リスクが高まる熱中症、暑熱ストレス、感染症、河川洪水、農業への影響などについて、自らの事業活動への影響を把握し、実施可能な対策について取り組みます。

本市を訪れる全ての者の役割

●大気環境の保全

- 公共交通機関を積極的に利用します。
- エコドライブを実践し自動車排ガスの低減に努めます。

●地球温暖化緩和策の推進

- 宿泊施設などでの節電、節水に努めます。

●地球温暖化適応策の推進

- 利用施設などでの感染症対策に協力します。

市の役割

市では市民の生活環境に係る大気汚染の状況を監視し、その情報を市民に公表・伝達していきます。事業所から排出される大気汚染物質についても、監視、指導を行います。また、地球温暖化防止対策及び地球温暖化緩和策については、適切な調査及び監視、指導などに努めるとともに、関連する各種団体等と協働しながら、市民や事業者への普及・啓発に取り組みます。

4. 市が実施する施策、基本方針の進捗を管理するための目標及び指標

基本目標	基本施策	主管課
4-1 大気環境の保全	4-1-1 ばい煙発生施設からの汚染物質の発生防止の普及・啓発及び監視活動の推進	環境課 企画課 管財課
	4-1-2 公害未然防止に向けた、大気汚染監視体制の検討	
	4-1-3 国や県と連携した光化学オキシダント、PM2.5 などに関する情報の発信	
	4-1-4 公共交通の利用促進	
	4-1-5 新しい交通システムの調査と研究の推進	
	4-1-6 エコドライブの普及・啓発	
	4-1-7 低公害車の導入推進（ハイブリッド、電気自動車など）	
	4-1-8 幹線道路沿線の大気汚染対策検討	
4-2 オゾン層問題	4-2-1 フロン類の適正処理に関する情報提供	環境課
4-3 地球温暖化緩和策の推進	4-3-1 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進	環境課 管財課
	4-3-2 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定の検討	
	4-3-3 ゼロカーボンシティに向けた基礎資料の整備	
	4-3-4 地球温暖化防止シンポジウムの開催	
	4-3-5 市の率先したグリーン購入の推進	
	4-3-6 廃食油の回収実施	
	4-3-7 公共施設における再生可能エネルギー設備の導入検討	
	4-3-8 再生可能エネルギー普及に関する情報提供・啓発・推進	
	4-3-9 低公害車の導入推進（ハイブリッド、電気自動車など）（再掲）	
	4-3-10 エコドライブの啓発活動の推進	
4-4 地球温暖化適応策の推進	4-4-1 防災、農業、疫病など温暖化リスク及び対策の検討・実施	環境課 農業振興課 消防防災課
	4-4-2 温暖化リスクへの対応についての情報発信	

基本方針4の進捗を管理するための目標及び指標

No	目標項目	2018年度 計画開始時	2021年度 現状値	2025年度 目標値	主管課
第2次北杜市環境基本計画					
14	幹線（路線バス）1便当たりの平均利用者数（人）	—	5.0人	4.5人	企画課

●2025年度目標値：後期より新たな目標値として設定します。

。第3次北杜市総合計画（前期基本計画）の最終年度である2025年度を目標年次としています。

No	目標項目	2018年度 計画開始時	2021年度 現状値	2027年度 最終目標値	主管課
第2次北杜市環境基本計画					
15	市内のCO ₂ 削減量（t-CO ₂ ）	377,543 t-CO ₂	未発表	291,053 t-CO ₂	環境課

●2027年度目標値：再生可能エネルギー設備設置費補助金による削減量から環境省自治体排出量カルテに基づく削減量に変更しました。

。昨年改訂された国の温暖化対策推進法・温暖化対策計画では、CO₂排出量を2030年までに2013年比46%、2050年までに実質排出ゼロ（カーボンニュートラル）を目標としています。

。本市においては2030年に排出量を247,396t-CO₂とする必要があり、2013年の排出量と2030年の排出目標の差を、2013年から2030年の17年間で案分し、目標値を設定しました。

No	目標項目	2018年度 計画開始時	2021年度 現状値	2027年度 最終目標値	主管課
第2次北杜市環境基本計画					
16	学校・公共施設における再エネ導入数（施設）	3箇所	0箇所	1箇所	施設所管課 環境課

●2027年度目標値：PPA事業などを積極的に活用し、年間1箇所の新規設置を目指します。（後期計画期間に5箇所設置）

。新規設置に取り組むとともに、約40箇所存在する既設設備の適切な維持管理に努めます。

No	目標項目	2018年度 計画開始時	2021年度 現状値	2027年度 最終目標値	主管課
第2次北杜市環境基本計画					
17	再生可能エネルギーの設置補助件数（件）	60件	83件	80件	環境課

●2027年度目標値：前期計画の60件から目標値を引き上げました。

5. 施策の前期評価と後期の方向性

基本目標	前期評価および後期取組	主管課
4-1 大気環境の保全	- 本市の大気環境は良好な状態を維持していますが、後期も継続して県が実施する大気測定（PM2.5、光化学オキシダントなど）の結果を監視し、異常発生時には市民に情報を伝達します。 - 公共交通に関しては、他自治体における先進的な取り組みや革新的技術についても、法制度と合わせ国の動きを注視し、市において実現可能性を検討していきます。また、更なる利用促進や効率的な運行のため、現状に合わせた公共交通体系を構築していきます。 - 市の公用車については、現在購入している公用車で普通乗用車においては、全て低公害車を指定しています。軽乗用車については、電気自動車市場を注視し導入を検討します。	環境課 企画課 管財課
4-2 オゾン層問題	フロン類が含まれる製品について適正な処理がなされるよう、家電リサイクル法対象製品の回収日を設けるとともに、排出方法の案内を行いました。後期も継続して実施します。	環境課
4-3 地球温暖化緩和策の推進	2020年に地球温暖化対策実行計画（事務事業編）、2021年に北杜市再生可能エネルギーマスタープランを策定し、市域のエネルギー需要や再エネ賦存量を推計しました。さらに2020年にはゼロカーボンシティ宣言を行い、脱炭素施策を進めてきました。後期においても再エネ設備設置補助金の継続、PPA事業の拡大、EV車両の導入などゼロカーボンシティの実現に向けてチャレンジを続けていきます。	環境課 管財課
4-4 地球温暖化適応策の推進	- 北杜市子ども環境フェスタなどのイベント開催時に、地球温暖化が環境に与える影響に対応したライフスタイルを啓発しました。後期は現在運用している環境学習の内容の見直しを進めるとともに、担当者及び講師の資質向上に努めます。 - 防災面においては、引き続き資機材及び応急対策用業務用資材の提供を受けられるよう民間事業者などと協定の締結を進めます。 - 農業関連については、稲わらを畜産飼料などへと活用し、稲わらの水田鋤きこみ由来による、メタンの発生の抑制を引き続き実施します。併せて、CO₂の削減や気候変動対策などへ取り組む農業者への県補助事業（やまなし未来農業応援事業費）を活用した支援について引き続き取り組みます。	環境課 農業振興課 消防防災課

topics

ゼロカーボンシティ宣言

～2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けて～

地球温暖化は世界的な気候変動も進行させ、気候変動に関する政府間パネル(IPCC) 2019年度の特別報告書では、地球の温暖化には疑う余地がなく20世紀半ば以降の温暖化の主な要因は、人間による影響の可能性が極めて高く、このまま気候変動を放置すれば人間と生態系に深刻で広範囲、かつ取り返しのつかない影響が高まるとされております。

このような状況の中2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指し一つの課題を整理し、解決していくことは世界にも貢献していく新たなビジネスチャンスにもつながります。この挑戦は北杜市から日本の成長戦略そのものです。経済と環境の好循環を生み出すためにも、地方においてもできることから目標へ向かって取り組んでまいります。

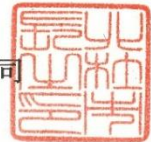
日本の技術開発の高さから、カーボンリサイクル、次世代型太陽電池をはじめとした革新的なイノベーションを実用化しながら、国と地方で立場は違いますが、オール日本として経済と環境の好循環をつくりだします。

北杜市と北杜市地球温暖化対策・クリーンエネルギー推進協議会は、2016年に国の地球温暖化対策計画において、2030年度までに2013年度基準比でエネルギー起源の温室効果ガス26%の削減目標にも取り組みながら、地方循環型社会の構築と地球環境の保全を図ることを目的とし、本市の恵まれた自然を活用したエネルギーの利用により、温室効果ガス排出低減等にも取り組んでまいりました。

小泉進次郎環境大臣から自治体での取り組みの重要性と波及効果への期待が表明され、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロに対する行動に賛同し、地球規模の環境保全について取り組みながら目標とされている2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すことを宣言し、その実現に向けた取り組みも推進いたします。

令和2年12月23日

北杜市長 上村 英司

北杜市地球温暖化対策・
クリーンエネルギー推進協議会
会長 篠原 充

基本方針5 将来につなげる杜づくり

1. 目指すべき方向性

本市においては未就学児や学生、家庭、コミュニティなど幅広い属性を対象とした環境教育が実践されています。これらの取組を足がかりに、多くの市民が環境に関する活動に参画し、協働の輪を広げていくことが、本市の未来につながると考えます。

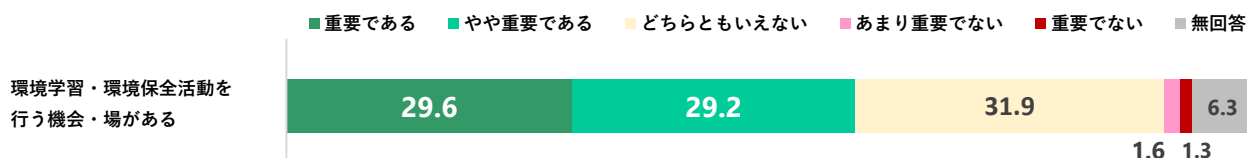
2. 現状と課題

本市では環境問題の正しい理解と意識を深め、環境保全や環境問題に自ら考え進んで取り組む人材の育成を目的として、学習の機会を市民に提供しています。

しかし、質と量ともに改善の余地があり、今後は各主体がより連携・協働しながら、多くの市民が参加できる環境学習の機会の場を創造することが求められています。

■市民意識調査結果から

生活環境分野における重要度



3. 市民、事業者、本市を訪れる全ての者、市の役割

市民の役割

●環境教育・学習の推進

- 。市や市民団体などが開催する環境に関するシンポジウムや講習会に積極的に参加します。
- 。身近な環境や歴史・文化、環境問題に関心を持ちます。

●環境保全活動の実践

- 。地域で実施されている身近な環境美化や資源回収活動に積極的に参加します。
- 。市や民間団体が開催する森林や里山など、自然とふれあう事ができる講習会に積極的に参加します。

事業者の役割

●環境教育・学習の推進

- 。市や市民団体などが開催する環境に関するシンポジウムや講習会に積極的に参加します。

●環境保全活動の実践

- 。地域住民との協働による環境保全活動の機会づくりを進め、また、地域の環境保全活動の支援を心がけます。
- 。環境保全に関わる事業者の活動や地域のネットワークに参画しこれら活動の情報発信に努めます。

本市を訪れる全ての者の役割

●環境教育・学習の推進

- 。市や市民団体などが開催する環境に関するシンポジウムや講習会にも関心を持ち、機会を得て参加するよう努めます。

●環境保全活動の実践

- 。本市の行う環境保全活動に協力します。
- 。市、市民、事業者の行う環境保全活動に関心を持ち、機会を得て参加するよう努めます。

市の役割

温暖化や自然環境の破壊など、環境問題への対応が喫緊の重要課題となっています。本市では各種団体の協力を得て、独自の環境教育プログラムを作成し、豊かな自然環境を守り、次の世代に引き継ぐための人材の育成、講師の資質向上などを図っています。今後も市民が様々な機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に参画できるよう取り組んでいきます。

4. 市が実施する施策、基本方針の進捗を管理するための目標及び指標

基本目標	基本施策	主管課
5-1 環境教育・学習 の推進	5-1-1 環境教育学習メニューの作成	環境課
	5-1-2 環境教育指導者組織の設置	
	5-1-3 環境学習のための情報提供	
	5-1-4 市民団体、小中学校、高等学校などと連携した活動の支援	
	5-1-5 総合計画や個別計画との連携・調整	
	5-1-6 SDGsを含む環境問題の現状や取組みについて、広報やHP、CATVを活用した情報発信	
5-2 環境保全活動 の実践	5-2-1 環境に関する市民団体などの育成と活動支援	環境課 林政課
	5-2-2 地域で行われている活動の連携・調整	
	5-2-3 市民参加の森づくりの推進	

基本方針 5 の進捗を管理するための目標及び指標

No	目標項目	2018 年度 計画開始時	2021 年度 現状値	2025 年度 最終目標値	主管課
第2次北杜市環境基本計画					
18	環境教育普及啓発事業参加人数（人）	—	436 人 +19,116 再生	1,655 人	環境課
●2025年度目標値：環境学習に関する目標および指標の項目を統合しました。 ・第3次総合計画（前期基本計画）における目標にあわせて目標項目を変更し、同計画の最終年である 2025 年度を目標年次としています。 ・北杜市子ども環境フェスタは 2020 年から環境学習動画の配信型イベントとなっています。					

No	目標項目	2018 年度 計画開始時	2021 年度 現状値	2027 年度 最終目標値	主管課
		第2次北杜市環境基本計画			
19	市広報誌による環境 関連情報の掲載回数 (回数/年)	1 回	1 回	3 回	環境課

●2027 年度目標値：前期計画に引き続き、目標を設定しました。

5. 施策の前期評価と後期の方向性

基本目標	前期評価および後期取組	主管課
5-1 環境教育・学習の推進	環境教育事業は、新型コロナウイルスの影響により大きな制約を受けましたが（公財）キープ協会や北杜市地球温暖化対策・クリーンエネルギー推進協議会と協働し実施してきました。後期計画期間も様々な団体と協働し、現在提供しているプログラムの見直しを進めるとともに、担当者や講師の資質向上に努めます。	環境課
5-2 環境保全活動の実践	- 環境課において北杜市地球温暖化対策・クリーンエネルギー推進協議会の事務局を務めています。その活動を通じて団体間のネットワーク構築支援や資質向上などに取り組んでいます。また、環境保全基金を活用し市民団体などの自主的かつ創意工夫のある活動を支援しています。後期も同様の業務を継続的に実施していきます。 - 山梨県及び関連団体などが実施する活動に対して、支援を行います。	環境課 林政課

第5章 環境像実現に向けた各地域の取組

各地域の取組について

(1)環境特性を把握する地域

本章では、めざすべき環境像を地域別の視点から実現するため、市内各地域の地形・地理的条件や環境分野別による地域特性を考慮して、市内を以下の表 5-1 及び図 5-1 に示す 4 エリアに区分し、地域別の環境配慮指針や重点的に取り組みたいことを示します。

なお、第2次環境基本計画（後期計画）においては、第2次環境基本計画（前期計画）の地域の環境特性などをもとに、アンケートによる市民意識調査により示された課題などを参考として作成しています。

表 5-1

No	区域・エリア名	該当する町名
1	茅ヶ岳・みずがき山麓エリア	明野町、須玉町
2	ハヶ岳南麓東エリア	高根町、大泉町
3	ハヶ岳南麓西エリア	長坂町、小淵沢町
4	甲斐駒ヶ岳山麓エリア	白州町、武川町

図 5-1



1 茅ヶ岳・みずがき山麓エリア

(1) 地域の環境特性

- 茅ヶ岳・みずがき山麓エリアは、本市の東部に位置し、明野町及び須玉町が含まれます。本エリアは、塩川、須玉川の河川低地から農地、標高 2,200m を超える日本百名山の瑞牆山、金峰山などを含む秩父多摩甲斐国立公園を有しています。
- 今後残したい場所としては、本エリアを代表する瑞牆山や日本有数の日照時間を活かした広大なひまわり畑、富士山・南アルプス・ハヶ岳などを一望できる茅ヶ岳広域農道からの眺望、ハイジの村や三代校舎ふれあいの里などが挙げられます。
- 環境面における課題としては、大蔵地区や高須林道などにおけるごみの不法投棄、景観を損ね老朽化で倒壊する危険性のある空き家・空き店舗などの建物、周辺の景観や生態系に悪影響を与える耕作放棄地などが挙げられます。
- 本エリアの環境に関する市民意識調査の結果を見ると、「耕作放棄地の増加」、「タバコや空き缶などのごみのポイ捨て」を指摘する住民の比率が、全市域より高い傾向が観察されます。

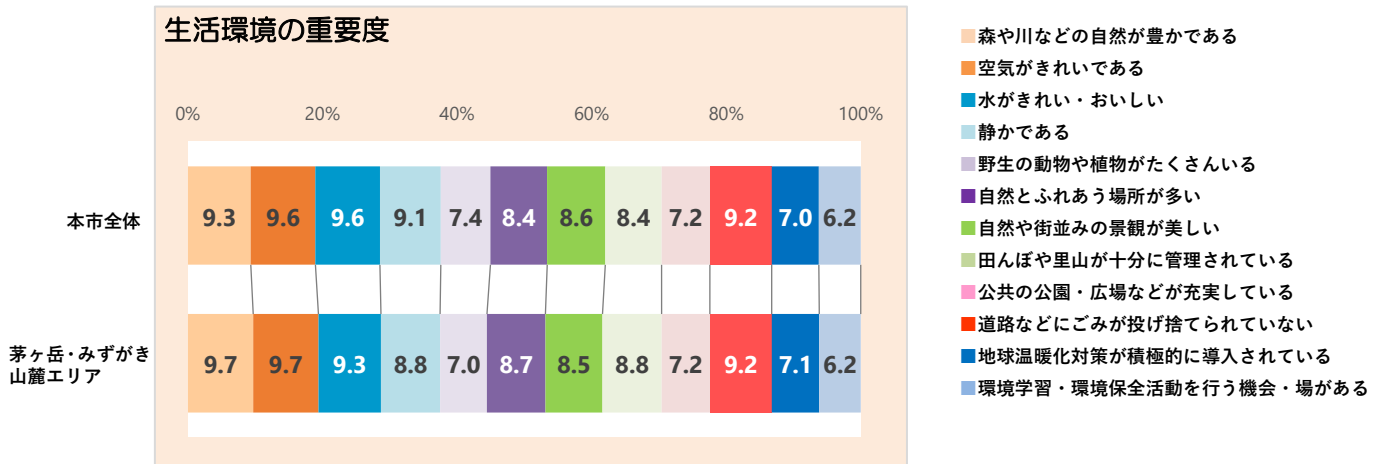
(2) 地域別環境配慮指針の提示

- 茅ヶ岳や瑞牆山を代表とする本エリアの山地や身近な里山について、森づくり活動への参加や保有する山の管理、松くい虫対策などにより適正に維持・保全します。また、伐採した樹木など森林資源を有効活用します。
- 東向や浅尾上などの田園風景やひまわり畑などの地域資源は、展望台やベンチの設置、旧街道を案内する銘板の設置、周遊ルートの設定などにより観光地として活用します。また、まちあるきなどのイベントや交流拠点として活用することで愛着を育みます。
- 昔ながらの地域の文化については、県や市と連携して保全・継承します。
- 本エリアの玄関口である須玉 IC 出入口周辺や国道 141 号沿いについては、道路の修景や緑化、空き家・空き店舗などの活用により景観の向上を図ります。
- 防犯カメラの設置やパトロールの強化により家電製品や大型廃棄物などのごみの不法投棄を防止します。

(3) 重点的に取り組みたいこと

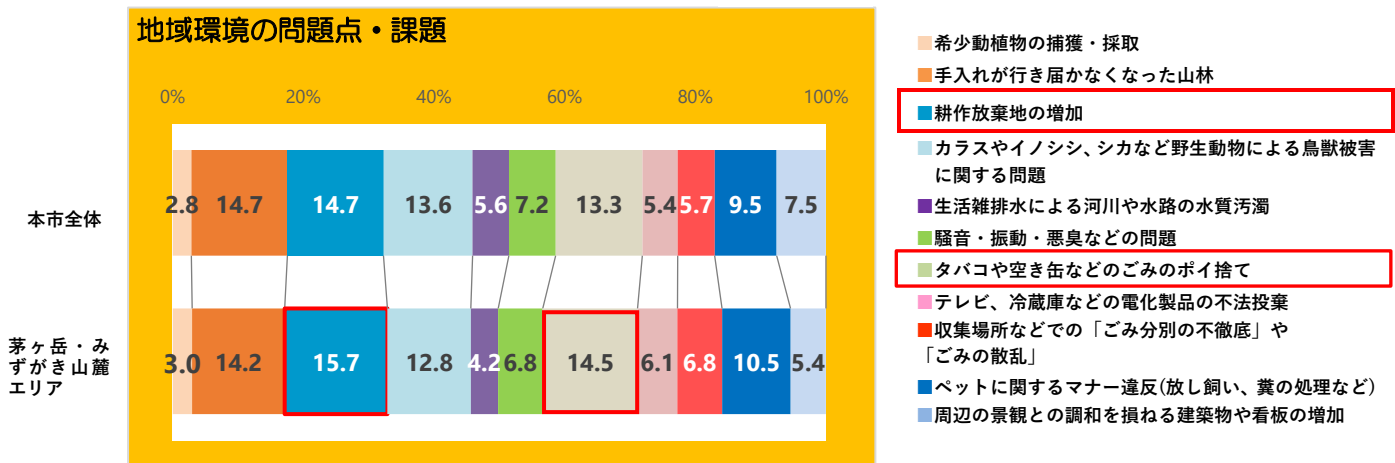
- 地域資源を保全・活用するために、地域住民で周遊ルートを考えます。また、地域活動をする際、子供や高齢者も参加し、世代を越えて取組を進めます。
- ごみのポイ捨てや不法投棄をしにくい環境を作るため、ごみのポイ捨て禁止の啓発や不法投棄防止パトロール用のステッカー、ポスターなどを作成し、地域の公共施設等に掲示するなど、ごみの不法投棄防止対策を検討します。
- 耕作放棄地は、景観を損ねるだけでなく、野生動物のすみかとなり地域の環境悪化を招くため、適正に維持管理するとともに、就農を希望する若者などとのマッチングによる農地の活用などを検討します。

図5-3



茅ヶ岳・みずがき山麓の生活環境に係る重要度項目と、本市全域の重要度項目にほとんど差は見られなかった。

図5-4



本エリアでは、全市域より「耕作放棄地の増加」や「タバコや空き缶等のごみのポイ捨て」を見かけると回答した住民の比率が高くなっていた。

その他のご意見

- 増富温泉 周囲の景観をきれいに整備することで、人があつまる街になる。



2 ハケ岳南麓東エリア

(1) 地域の環境特性

- ハケ岳南麓東エリアはハケ岳南麓の東側に位置し、高根町及び大泉町が含まれます。本エリアの北部はハケ岳南麓に広がる豊かな自然の中に別荘地や林間住宅が点在し、自然を活かした観光リゾート地として発展しており、南部は、ハケ岳・瑞牆山・南アルプスなどの優れた眺望を有した農村地域が広がるエリアとなっています。また、ハケ岳周辺を中心としたハケ岳中信高原国定公園を有しています。
- 今後も残したい場所としては、自然と眺望に恵まれたまきば公園や清里清泉寮周辺、東沢大橋やレインボーラインからの眺望、美し森のツツジ群生地、谷戸城址や金生遺跡をはじめとする多数の文化財、世界かんがい施設遺産に登録された村山六ヶ村堰疏水などが挙げられます。
- 環境面における課題としては、主要な道路沿いに設置された太陽光発電設備の景観、野生動物のすみかとなる可能性があり景観を損ねる清里地域や別荘地の空き家・空き店舗、生態系に悪影響を与える里山の管理不足などが挙げられます。
- 本エリアの環境に関する市民意識調査の結果を見ると、「手入れが行き届かなくなった山林」を指摘する住民の比率が高くなっています。

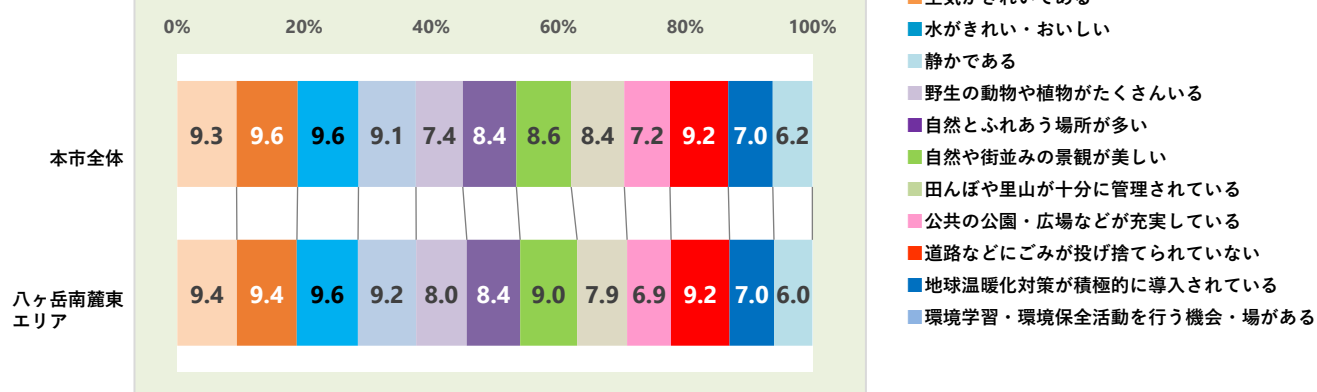
(2) 地域別環境配慮指針の提示

- 村山六ヶ村堰疏水や周辺の水路は、昔から守り利用されてきた貴重な場として、刈り草を流さないよう配慮するなど保全するとともに、環境学習の場として活用を図ります。また、使われていない井戸の再生・活用を検討します。
- ハケ岳中信高原国定公園周辺は、キープ協会など既存の団体と連携し、多様な動植物の生息環境を保全します。また、林間学校の参加者などが環境学習を行う場として利用します。
- 美し森内にあるツツジの群生地は市を代表する貴重な自然として植樹や美化活動などを継続するとともに、ツツジ祭りなどを通じて市内外へツツジの魅力や地域での取組を発信します。
- 景観を乱し、野生動物のすみかとなる可能性のある清里周辺や別荘地の空き家・空き店舗は、リノベーションなどにより賃貸住宅・店舗やカフェ、地域の活動拠点などとして活用を検討します。
- 清泉寮やハケ岳高原大橋をはじめとする優れた眺望場所や谷戸城址などの文化財、稲絵アートといった地域資源は、遊歩道を整備したり、既存の団体と連携して保全・活用を行います。
- レインボーラインや国道 141 号など本エリアの主要な道路は、道路緑化による修景、景観条例に基づく良好な景観整備を行います。

(3) 重点的に取り組みたいこと

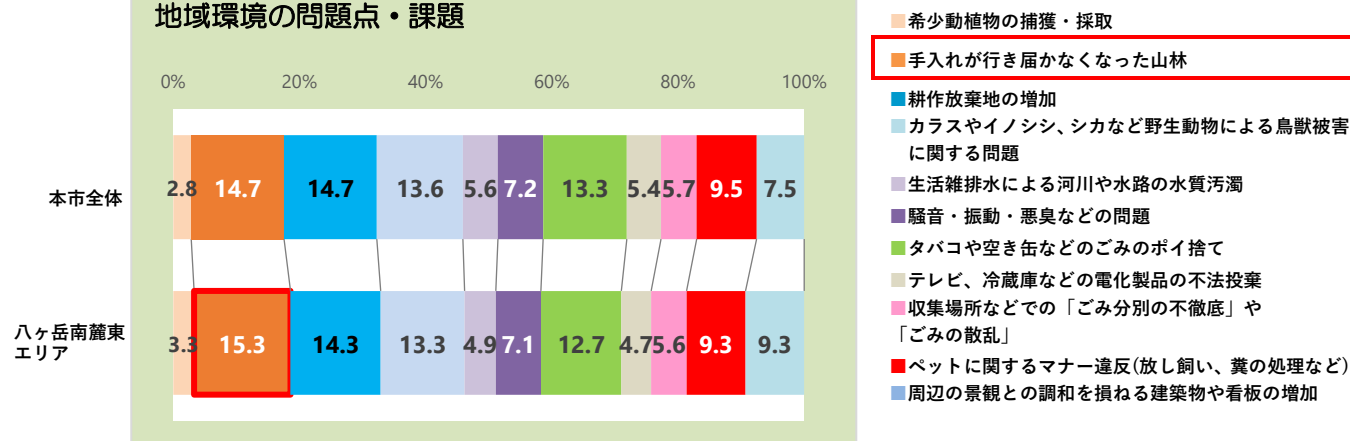
- 身近な里山や農地を維持するため、剪定枝や伐採した樹木の利用など、収益につながる仕組みづくりを検討します。
- 本エリアの良好な景観を保全するため、大規模な太陽光発電を設置する場合は、安全性や景観への配慮を徹底するよう呼びかけ・指導します。
- 保有する山林を適正に管理するとともに、市や地域と協力して、伐採したカラマツなどの森林資源を有効活用します。

生活環境の重要度



ハケ岳南麓東エリアの生活環境に係る重要度の項目と、本市全域の重要度の項目にほとんど差は見られなかった。

地域環境の問題点・課題



本エリアでは、全市域より「手入れが行き届かなくなった山林」を見かけると回答した住民の比率が他のエリアより高くなっていた。また、同項目はエリア内でも最も高い比率となっていた。

その他のご意見

- 空き家対策、害獣が住みついたり、景観が悪い。
- 家庭の屋根に太陽光パネルを設置する補助金を出して欲しい。



3 ハケ岳南麓西エリア

(1) 地域の環境特性

- ハケ岳南麓西エリアはハケ岳南麓の西側に位置し、長坂町及び小淵沢町が含まれます。本エリアは三分一湧水をはじめとする多数の湧水群が分布するとともに、ハケ岳や南アルプス、富士山などが田園風景と一体となり、優れた眺望を有する農村地域が広がっています。また、小淵沢町では、古くから馬との関わり合いが深くホーストレイル（馬専用道）が多くみられます。
- 今後も残したい場所としては、環境省の名水百選に選定されている三分一湧水、ハケ岳南麓高原湧水群、神田の大系ザクラ、富士山・北岳・甲斐駒ヶ岳を眺望できる三峰の丘、ホーストレイル、ホテルの生息地などがあります。
- 環境面における課題としては、土砂災害特別警戒区域に指定されている古杣（ふるそま）川・高川の安全性、小荒間地区など優れた自然景観を有する地域における工作物や住宅地域における空き地や空き店舗による景観の悪化などが挙げられます。
- 本エリアの環境に関する市民意識調査の結果を見ると、「手入れが行き届かなくなった山林」、収集場所などでの「ごみ分別の不徹底」や「ごみの散乱」を指摘する住民の比率が高くなっています。

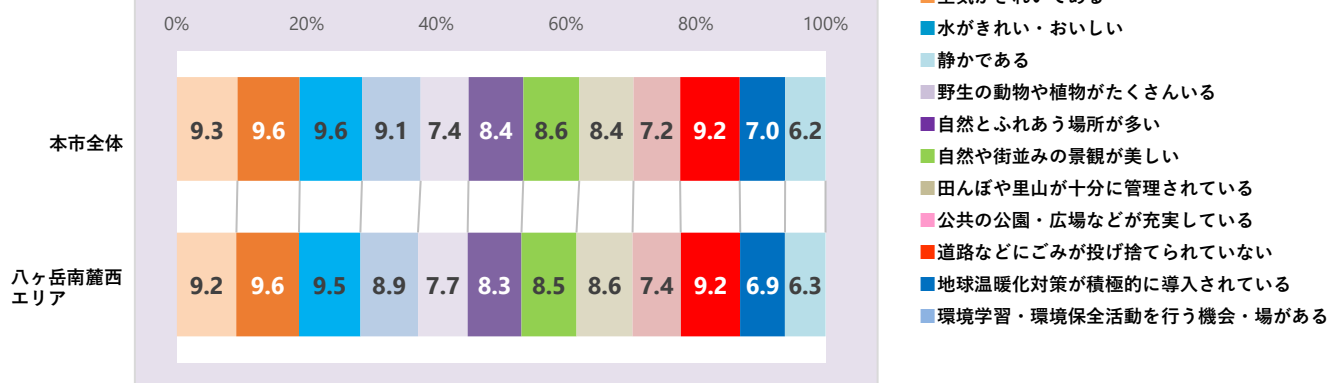
(2) 地域別環境配慮指針の提示

- 三分一湧水や大滝湧水をはじめとするハケ岳南麓高原湧水群は、身近な水源や生活、やすらぎの場として、移住者を含め地域が一丸となり適切に保全・活用を図ります。また、観光地として活用する場所と身近な生活の場として利用する場所を明確化し、それぞれにあった保全・活用を検討します。
- 国や県、地域住民と連携して河川の土砂災害対策や河川敷の維持管理を行います。
- ホテルやフクロウなど貴重な生きものの生息地は、ハケ岳自然クラブなど既存の団体と連携して生息状況の把握や保全・取組の情報発信を図ります。また、生態系や農作物へ被害を及ぼすシカやサルなどの野生動物については、市と地域が協力し、防護柵の設置や追い払い、捕獲などを行い、多様な生きものと共生します。
- レインボーラインなど本エリアの主要な道路については、外来植物の駆除や緑化、景観条例に基づく良好な景観整備を行います。
- 富士見坂や三峰の丘をはじめとした眺望場所、神田の大系ザクラ、ホーストレイルなど本エリアを代表する地域資源については、SNSによる情報発信、イベントでの活用、ボランティアによる保全などを行います。

(3) 重点的に取り組みたいこと

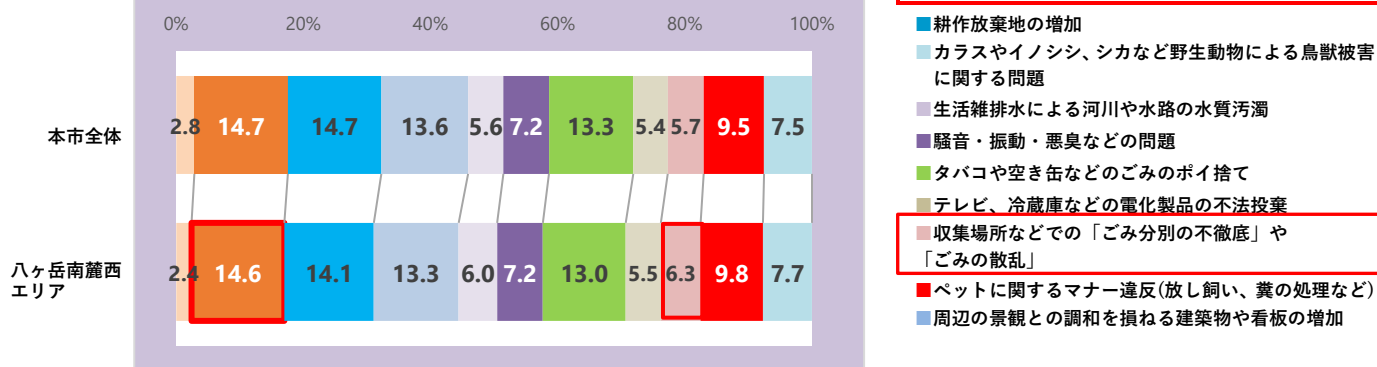
- ハケ岳南麓高原湧水群を保全・活用するため、観光地化する所は駐車場の整備など周辺も観光地化し、観光地化しない所は生活の一部として維持管理を続けます。
- 身近な里山や農地を保全するために、地域の若者や移住者が率先して後継者募集の情報発信を行うとともに、市外の若者や企業・学生とつながる仕組みづくりを検討します。
- 個人が保有する里山や農地は、維持管理することで野生動物のすみかとならないように配慮するとともに、菜の花などの景観作物の栽培や農林作物のブランド化、農林業を希望する若者とのマッチングなどによる活用を検討します。
- ごみの分別、収集所の利用方法について周知を推進します。

生活環境の重要度



ハケ岳南麓西エリアの生活環境に係る重要度の項目と本市全域の重要度の項目にほとんど差は見られなかった。

地域環境の問題点・課題



本エリアでは、全市域より収集場所などでの「ごみ分別の不徹底」や「ごみの散乱」を指摘すると回答した住民の比率が他のエリアより高くなっていた。また、エリア内では「手入れが行き届かなかった山林」を見かけると回答した住民の比率が高くなっていた。

その他のご意見

- 放置された別荘の管理をして欲しい。雑草が生い茂り生活環境に悪い。
- 太陽光パネルを耕作放棄地や空き家につけてはどうか。



4 甲斐駒ヶ岳山麓エリア

(1) 地域の環境特性

- 甲斐駒ヶ岳山麓エリアは、本市の西部に位置し、白州町及び武川町が含まれます。
本エリアは、甲州街道の宿場町として栄えた台ヶ原などの歴史的町並みを有し、甲斐駒ヶ岳を中心とした山岳・森林地域と精進ヶ滝や尾白川渓谷などの清流に恵まれたエリアとなっています。また、生態系の保全と自然と人が共生する固有の文化が認められ、南アルプスユネスコエコパークに登録されています。
- 今後も残したい場所としては、日本三大桜のひとつに数えられ、国指定の天然記念物でもある山高神代桜や眞原の桜並木、精進ヶ滝、尾白川渓谷、中山峠、日向山からの眺望などがあります。
- 環境面における課題としては、釜無川などの河川の管理、周辺の景観や生態系に悪影響を与える耕作放棄地、ホタルの生息環境の維持などが挙げられます。
- 本エリアの環境に関する市民意識調査の結果を見ると、「耕作放棄地の増加」「カラスやイノシシ、シカなど野生動物による鳥獣被害」の割合が高くなっています。

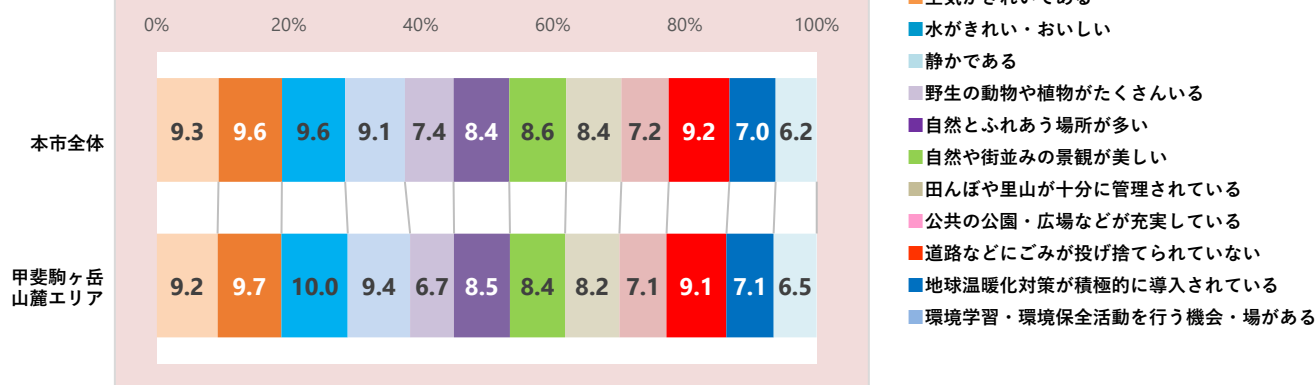
(2) 地域別環境配慮指針の提示

- 南アルプスユネスコエコパークについて、現状の取組などの情報発信を行い、保全に向けた意識醸成を図ります。また、地域と市が協力して、多様な動植物の生息状況の把握、貴重な自然や文化にふれることができる場としてエコツーリズムの実施などを検討します。
- 尾白川やエリア内に分布する水路などは、刈り草や生活排水を流さぬよう地域が一丸となり適切に維持管理を行います。また、多数のホタルが生息する黒沢川などは、水や生きものと親しむ場として観察会を開催したり、市外の観光客との交流の場として活用を検討します。
- 日向山や中山峠など優れた眺望を有する場所については、町・行政区をまたぎ組織した団体を作り協力して保全を行うとともに教育やアクティビティの場としての活用や、SNSによる魅力や取組の情報発信などを検討します。
- 山高神代桜や台ヶ原など本エリアを代表する自然・まちなみなどは、神代桜保存会や台ヶ原活性化協議会など既存の団体と連携して保全・活用します。

(3) 重点的に取り組みたいこと

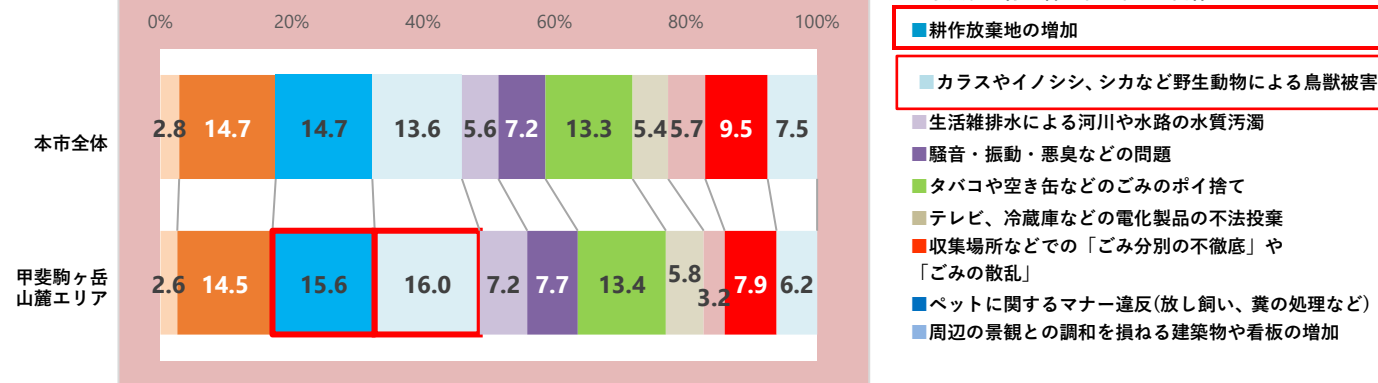
- 一人ひとりが環境に関する情報を集め、関心・意識を高めるとともに、何か一つでも環境保全に関する行動に取り組むことで、地域全体の環境の保全・活用を推進します。
- 現在取り組まれているイベントを通じて、環境に関する取組の実践や、後継者を育てる仕組みづくりなどを検討します。
- 耕作放棄地は、景観を損ねるだけでなく、野生動物のすみかとなるなど、地域の環境悪化を招くため、市と地域が協力して鳥獣対策を推進するとともに、農業法人化による農地の一括管理など、農地の適正な維持に取り組みます。

生活環境の重要度



甲斐駒ヶ岳山麓エリアの生活環境に係る重要度項目と、本市全域の重要度項目にほとんど差は見られなかった。

地球環境の問題点・課題



本エリアでは、全市域より「カラスやイノシシ、シカなど野生動物による鳥獣被害」「耕作放棄地の増加」を見かけると回答した住民の比率が他のエリアより高くなっていた。

その他のご意見

- 桜並木を整備して欲しい
- 大雨、台風後のパトロール強化
- 家庭の屋根に太陽光パネルを設置。助成金制度の設立を希望する

第6章 重点テーマ

重点テーマ1：「北杜ぐるぐるプロジェクト」

(1) 取組概要

廃棄物の削減を更に推進するため、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を通じて市内から排出される廃棄物を地域内で循環させ、持続可能な循環型社会の構築を目指します。

また、不要物の市民間での融通、市内で発生した生ごみの堆肥化とその活用により、従来廃棄物として扱われているものを資源として有効活用します。

(2) 具体的な取組

廃棄物の排出削減、資源の有効利用に向けて、以下の3つの方針を定め、重点的に推進する具体的な取組を示します。

基本方針

方針 1 市内における「家庭不要物」の融通を支援します

方針 2 生ごみの削減、循環利用を推進します

方針 3 生ごみの活用を軸とした食育などを推進します

方 針	具体的な取組事項
1	●市内における家庭不要物の融通を支援します ・各家庭にある「まだ使えるけど不要なモノ」について、市民間で融通しあうための情報交換プラットフォームを提供し、市民のリユース活動の支援を行います。市内のNPO法人やリユース事業者などと協力し「不要なモノ」や「欲しいモノ」についての情報発信を行うなど、市民が利用できる仕組みを構築します。また、民間企業や関連団体と連携し、市内における家庭不要物をリユース、リサイクルする取組を推進するとともに、ペットボトルの水平リサイクル、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に則った、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化の検討など、持続可能な循環型社会の形成を促す取組を推進します。
2	●生ごみの削減、循環利用を推進します ・各家庭や学校給食センター、食品販売店、飲食店、宿泊施設、食品製造業など食料品を扱う事業所や市内農家などが協力し、市内から発生する生ごみの堆肥化、堆肥の市内農地利用による循環農作物の栽培、学校給食などによる循環農作物の地域内消費に取り組みます。また、各家庭での循環利用を促進するために、生ごみ処理機、生ごみ処理容器（コンポスト）の普及を推進します。 ・発生する生ごみを削減するために、「北杜市食べきり宣言」で掲げた「食べ物に もったいないを もういちど」を意識し、「30・10運動」や「食べきりキャンペーン」などの食品ロス削減啓発活動を推進します。
3	●生ごみの活用を軸とした食育などを推進します ・生ごみの地域内循環の取組を軸として、エコクッキングの実践方法や地産地消の重要性、生ごみ処理機・生ごみ処理容器（コンポスト）の取組など、食べ物の大切さや農業の大切さについて学ぶことができる講習会や環境教育などを行い、市民意識を高めます。また、市内の学校などと協力し、食育を推進することにより、生ごみの活用が促進されるだけでなく、将来を担う児童生徒の健やかな心身の成長に貢献します。

重点テーマ2：「未来に向けた温暖化対策推進プロジェクト」

（１）取組概要

地球温暖化対策を積極的に進めるため、市の事務事業及び市内からの温室効果ガスの排出抑制を計画的に進めます。市の事務事業については、市役所庁舎などから排出される温室効果ガスの計画的な削減を進めます。市内からの温室効果ガスの排出抑制については、再生可能エネルギーの導入を軸として取組を進めます。

（２）具体的な取組

地球の未来に向けて、地球温暖化を緩和させるため、以下の2つの方針を定めるとともに、重点的に推進する具体的な取組を示します。

基本方針

方針 1 北杜市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を推進します

方針 2 北杜市再生可能エネルギーマスタープランの推進します

方針	具体的な取組事項
1	●北杜市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を推進します - 北杜市では「北杜市地球温暖化対策実行計画」（事務事業編）を2020年1月に策定しました。市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減目標として、2013年を基準年とし2030年までに46%の削減を設定しています。この目標達成のため、3つの基本方針である「省エネルギーの推進」、「再生可能エネルギーの導入推進」、「カーボン・マネジメントの推進」を掲げ、CO₂の削減を図ります。 - 本市では、これまでも公共施設への太陽光発電設備の導入など、様々な施策を展開していますが、2021年に改訂された「温暖化対策推進法」では、2050年にカーボンニュートラルを目指すことが明記されました。本市においても、今後さらなるCO₂の削減のための施策を展開していきます。また、温暖化対策実行計画【地域施策編】についても策定を検討します。 - 市の事務事業から排出される温室効果ガスは、毎年度排出量の実績について算定を行い、計画の進捗状況を把握するとともに、PDCAサイクルによる取り組み内容の定期的な評価・改善を行い実効的・継続的な計画の推進を図ります。
2	●北杜市再生可能エネルギーマスタープランを推進します - 本市も国の方針である「脱炭素社会の構築」のため、2020年12月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行っており、2021年2月には、「北杜市再生可能エネルギーマスタープラン」を策定しました。2050年カーボンニュートラルを目指し「北杜市再生可能エネルギーマスタープラン」を積極的に推進していきます。 - 防災拠点となる建物や周辺の街路灯に対して、再生可能エネルギーや蓄電池の導入、災害時にエネルギー供給が可能な電気自動車などの強みを活かしたクリーン自動車の導入など、災害に強いまちづくりを検討します。 - 地域課題に対応するための手段として、再生可能エネルギーの導入を促進し、その活用方法について検討します。また、個人住宅への再生可能エネルギーの導入を推進するため、支援を行います。

重点テーマ3：「杜の恵み活用プロジェクト」

(1) 取組概要

市内の豊かな森林について、維持管理を積極的に進めるとともに、素材やエネルギー資源として活用することで、環境保全や地域経済の活性化に貢献します。森林の維持管理においては、市内外の企業による森づくりへの参画など、本市の恵まれた森林環境を軸とした各種取り組みを展開します。

(2) 具体的な取組

市内の森林保全や資源の有効活用に向けて、以下の2つの方針を定めるとともに、重点的に推進する具体的な取り組みを示します。

基本方針

方針 1 協働による森づくりを推進します

方針 2 市内木質バイオマスを活用します

方針	具体的な取組事項
1	●協働による森づくりを推進します - 本市の良好な水環境のブランド力を活かし、南アルプスユネスコエコパーク、甲武信ユネスコエコパーク、ハケ岳中信高原国定公園などの貴重な自然や水を育む森林を維持するため、市内外の企業や団体などの協力を受け、「協働の森づくり」を行います。この活動を通じて、市内の森林の維持管理を行うとともに、水源のかん養、地球温暖化防止、山地災害の防止等の森林の多様な機能を増幅させます。また、企業や団体の関係者の来場による地域活性化への貢献や、企業によるCSR活動についての情報発信を通じた本市のPRが期待できます。 - 地域や学校などと協働して、植林などの森づくりイベントを行うことで、森林の保全を推進することに加えて、市内の自然に親しみ、森林の働きや重要性について学ぶ機会を提供します。
2	●市内木質バイオマスを活用します - 市内の森林の間伐などに伴って発生する木質資源について、素材やエネルギー源として有効に活用します。間伐材の搬出については、木質資源の活用を促すため、市民が主体となって取り組むことができ、かつ地域経済の活性化が期待できる手法などを検討します。 - バイオマスエネルギーの利用を推進するため、市内における木質ペレットストーブの導入を進めます。これにより、化石燃料の使用量を削減し、温室効果ガスの排出削減を図ることで、ゼロカーボンシティの実現を推進します。 - 素材の活用として、市内での木材加工製品の配布などを行うことで、木質資源の有効利用を推進します。また、木質資源の有効活用意識を高めるため、市民が木材や木製製品とのふれ合いを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深めるための「木育」を推進します。

重点テーマ4：「生きもののいきいきプロジェクト」

(1) 取組概要

「生物多様性」とは、生きものの豊かな「個性」と「つながり」を示す言葉で、私たち人間も含めた生きものがお互いに繋がりがあい、支えあっていることを意味します。生物多様性には、生態系・種・遺伝子の3つのレベルで多様性があり、これらの多様性が複雑に繋がりがあい、私たちが暮らす地球、そして自然豊かな本市を形成しています。

食料や水、薬品、気候の安定など生物多様性を基盤とする様々な恵みは「生態系サービス」といいます。本市を特徴づける豊かな水資源や緑、文化なども生態系サービスの一部です。この豊かな生態系サービスを未来の世代も受けることができるよう、一人ひとりが生物多様性の大切さを理解し、守り、育むことが重要です。

(2) 具体的な取組

市民一人ひとりが生物多様性を理解するとともに、私たちが生態系サービスの恩恵を受けていることを認識し、生物多様性を適正に維持しながら次の世代に受け継ぐため、以下の3つの方針を定め重点的に取り組んでいきます。

基本方針

- 方針 1 生物多様性について市民一人ひとりの理解を深めます
- 方針 2 生物多様性の損失を防ぎ、保全します
- 方針 3 生態系サービスを持続的に享受できる社会を構築します

方針	具体的な取組事項
1	●生物多様性について市民一人ひとりの理解を深めます - 市内における、生物多様性に関する情報や保全に関する取り組み事例などを市のホームページや広報ほくとなどの情報媒体、北杜市子ども環境フェスタなどのイベントを利用して発信し、市民一人ひとりの生物多様性に関する理解を深めます。 - 本市には、南アルプスユネスコエコパーク、甲武信ユネスコエコパークにおける活動を中心として、多くの組織や団体が動植物の保全活動に積極的に取り組んでいます。今後は、環境保全に取り組んでいる組織や団体などが、横断的な情報交換を行うことのできるホームページなどを整備し、活動や研究成果などの情報の共有化を図るとともに、情報を広く発信することによって、市民による保全活動の促進を図ります。 - 団体や企業、大学などとの連携により、環境保全活動を担う人材の育成と、市民が多様な自然と触れ合える機会や場の整備を推進します。
2	●生物多様性の損失を防ぎ、保全します - 本市には多様な動植物が生息しており、地域や学校などと協力して定点調査などによる生息種の観察・把握を行っていますが、どのような種がどの程度の危機に瀕しているのかが十分に把握されていないことから、特に保全が望ましいエリアを中心に専門家などと連携して市内の生物多様性の現状把握と、希少生物や在来種の保全・保護に努めます。 - ブラックバスやオオキンケイギク、アレチウリなど特定外来生物の分布が拡大しているため生態

	系や在来種の保全に向けて市民と協働で積極的な駆除活動に努めます。また、山岳・高原等への来訪者に対して野生の動植物の保護を働きかけるとともに、関係機関等と連携して保全活動を推進します。 - シカやサルなど野生動物による農林産物への被害防止や生態系への影響を緩和するため適切な駆除活動・個体数の管理に努めます。 - 開発や里地里山の管理不足による山林の荒廃・耕作放棄地の増加により、生物の生息・生育環境の悪化などの問題が発生しています。開発による環境への負荷の抑制、山林や農地の適切な管理及び管理体制の構築に取り組み、多様な生物の生育環境の保全を図ります。
3	●生態系サービスを持続的に享受できる社会を構築します 市内外の人々が本市の豊かな自然や文化を享受できる社会を構築するため、自然観察会やエコツアーリズムなどにより生態系サービスを活用・PRしていきます。また、環境に配慮しながら取り組みの輪を広げ、市民、企業などの様々な主体がそれぞれの立場でできることを考え実践できるよう意識の向上を図り、ふるさとを次の世代につなぐ活動を行うなどの地域振興を促進します。

※生態系サービス：食料や水、薬品、気候の安定など、人々が生物多様性から得られている様々な営みのこと。

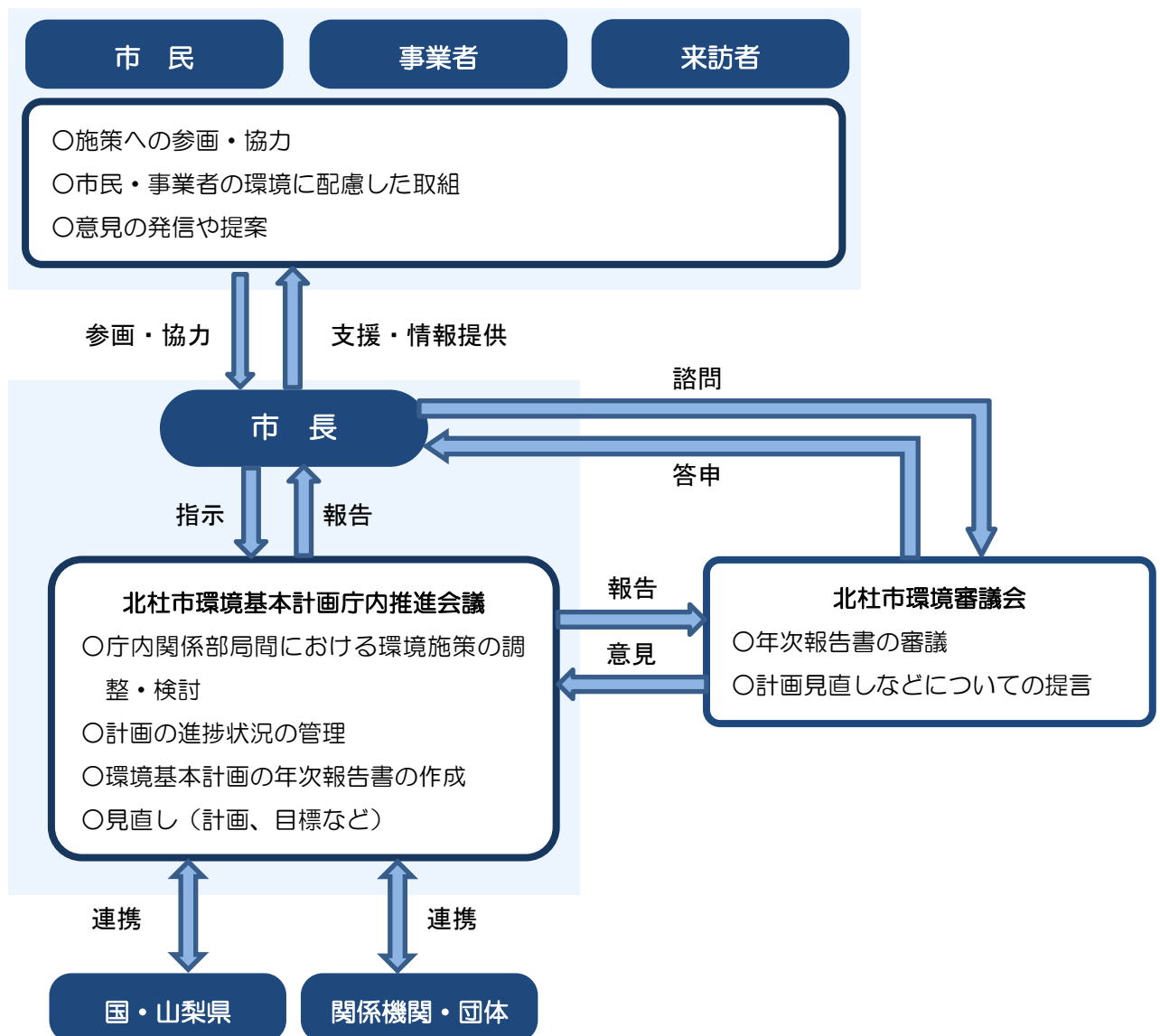
第7章 計画の推進

第1節 計画の推進

1. 計画の推進体制

環境基本計画を着実に推進し機能させるには、市民、事業者、来訪者（本市を訪れる全ての者）及び行政がお互いの役割を理解し、各主体が協働して取り組む体制の構築が必要です。

以下に計画の推進体制を示します。



(1) 北杜市環境審議会（設置根拠：北杜市環境基本条例）

本市の環境保全対策の基本方針に関して調査・審議します。

(2) 北杜市市民環境部環境課

本市の環境行政を総合的かつ計画的に推進するために、庁内各課の環境関連施策の調整や環境基本計画の検討などを行います。

(3) 広域的な連携、協力

環境問題を解決し、良好な環境づくりを行うためには、本市の枠を超えた広域的な連携が必要です。国、県、周辺市町村などと連携・協力体制を強化していきます。

2. 計画の進行管理

(1) 進行管理の考え方

この計画の進行管理は、計画（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・見直し（Action）のPDCAサイクルの考え方に基づいて進行管理に努めます。目標の達成状況や施策事業の状況を定期的に点検し、評価を行います。そのうえで、環境問題をめぐる状況や社会的動向を踏まえて見直しを行い、新たな課題に対応していくものとします。また、本市の環境状況や、本計画に定めた施策事業の実施状況について、広報などを通じて公表し、環境意識の普及啓発を図ります。

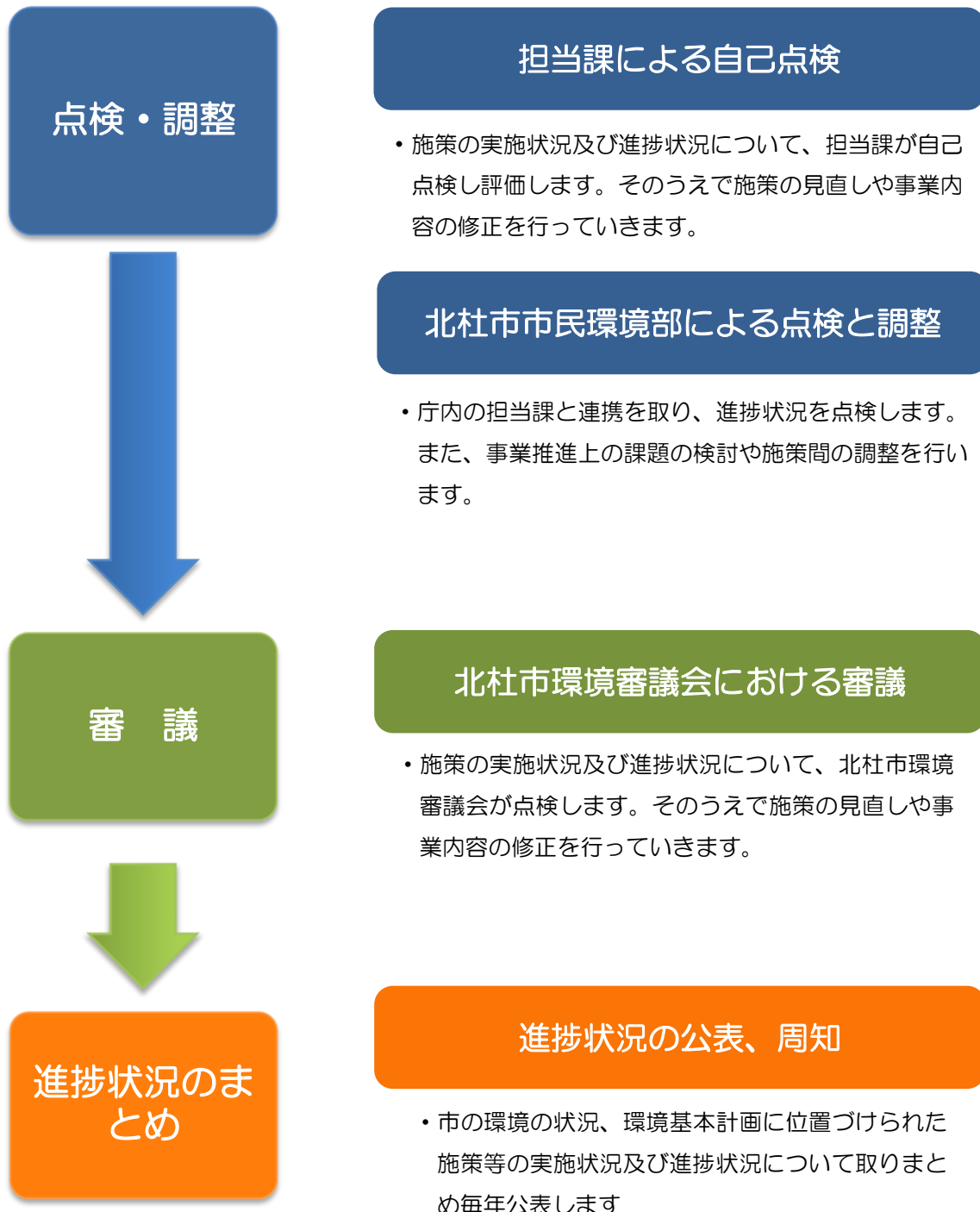
図7-1 にPDCAサイクルの基本図を示します。

図7-1 PDCAサイクル



（２） 進行管理の仕組み

進行管理にあたっては、行政内部ばかりでなく北杜市環境審議会の評価を受けます。また、本市の環境の状況、施策等の実施状況、進捗状況については、毎年公表していくものとします。



第2節 その他

1. 北杜市環境基本条例

平成17年12月16日
条例第183号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境の保全等に関する基本的施策（第8条—第25条）

第3章 環境審議会（第26条—第32条）

第4章 補則（第33条）

附則

北杜市は、広大で風光明媚な自然が生み出す大気や、豊かな湧水など、恵まれた自然環境にある。

こうした自然環境の中で、先人たちは、永い歴史を生活文化とともに刻みつづけてきた。

しかし、近年、市内への人々の流入が増加し、それに伴う車輛からの排気ガスや、人間の多様な活動による環境負荷が高まっている。

私たちは、良好で健康的かつ文化的な生活を営む権利を有するとともに、健全で恵み豊かな環境を次代に継承する責務を担っている。

ここに、全ての市民が自然環境や生態系の維持保存の必要性を認識し、循環型社会の形成を目標として、積極的な環境保全に取り組むため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全と創造について、基本理念を定め、市、事業者、市民及び市を訪れる全ての者の責務を明確にするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全を図ろうえて支障になるおそれのあるものをいう。

(2) 事業者 市内において継続的に物の生産又は役務の提供等事業活動を行っているものをいう。

(3) 市を訪れる全ての者 市内に滞在し、又は市内を通過する全ての者をいう。

(4) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。

(5) 公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生じることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、全ての市民が健康で安全かつ快適な生活を営むために必要とされる良好な環境の確保及び人と自然との共生を図るとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の構築を目的として行われなければならない。

3 環境の保全等は、市、事業者、市民及び市を訪れる全ての者がそれぞれの責務に応じた公平な役割分担と連携の下に積極的に取り組むことにより行わなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保するうえでの課題であることを認識し、全ての者がこれを自らの課題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全等についての基本理念に基づき、環境保全等に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念に基づき、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努める責務を有する。

3 事業者は、基本理念に基づき、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境保全等に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念に基づき、その日常生活において、資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量、再生資源その他の環境への負荷の少ない製品及び役務の利用、生活排水による水質汚濁防止等により、環境への負荷の低減に努める責務を有する。

2 市民は、基本理念に基づき、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境保全等に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

（市を訪れる全ての者の責務）

第7条 市を訪れる全ての者は、基本理念に基づき、その滞在又は通過に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、廃棄物の減量、再生資源その他の環境への負荷の少ない製品及び役務の利用、排水による水質汚濁防止等により、環境への負荷の低減に努める責務を有する。

2 市を訪れる全ての者は、基本理念に基づき、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実現する環境保全等に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

（環境基本計画）

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

（1）環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

（2）環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者又はこれらの者を組織する民間団体（以下「市民等」という。）の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、北杜市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表するものとする。

6 環境基本計画の変更については、前3項の規定を準用する。

7 市は、5年ごとに基本指針及び基本計画に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

（年次報告）

第9条 市長は、環境の現況並びに環境の保全等に関する施策の実施状況に関する報告を毎年作成し、公表するものとする。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境保全等について十分配慮しなければならない。

（市民等の意見の反映）

第11条 市は、環境の保全等に関する施策に、市民等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

（環境教育等）

第12条 市は、市民等が環境の保全等についての理解を深めるとともに、市民等の環境の保全等に関する活動が促進されるように、環境教育及び環境学習の振興を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（市民等の自発的な活動の促進）

第13条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、廃棄物減量活動、再生資源の回収活動その他環境の保全等に関する活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供等）

第14条 市は、前2条に定める事項を推進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他環境保全等に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

（市民等との連携）

第15条 市は、環境の保全等に関する施策が市民等の積極的な参加と協働により推進されるよう、これらの者との連携に努めなければならない。

（規制等の措置）

第16条 市は、公害その他の環境の保全上の支障を防止するために必要な規制及び指導等の措置を講ずるものとする。

（環境影響の事前配慮）

第17条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする事業者が、その事業の実施に伴う環境への影響について、事前に環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（助成措置）

第18条 市は、市民等が行う環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全等に資する取り組みについて、特に必要があると認めるときは、助成その他の措置を講ずるものとする。

（環境の保全に資する施設の整備等）

第19条 市は、環境への負荷の低減のための施設及び公園、緑地その他の快適な生活の確保のための施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（資源の循環的な利用等の促進）

第20条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

（環境管理の推進）

第21条 市は、事業活動が環境に与える影響について事業者が自主的に行う環境管理に関し、その普及に努めるものとする。

（調査の実施及び監視体制等の整備）

第22条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を策定し、並びに適正に実施するために必要な調査を実施し、及び監視等の体制を整備するものとする。

（環境保全上の支障に係る苦情の処理）

第23条 市は、環境保全上の支障に係る苦情について、適正かつ円滑な処理に努めるものとする。

（国及び県並びに他の地方公共団体との協力）

第24条 市は、環境の保全等に関する広域的な取り組みを必要とする施策を実施するに当

たっては、国及び県並びに他の地方公共団体との協力に努めるものとする。

（地球環境保全に資する施策の推進）

第25条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

第3章 環境審議会

（設置）

第26条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、市における環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、北杜市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第27条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

（1） 環境基本計画の策定及び変更に関する事項

（2） 環境の保全等に関する基本的事項

（3） 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する重要事項

2 審議会は、前項に定める事項に関して必要に応じ、市長に意見を申し出ることができる。

（組織）

第28条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員及び知識経験のある者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

（任期）

第29条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第30条 審議会に、会長1人、副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを決める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第31条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（庶務）

第32条 審議会の庶務は、市民環境部環境課において処理する。

第4章 補則

（委任）

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日条例第2号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月27日条例第17号）

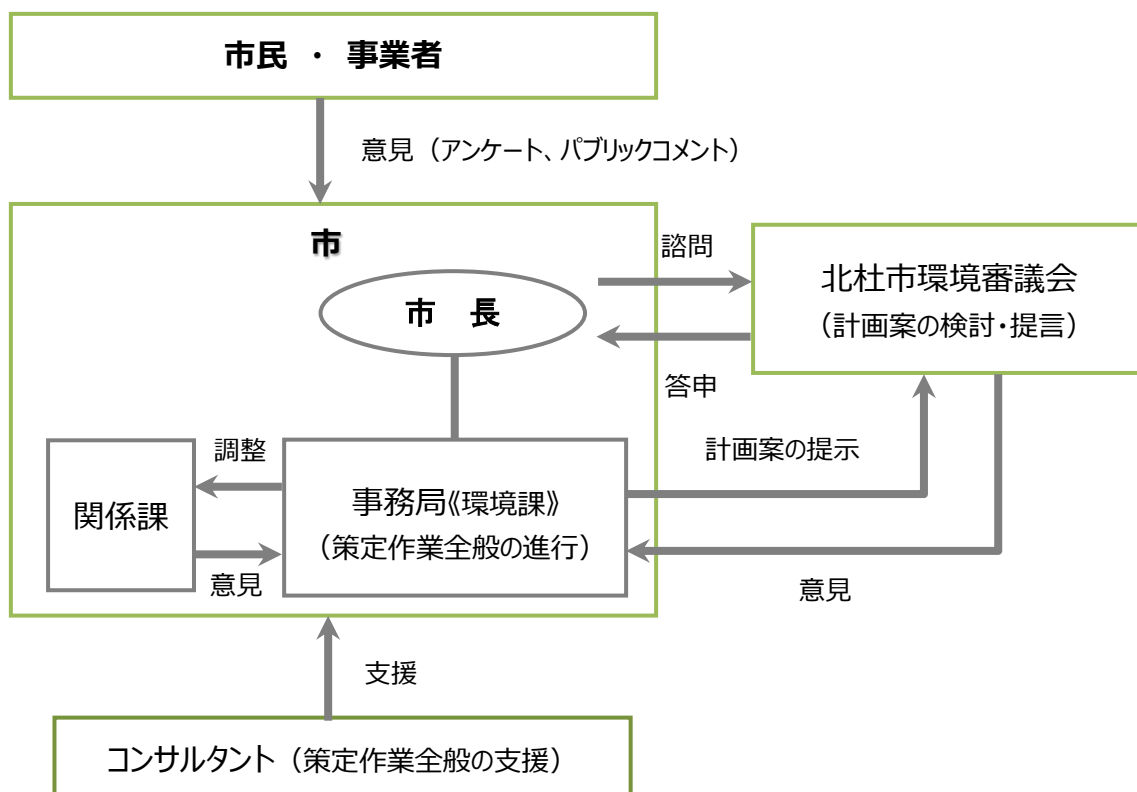
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月22日条例第2号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2. 計画策定の体制

・策定体制図



3. 計画策定の経過

本計画の策定にあたっては、北杜市環境基本条例に基づき、北杜市環境審議会において審議を行いました。また、市民及び事業者を対象としたアンケート調査、市民意見募集（パブリックコメント）などの実施により、広く意見の募集に努め、計画策定の参考としました。

年 月 日	会 議 等	主な検討内容等
令和4年 9月14日（水） ～9月28日（金）	市民・事業者向けアンケート調査の実施	・「北杜市の環境に関するアンケート」（市民554人、112事業者が回答）
令和4年 11月28日（月）	令和4年度 第1回北杜市環境審議会 諮問	・市民及び事業者アンケート結果について ・第2次北杜市環境基本計画改訂版（案）について
令和4年 12月9日（金）	令和4年度 第2回北杜市環境審議会	・第2次北杜市環境基本計画改訂版（案）について
令和5年 1月13日（金） ～2月13日（月）	「第2次北杜市環境基本計画 改訂版」策定に係るパブリックコメントの実施	・意見数 11名、68件

令和5年 3月10日（金）	令和4年度 第3回北杜市環境審議会	・パブリックコメントの結果について ・第2次北杜市環境基本計画改訂版（案）及び概要版（案）について ・答申書について
令和5年 3月22日（水）	答申	・第2次北杜市環境基本計画改訂版（原案）の答申

4. 用語集

<数字・アルファベット>

3R	リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3つのR（アール）の総称のこと。
4R	リフューズ（Refuse）、リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の4つのR（アール）の総称のこと。北杜市は4Rを推進している。
BOD	生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）の略称。有機物による河川水などの汚濁の程度を示すもので、水中に含まれている有機物質が一定時間、一定温度のもとで微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。
COD	化学的酸素要求量（Chemical Oxygen Demand）の略称。有機物による湖沼などの汚濁の程度を示すもので、水中の汚濁物質を酸化剤によって酸化するとき消費される酸素の量をいう。数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。
CSR	企業の社会的責任のこと。企業の責任を、従来からの経済的・法的責任に加えて、企業に対して利害関係のあるステークホルダー（消費者、投資家など、及び社会全体）にまで広げた考え方。
PM2.5	大気中に浮遊している2.5μm以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質（SPM：10μm以下の粒子）よりも小さな粒子。
PPA事業	Power Purchase Agreement（電力販売契約）の略称。施設所有者より無償提供されたスペースに事業者が太陽光発電設備を設置し、発電された電力をその施設の電力使用者へ有償提供する仕組み。
PRTR法	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」。人の健康や生態系に有害な恐れのある指定化学物質の排出量などのデータの届出・公開など、化学物質による環境保全上の問題を未然に防ぐための法律。
SDGs	持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略称。持続可能でよりよい社会をめざすための世界共通の行動目標であり、17のゴール、169のターゲットから構成されている。平成27年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられているもの。

<五十音>

ア行

空き家バンク	空き家の売却または賃貸を希望する所有者が自治体に情報を登録し、空き家の利用希望者に情報提供する制度をいう。
一般廃棄物	廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物を指す。主に家庭から排出される廃棄物や事業者が排出する産業廃棄物以外の廃棄物（事業系一般廃棄物）をいう。
エコツーリズム	エコロジー（ecology）とツーリズム（tourism）を組み合わせた造語。地域ぐるみ

	で自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく取組。観光や旅行を通じて自然保護や環境保全への理解を深めようという考え方。
エコドライブ	大気汚染物質や二酸化炭素の排出削減のための環境に配慮した運転のこと。自動車停止時にエンジンを切るアイドリングストップの励行や急発進・急加速を控えることなどがあげられる。
温室効果ガス	二酸化炭素やメタンなど、気体のうち赤外線を吸収する能力を持つもののこと。温室効果ガスは地表面からの熱をいったん吸収し、熱の一部を地表面に下向きに放射する。日射に加えて、こうした放射による加熱があるため、地表面はより高い温度となり、温室効果がもたらされる。
温室効果ガス排出係数	単位生産量・消費量などあたりの二酸化炭素の排出量を表す数値のこと。
カ行	
外来生物	もともとその地域にいなかったが、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のこと。外来生物法では、「海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物」と定義されている。
合併浄化槽	生活雑排水とし尿処理を合わせて処理することができる浄化槽のこと。
家電リサイクル法	一般家庭や事務所から排出された家電製品（エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律。
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにする。
環境基準	大気汚染、水質汚染、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件で、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法第16条に基づき定められている基準。
環境保全型農業	農業や化学肥料の使用を控え、堆肥を利用するなど、生産性を維持しつつも自然環境に配慮し、環境への負荷の軽減を図る持続的な農業のこと。
気候変動に関する政府間パネル（IPCC）	人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織。
強制循環型太陽熱利用システム	太陽熱を集熱し、給湯や冷暖房に利用する「太陽熱利用機器」のうち、主に集熱器と貯湯槽から構成されるもの。
光化学オキシダント	工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素類から、太陽光の照射を受けて二次的に生成されるもの。濃度が0.12ppm以上の状態になると、県は光化学スモッグ注意報を発令する。
耕作放棄地	高齢化や過疎化による人手不足などで、過去1年間耕作されたことがなく、今後数年の間に耕作する意思のない農地をいう。
サ行	
再生可能エネルギー	一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス（生物由来の資源）、地熱などがある。自然エネルギーとほぼ同義に用いられる。
再生利用	ごみを原料として再利用すること。別名マテリアルリサイクルともいう。
産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物で、廃プラスチック、廃油等20種類の廃棄物。産業廃棄物は、事業者の責任で適正に処理することが義務付けられている。
事業系一般廃棄物	事業活動に伴って生じたごみのこと。事業活動とは事務所、店舗、飲食店、工場など営利を目的とするものばかりではなく、病院、学校、社会福祉施設などの公

	共サービスなどを行っている事業も含む。
食品ロス	売れ残り、食べ残しなど、本来は食べられる状態であるにもかかわらず食品が廃棄されることをいう。
自然環境保全地区	山梨県自然環境保全条例において、自然環境保存地区、景観保存地区、歴史景観保全地区、世界遺産景観保全地区、自然活用地区及び自然造成地区を指す。
自然記念物	山梨県自然環境保全条例において、動物、植物、地質鉱物などで住民に親しまれているもの、由緒のあるもの又は学術的価値のある将来にわたって保存する必要があるものであり、知事が指定したもののこと。
循環型社会	環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会のこと。
除間伐	「除伐」と「間伐」を指す。除伐とは、育てようとする樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。間伐とは、育てようとする樹木どうしの競争を軽減するため、混み具合に応じて、一部の樹木を伐採すること。
浄化槽	下水浄化設備の一つ。下水道未整備地区で生活雑排水やし尿が発生する場合、一時貯留・浄化してから放流しなければならないため、合併処理浄化槽の設置が義務となっている。
水洗化率	下水道水洗化率。下水道を利用できる地区に住んでいる人のうち、どれくらいの人が実際に下水道に接続しているかを示すもの。
生活排水	一般的な日常生活によって、台所・便所・浴室などから河川などの公共用水域あるいは下水道に排出される汚水のこと。
生態系サービス	人間の暮らしを支える食料や水の供給、気候の安定など生物多様性を基盤とする生態系から得られる人類の利益になる機能（サービス）のこと。主に「供給サービス」、「調整サービス」、「文化的サービス」、「基盤サービス」の4つに分類される。
生物圏保存地域	ユネスコの「人間と生物圏計画」に基づいて成立した国際的な指定保護区の名称のこと。日本国内では「ユネスコエコパーク」の呼称が用いられている
生物多様性	生物に関する多様性を示す概念のこと。生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることを指し、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性（遺伝的多様性、種内の多様性とも言う）から構成される。
タ行	
ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコブラナーポリ塩化ビフェニル（コブラナーPCB）の総称。ごみの焼却過程などで非意図的に生成され、発がん性などの毒性があるといわれている。
多面的機能支払交付金	水路、農道、ため池及び法面など、農業を支える共用の設備を維持管理するための地域の共同作業に支払われる交付金のこと。「多面的機能」は、農地の洪水抑止機能に代表される農業の二次的な機能を指す。
地産地消	地域で生産された物を地域で消費すること。新鮮な食材が手軽に入手できることや食に対する安心・安全を感じることができるという利点があり、さらに無農薬・低農薬の農産物生産による自然環境負荷の低減や、地域の農業振興による農地保全、生産物の運輸時間短縮による自動車排出ガスや化石燃料消費の低減など、環境面においても効果が期待できる。
低炭素社会	地球温暖化の要因とされる温室効果ガスのうち、二酸化炭素の排出量を低下させる産業と生活の仕組みをもつ社会。化石燃料使用量の削減、高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用などによって実現を目指す。
特定外来生物	外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から、外来生物法に基づいて指定される。生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。環境省の特定外来生物等一覧に記載されている。

土砂災害特別警戒区域	建築物に損壊が生じ、住民などの生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域のこと。都道府県が指定する。
ナ行	
二酸化炭素冷媒 ヒートポンプ給湯器	二酸化炭素を冷媒（加熱媒体）としてヒートポンプを駆動させることで高温のお湯を得る家庭用給湯システム。
熱回収	廃棄物の燃焼処理時に発生する熱エネルギーを回収し、利用すること。サーマルリサイクルとも呼ばれるリサイクル方法のひとつ。
ハ行	
ばい煙	大気汚染防止法では、燃料その他の物の燃焼、又は熱源としての電気の使用に伴って発生する硫黄酸化物及びばいじんや、物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴って発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質を政令で定めるもの（有害物質）をいう。
バイオマスエネルギー	生物資源あるいはそこからの廃棄物に基づくエネルギー源のこと。薪炭・稲わら・製材くずなどの農林資源、古材などの産業廃棄物、都市ごみ、し尿、畜産廃棄物などが含まれる。
パリ協定	京都議定書に代わる新しい地球温暖化対策の国際ルールのこと。平成27年12月にパリで開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP21）において採択され、平成28年11月に発効した。産業革命前からの気温上昇を2度より十分低く抑えることを目標としている。すべての国が削減目標を作り、目標達成義務はないが達成に向けた国内対策を取る必要がある。
フロン類	炭素と水素のほか、フッ素や塩素、臭素などハロゲンを多く含む化合物の総称。冷媒や溶剤として20世紀中盤に大量に使用されたが、オゾン層破壊の原因物質ならびに温室効果ガスであることが明らかとなり、今日では先進国を中心として、使用に大幅な制限がかけられている。
マ行	
マイバッグ	マイ（my）とバッグ（bag）を組み合わせた造語。スーパーなどで購入した品物を入れるために消費者が持参する袋。買い物袋。エコバッグ。
ヤ行	
有害化学物質	環境を経由して人または動植物に有害な作用を及ぼす化学物質を指す一般的な総称。
ラ行	
レッドデータブック	絶滅に類している動植物の種を記した資料集。IUCN（国際自然保護連合）がリストアップし、昭和41年から発行している。日本では平成元年に出版された。

第2次北杜市環境基本計画（改訂版）

発行/令和5年3月 編集/北杜市役所 市民環境部 環境課

〒408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田 961-1

TEL 0551-42-1341 FAX 0551-42-1123

メールアドレス kankyou@city.hokuto.yamanashi.jp

ホームページアドレス <https://www.city.hokuto.yamanashi.jp>

